調道資料線

令和3年9月

資 料

令和3年9月補正予算(案)の概要

特集

- 1 中核市の概要
- 2 ヤングケアラーに関する取組について

長崎市議会事務局

目 次

◎資料	令和(3年9	月補正	予算((案) 0	の概要							
•	令和:	3年度	各会計	別予算	額調	(令和	3年9	9月議	会)			•	1
•	令和:	3年9	月市議	会定例	会・神	非正予?	算(多	案) の	主な	内名	· 容		2
⊚特集 1	中村	亥市の	概要・		• • •	• • •				•			5
	調査の	か背景	と目的							•	• •	•	49
◎議長会	≩等の重	動き・			• • •	• •				•			63
◎委員会	きだより	.J · ·		• • •	• • •	• • •	• •	• • •		•	• •	• •	66
◎図書室	とだより	.j								•			68

長崎市の人口・面積 (前年との比較)

	令和3年8月1日	令和2年8月1日	増 減
人口	401,803 人	407, 086 人	▲5,283 人
男	184, 681 人	187, 204 人	▲2,523 人
女	217, 122 人	219, 882 人	▲2,760人
世帯数	185, 688 世帯	186, 442 世帯	▲754 世帯
面積	405. 86 km²	405. 86 km²	—km²

※人口、世帯数については推計人口

令和3年度各会計別予算額調(令和3年9月議会)

(単位:千円) 【参考】 現計予算額 合 計 令和2年度 対前年度 対当初 숲 計 別 補正額 同期予算額 伸 率 同期伸率 (9月10号補正後) 構成比 額 構成比 金 額 金 % % % % 般 숲 計 233,593,212 60.5 812,658 234,405,870 60.5 4.5 **▲**16.7 281,385,027 観光施設事業 531.835 531.835 520.770 0.1 0.1 2.1 国民健康保険事業 53,769,189 13.9 53,769,189 13.9 0.0 **▲**2.1 54,905,388 特 得 土 地 取 2.187.377 0.6 2.187.377 0.6 **▲**9.1 2.405.948 中央卸売市場事業 268,562 268,562 0.1 0.1 7.4 249,966 駐 車 場 事 業 249.294 0.1 249.294 0.1 ▲59.4 613.302 別 産 財 区 40.479 0.0 40.479 0.0 48.1 27,340 母子父子寡婦福祉 136.813 0.0 136.813 0.0 70.4 80.271 資 金 貸 付 事 業 会 介護保険事業 48,508,443 48,642,407 12.6 133,964 12.6 0.3 4.9 46,376,312 生活排水事 563,888 0.1 563,888 543,248 0.1 3.8 所 事 療 業 358,850 0.1 358,850 0.1 **▲**1.6 364,677 計 後期高齢者医療事業 6,014,998 6,014,998 5,827,769 1.6 1.6 3.2 長崎市立病院機構 997,242 0.3 997,242 **▲**16.2 1,189,361 0.3 病院事業債管理 小 計 113,626,970 29.4 133,964 113,760,934 29.4 0.1 0.6 113,104,352 16,476,686 事 道 業 0 16,476,686 水 4.3 4.3 0.7 16,361,449 公 営 企業 下 水 道 事 業 22,639,799 5.9 22,639,799 5.8 **▲**3.3 23,407,722 会 計 小 計 39,116,485 10.1 0 39,116,485 10.1 **▲**1.6 39,769,171 100.0 合 計 386,336,667 946,622 387,283,289 100.0 ▲10.8 434,258,550 2.7

令和3年度9月市議会定例会 補正予算(案)の主な内容

I 一般会計予算

812,658 千円

(千円)	内容	担当課
13,454		
99	新市庁舎の維持管理業務について、民間事業者の専門的なノウハウを活用し、複数の設備保守点検や清掃・警備業務等を一括して発注する「包括的民間委託」で実施するにあたり、公募型プロポーザル方式で受注候補者を選定するための審査会を開催するもの。	財産活用課
8,410	長崎市代表コールセンターが入居している建物が令和4年度から内部改修工事を予定しており、工事の騒音等が運営に支障をきたすことから、コールセンターを民間オフィスビルに移設するもの。 現計予算額 67,737千円	広報広聴課
4,945	外国人に住民投票権が付与された長崎市住民投票条例の 制定に伴い、外国人の投票に対応するため選挙に係るシ ステムの改修を行うもの。	選挙管理委員会 事務局
86,813		
15,600	の強化を図るため、診察室・訓練室を増やす改修工事等 を行い、待機期間の縮小につなげるもの。	障害福祉課
	・診察室の改修 3部屋→4部屋 ・作業療法室の改修 4部屋→5部屋	
	現計予算額 54,800千円	
182	あぐりの丘(全天候型子ども遊戯施設を含む)について、指定管理者候補者選定審査会を開催するもの。	子育て支援課
3,800	市立緑ケ丘保育所及び仁田保育所の民間移譲により、旧仁田佐古小学校跡地で令和7年4月から新保育施設の運用を予定しているが、校舎跡地南側擁壁の側にドラム缶が埋設されているのが確認されたことから、擁壁の強度の安全性を確認するための調査を行うもの。	幼児課
30,500	「あぐりの丘」に全天候型の子ども遊戯施設を整備するにあたり、車椅子やベビーカー等の利便性の向上を図るため、入口付近のスロープ改修や、雨天時の車からの乗降用等としてカーポートの設置などを行うもの。	子育て支援課
36,731	入所児童の保育環境の向上及び待機児童の解消を図るため、民間保育所の定員増を伴う施設整備及び老朽施設の整備に係る経費を助成するもの。 ・定員増を伴う施設整備 1施設 ・老朽施設の整備 2施設 現計予算額 168,804千円	幼児課
576,182		
576,182	新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、接種体制を構築して予防接種を実施しているが、集団接種に係る経費等が不足するため増額するもの。 現計予算額(繰越明許予算) 2,093,301千円	^{新型コロナウイルス} ワクチン接種 事業室
	13,454 99 8,410 4,945 86,813 15,600 30,500 30,500	13,454 99 新市庁舎の維持管理業務について、民間事業者の専門的なりつからを活用し、複数の股備保守点核や清掃・警備業務等を一括して発注する「包括的民間委託」で実施するにあたり、公募型プロポーザル方式で受注候補者を選定するための審査会会を開催するもの。 8,410 長崎市代表コールセンターが入居している建物が令和4年度から内部改修工事を予定しており、工事の騒音等が適営に支障をきたすとから、コールセンターを民間オフィスピルに移散するもの。 現計予算額 67,737千円 4,945 制定に住民投票権が付与された長崎市住民投票条例の制定に住い、外国人の投票に対応するため選挙に係るシステムの改修を行うもの。 86,813 15,600 発達障害児等の早期診療・療育に向け、診察・療育体制の強化を図るため、診察室・訓練室を増やす改修工事等を行い、待機期間の縮小につなげるもの。・診察室の改修 4部屋一5部屋現計予算額 54,800千円 182 あぐりの丘(全天候型子ども遊戯施設を含む)について、指定管理者候補者選定審査会を開催するもの。 3,800 市立総ケ丘保育所及び仁田保育所の民間移譲により、旧仁田佐古小学校跡地で令和7年4月から新保育施設の運用を完定しているが、検合跡地南側接近から、無壁の強度の安全性を確認するための調査を行うもの。 30,500 「あぐりの丘」に全天候型の子ども遊戯施設を整備するため、安全性を確認するための調査を行うもの。 10,501 「あぐりの丘」に全天候型の子ども遊戯施設を整備するため、実施でいるが、大会跡が出たことが、両天時の強度の大きが大足が大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きないるが、大き関係を経費を助成するもの。・定員項を伴う施設整備 2施設 環計予算額 168,804千円 576,182 576,182

	事 業 名	補 正 額 (千円)	内容	担当課
6	款 農林水産業費	18,628		
10	農業振興対策費 (1) 有害鳥獣対策費	18,628 15,628	有害鳥獣被害の相談件数が増加傾向にあり、鳥獣侵入防止資材貸与の申請が予想を大きく上回り、見込まれる貸与数量が確保できないことから、鳥獣侵入防止資材を追加で購入するための経費を増額するもの。 現計予算額 95,036千円	農林振興課
	(2) 経営継承・発展等支援事業費	3,000	地域農業のリーダーの後継者確保のため、現リーダーから農業経営を継承し、農業所得の向上を目指す後継者に対して、経営発展に必要な取組みを支援するもの。	
7	款 商工費	4,000		
11	観光客誘致対策費 観光客誘致推進費	4,000	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、訪日外国人観光客の来訪がほとんどない状態ではあるが、今後の感染症収束を見据え、インバウンドのV字回復につなげるため、ドイツ及びタイ現地へ向け長崎市の観光情報等を発信する経費を増額するもの。 現計予算額 13,336千円	観光交流推進室
1	0款 教育費	95,338		
12	小学校管理費	3,233		教育委員会
	(1) 管理費		市立小学校の校舎等内外に設置されている工作物及び機器等の目視等による点検を行った結果、劣化が著しい備品について撤去または取替えを行うもの。 ・箇所数 21箇所 ・対象設備 サッカーゴール、ハンドボールゴール、遊具 -※管理費:解体、撤去費を計上	総務課
	(2) 教材整備費	250	教材整備費:備品購入費を計上 現計予算額 管理費 540,119千円 教材整備費 224,545千円	
13	小学校維持補修費 校舎等維持補修費	55,957	市立小学校の校舎等内外に設置されている工作物及び機器等の目視等による点検を行った結果、劣化が著しい設備について補修、取替等を行うとともに目視等による点検では安全性の判断が困難であったものについては、専門業者による点検を行うもの。 ・箇所数 補修、取替等:104箇所 点検:280箇所・対象設備 補修、取替等:遊具、塀・フェンスほか 点検:バスケットゴールほか 現計予算額 210,307千円	施設理
14	中学校管理費 管理費	900	市立中学校の校舎等内外に設置されている工作物及び機器等の目視等による点検を行った結果、劣化が著しい備品について撤去を行うもの。 ・箇所数 8箇所 ・対象設備 ハンドボールゴール、遊具 現計予算額 240,092千円	

事 業 名	補 正 額 (千円)	内容	担当課
15 中学校維持補修費 校舎等維持補修費	34,934	市立中学校の校舎等内外に設置されている工作物及び機器等の目視等による点検を行った結果、劣化が著しい設備について補修、取替等を行うとともに目視等による点検では安全性の判断が困難であったものについては、専門業者による点検を行うもの。 ・箇所数 補修、取替等:43箇所 点検:214箇所・対象設備 補修、取替等:塀・フェンス、倉庫ほか 点検:バスケットゴールほか 現計予算額 122,050千円	教育委員会 施設課
16 高等学校維持補修費 校舎等維持補修費	314	市立高等学校の校舎等内外に設置されている工作物及び機器等の目視等による点検を行った結果、劣化が著しい設備について補修、取替等を行うとともに目視等による点検では安全性の判断が困難であったものについては、専門業者による点検を行うもの。 ・箇所数 補修、取替:1箇所 点検:6箇所・対象設備 補修、取替:塀 点検:バスケットゴール 現計予算額 10,282千円	教育委員会施設課
12 款 公 債 費	18,243		
17 元金 元金	18,243	超過借入となった地方債について、繰上償還するための 経費を増額するもの。 現計予算額 22,496,337千円	財政課

[※] 一般会計の繰越明許費は、「市有財産解体費」など4件を計上。

Ⅱ 一般会計債務負担行為 39,200 千円

事 業 名	限 度 額 (千円)	内容	担当課
1 電子調達システム改修委託	39,200	電子調達システムで使用しているブラウザのサポート終了に伴い、別ブラウザで利用できるよう改修を行うもの。 設定期間 令和3年度~令和4年度	契約検査課

Ⅲ 特別会計予算

133,964 千円

		事 業 名	補 正 額 (千円)	内容	担当課
1	介護	保険事業特別会計	133,964		介護保険課
	(1)	償還金	133,964		
		償還金		過年度事業費の確定に伴い、支払基金交付金を返還する	
		国庫支出金等過年度分返還金		もの。	
				現計予算額 2千円	

Ⅳ 企業会計債務負担行為

19,200 千円

事 業 名	補 正 額 (千円)	内容	担当課
1 水道事業会計	19,200		上下水道局
(1) 新浄水場民間活力導入可能性調査 委託	19,200	浦上浄水場が築後75年を経過し、更新する必要があることから、築後52年となる道ノ尾浄水場と併せて、新たな浄水場の整備を計画するにあたり、民間活力(PFI又はDBOなど)の導入可能性調査を行うもの。 設定期間 令和3年度~令和4年度	事業管理課

中核市の概要

本特集は、松山市議会事務局が実施した令和3年4月1日現在の各中核市における議会等の概要についての調査結果を掲載しています。

		頁
1	各中核市議会事務局	6
2	各市の概要	8
3	各市の予算	10
4	議員定数・議会公用車	12
5	議員報酬	14
6	費用弁償	16
7	政務活動費①	18
8	政務活動費②	20
9	行政視察	22
10	海外視察(友好姉妹都市交流を含む)	24
11	委員会①(常任委員会、議会運営委員会)	26
12	委員会②(特別委員会)	28
13	会派	30
14	各派代表者会議	32
15	協議又は調整を行うための場	34
16	当初予算の審査方法	36
17	補正予算の審査方法	38
18	決算の審査方法	40
19	事務局職員	42
20	議会報	44
21	議会情報	46

1 各中核市議会事務局

ſ	_		1	1 谷中核印刷 TEL	B 女子伤心 FAX	郵便番号	所 在 地	FAM3年4月 Eメールアドレス(調査担当)
1	拯	館	<u>+</u>	0138-21-3761	0138-27-4185	940-		
ŀ	旭	川	市	0166-25-6380	0166-24-7810	8666 070-	東雲町4番13号 北海道旭川市	gikai@city.hakodate.lg.jp
ŀ						8525 030-	6条通9丁目46番地 青森県青森市	gikai_somu@city.asahikawa.lg.jp
ŀ	青八	森	市	017-734-5743	017-734-5824	8555 031-	中央一丁目22-5 青森県八戸市	gikai-gijichosa@city.aomori.aomori.jp
ŀ	<u>八</u>	戸	市	0178-43-2145	0178-47-0744	8686 020-	内丸一丁目1番1号 岩手県盛岡市	gikaisho@city.hachinohe.lg.jp
F	盛	岡	市	019-626-7506	019-652-9105	8530 010-	内丸12-2 秋田県秋田市	gikai@city.morioka.iwate.jp
-	秋	田	-	018-888-5782	018-888-5783	8560 990-	山王1-1-1	ro-ccpr@city.akita.lg.jp
ŀ	<u>.</u>	形	市	023-642-8404	023-641-9160	8540 960-	旅篭町二丁目3番25号 福島県福島市	gikaisomu@city.yamagata-yamagata.lg.jp
ŀ	福	島	市	024-525-3775	024-534-2520	8601 963-	五老内町3-1 福島県郡山市	gi-giji@city.fukushima.lg.jp
F	郡	<u>山</u>	市	024-924-2521	024-938-2810	8601 970-	朝日1-23-7 福島県いわき市	soumugiji@city.koriyama.lg.jp
ŀ				0246-22-7535	0246-23-5112	8686	平字梅本21 茨城県水戸市	gikai-somugiji@city.iwaki.lg.jp
11			市	029-232-9246	029-226-4177	310- 8610	中央1-4-1	proceeding@city.mito.lg.jp
ŀ		都宮	-	028-632-2612	028-632-2613	320- 8540	栃木県宇都宮市 旭1-1-5	u79002000@city.utsunomiya.tochigi.jp
13		橋	市	027-898-5911	027-243-3520	371- 8601	群馬県前橋市 大手町二丁目12番1号	gikai-jimu@city.maebashi.lg.jp
14	高	崎	市	027-321-1280	027-327-8303	370- 8501	群馬県高崎市高松町35-1	gikai@city.takasaki.lg.jp
15	川	越	市	049-224-6067	049-224-5394	350- 8601	埼玉県川越市 元町1丁目3番地1	giji@city.kawagoe.lg.jp
16	Ш	П	市	048-257-1405	048-257-5500	332- 8601	埼玉県川口市 青木二丁目1-1	gikaijimukyoku@city.kawaguchi.lg.jp
17	越	谷	市	048-963-9261	048-966-6006	343- 8501	埼玉県越谷市 越ヶ谷四丁目2番1号	giji@city.koshigaya.lg.jp
18	船	橋	市	047-436-3015	047-436-3013	273- 8501	千葉県船橋市 湊町2-10-25	gikai-chosa@city.funabashi.lg.jp
19	柏		市	04-7167-1912	04-7167-0698	277- 8505	千葉県柏市 柏5丁目10番1号	gikaishomu1@city.kashiwa.chiba.jp
20	八	王子	市	042-620-7311	042-626-2458	192- 8501	東京都八王子市 元本郷町三丁目24番1号	b241100@city.hachioji.lg.jp
21	横	須賀	市	046-822-8460	046-824-2663	238- 8550	神奈川県横須賀市 小川町11番地	ga-ccs@city.yokosuka.lg.jp
22	富	山	市	076-443-2157	076-443-2196	930- 8510	富山県富山市 新桜町7-38	gijityousa-01@city.toyama.lg.jp
23	金	沢	市	076-220-2392	076-260-7190	920- 8577	石川県金沢市 広坂1-1-1	gikai_chousa@city.kanazawa.lg.jp
24	福	井	市	0776-20-5506	0776-20-5744	910- 8511	福井県福井市 大手3丁目10番1号	gikai@city.fukui.lg.jp
25	甲	府	市	055-237-5879	055-227-5126	400- 8585	山梨県甲府市 丸の内一丁目18番1号	sigigiji@city.kofu.lg.jp
26	長	野	市	026-224-5056	026-224-5105	380- 8512	長野県長野市 大字鶴賀緑町1613	gikai@city.nagano.lg.jp
27	松	本	市	0263-34-3210	0263-34-9811	390- 8620	長野県松本市 丸の内3番7号	gikai@city.matsumoto.lg.jp
28	岐	阜	市	058-265-3890	058-264-0653	500- 8701	岐阜県岐阜市 司町40番地1	gijichosa@city.gifu.gifu.jp
29	豊	橋	市	0532-51-2920	0532-55-9020	440- 8501	愛知県豊橋市 今橋町1	gikai-giji@city.toyohashi.lg.jp
30	岡	崎	市	0564-23-6971	0564-23-6538	444- 8601	愛知県岡崎市 十王町二丁目9番地	gikaigiji@city.okazaki.lg.jp
31	_	宮	市	0586-28-9138	0586-73-9120	491- 8501	愛知県一宮市本町2丁目5番6号	gikai-shomu@city.ichinomiya.lg.jp
32	豊	田	市	0565-34-6665	0565-34-6566	471- 8501	愛知県豊田市 西町3-60	gikaichosa@city.toyota.aichi.jp
33	大	津	市	077-528-2640	077-521-0409	520- 8575	滋賀県大津市 御陵町3-1	otsu2002@city.otsu.lg.jp
34	豊	中	市	06-6858-2634	06-6846-5525	561- 8501	大阪府豊中市中桜塚3-1-1	gikaisoumu@city.toyonaka.lg.jp
35	吹	田	市	06-6384-2644	06-6338-0920	564- 8550	大阪府吹田市 泉町1-3-40	gikaisyom@city.suita.lg.jp
36	高	槻	市	072-674-7212	072-674-7217	569- 0067	大阪府高槻市 桃園町2番1号	gikaijim-82@city.takatsuki.lg.jp
37	枚	方	市	072-841-1528	072-841-0240	573- 8666	大阪府枚方市 大垣内町2丁目1番20号	gikai@city.hirakata.lg.jp
38	八	尾	市	072-924-3885	072-922-4968	581- 0003	大阪府八尾市 本町一丁目1-1	sigikaijimukyoku@city.yao.lg.jp
39	寝	屋川	市	072-824-0010	072-822-0910	572- 8555	大阪府寝屋川市 本町1番1号	gikai@city.neyagawa.osaka.jp
F		大阪		06-4309-3294	06-4309-3868	577- 8521	大阪府東大阪市 荒本北1-1-1	gijichosa@city.higashiosaka.lg.jp
41			市	079-221-2024	079-221-2028	670- 8501	兵庫県姫路市 安田4-1	gik-chosa@city.himeji.lg.jp
42			市	06-6489-6103	06-6489-6105	660- 8501	兵庫県尼崎市 東七松町1-23-1	ama-gikai@city.amagasaki.hyogo.jp
43		<u></u> 石	-	078-911-2600	078-918-5112	673-	兵庫県明石市	gikai@city.akashi.lg.jp
Ĺ			(2.0 311 2000		8686	中崎一丁目5-1	G 6 616) 181 1816/1111/0916

								¬тио++л		
	_	/	/	TEL	FAX	郵便番号	所 在 地	Eメールアドレス(調査担当)		
44	西	宫	市	0798-35-3373	0798-33-6380	662- 8567	兵庫県西宮市 六湛寺町10-3	giji@nishi.or.jp		
45	奈	良	규	0742-34-4790	0742-35-3022	630- 8580	奈良県奈良市 二条大路南一丁目1番1号	gijichousa@city.nara.lg.jp		
46	和哥	歌 山	市	073-432-0022	073-424-9276	640- 8511	和歌山県和歌山市 七番丁23	gikaigiji@city.wakayama.lg.jp		
47	鳥	取	市	0857-30-8442	0857-20-3959	680- 8571	鳥取県鳥取市 幸町71	gikai@city.tottori.lg.jp		
48	松	江	市	0852-55-5432	0852-55-5533	690- 8540	島根県松江市 末次町86	gikai@city.matsue.lg.jp		
49	倉	敷	市	086-426-3705	086-421-6700	710- 8565	岡山県倉敷市 西中新田640	lg-cadm@city.kurashiki.lg.jp		
50	呉		市	0823-25-3247	0823-24-7903	737- 8501	広島県呉市中央4丁目1-6	gikaigiz@city.kure.lg.jp		
51	福	Щ	市	084-928-1123	084-920-1104	720- 8501	広島県福山市 東桜町3-5	giji-chousa@city.fukuyama.hiroshima.jp		
52	下	関	市	083-231-2414	083-234-5171	750- 8521	山口県下関市 南部町1番1号	gkshomuk@city.shimonoseki.lg.jp		
53	高	松	市	087-839-2808	087-839-2816	760- 8571	香川県高松市 番町一丁目8-15	gikai@city.takamatsu.lg.jp		
54	松	山	市	089-948-6646	089-921-1110	790- 8571	愛媛県松山市 二番町四丁目7番地2	gshomu@city.matsuyama.lg.jp		
55	高	知	市	088-823-9400	088-823-9350	780- 8571	高知県高知市本町五丁目1番45号	kc-260100@city.kochi.lg.jp		
56	久十	留米	市	0942-30-9305	0942-30-9720	830- 8520	福岡県久留米市 城南町15番地3	gijicho@city.kurume.lg.jp		
57	長	崎	市	095-829-1200	095-829-1199	850- 8685	長崎県長崎市 桜町2-35	gikai_gijichousa@city.nagasaki.lg.jp		
58	佐	世保	市	0956-25-9604	0956-25-9674	857- 8585	長崎県佐世保市八幡町1番10号	gikai@city.sasebo.lg.jp		
59	大	分	市	097-537-5645	097-537-5657	870- 8504	大分県大分市 荷揚町2-31	seisakuchosa@city.oita.oita.jp		
60	宮	崎	市	0985-21-1853	0985-31-0979	880- 8505	宮崎県宮崎市 橘通西1-1-1	50cyousa@city.miyazaki.miyazaki.jp		
61	鹿!	見 島	市	099-216-1450	099-216-1452	892- 8677	鹿児島県鹿児島市 山下町11-1	seimuchousa@city.kagoshima.lg.jp		
62	那	覇	市	098-862-8108	098-862-8296	900- 8585	沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号	g-tyou001@city.naha.lg.jp		

推計人口 推計世帯数 住基人口+外国人登録 人口(3月末又は4/1) 中核市への移行年次 市制年次 面積(km²) (4月1日) (4月1日) 館 市 平成17年10月1日 T11.8 250.022 (住基3月末)250,022 (住基3月末)140,972 677.87 拯 市 平成12年4月1日 2 旭 Ш T11.8 329.822 (住基)329.822 (住基)177.864 747.66 市 平成18年10月1日 3 青 森 H17.4 276,339 270.458 118,499 824.61 八 戸 市 平成29年1月1日 S4. 5 (住基)224,617 4 224.617 109.555 305.56 平成20年4月1日 M22.4 盛 畄 市 285.859 289.399 133.903 886.47 5 6 秋 田 市 平成9年4月1日 M22.4 304.334 302.005 137.320 906.07 平成31年4月1日 M22.4 7 Ш 形 市 242.647 247.234 103,854 381.58 福 市 平成30年4月1日 M40.4274.297 284.291 125.321 767.72 8 島 平成9年4月1日 郡 Ш 市 T13. 9 320.406 329.400 144.493 757.20 9 10いわき市 平成11年4月1日 S41.10 1.232.26 316.611 334.782 144.119 水 戸 市 令和2年4月1日 M22.4 271,018 (住基)271,018 (住基)128,171 217.32 11 12 宇都宮市 M29.4 平成8年4月1日 529.352 517.434 416.85 229.933 橋 平成21年4月1日 M25.4 334,535 (住基)334,535 (住基)152,026 311.59 13 前 市 14 高 峆 市 平成23年4月1日 M334371,585 367.073 158,676 459.16 Ш 平成15年4月1日 T11, 12 15 越 市 353.442 (住基)353,442 (住基)163.023 109.13 S8.4 61.95 16 JII 市 平成30年4月1日 607.750 (住基)607.750 (住基)295.489 越 谷 市 平成27年4月1日 S33.11 345.487 17 346.768 149.475 60.24 船 橋 市 平成15年4月1日 S12.4 645.450 642.174 296.325 85.62 18 19 柏 市 平成20年4月1日 S29.11 429.567 434.734 114.74 195.752 八王子市 平成27年4月1日 T6.9 20 561.344 576.076 267.646 186.38 M40.2 21 横須賀市 平成13年4月1日 394,507 386,729 167,491 100.82 平成8年4月1日 Ш 22 富 市 H17. 4 412,901 413,028 173,694 1,241.74 ※平成17年4月1日合併により再指定 M22.4 沢 平成8年4月1日 449.864 公表一時停止中公表一時停止中 23|金 市 468.79 福 平成31年4月1日 M22.4 24 井 市 260,322 (住基)260,322 (住基)105,347 536.41 甲 平成31年4月1日 M22.7 25 府 市 186,438 187,144 87.385 212.47 26 長 野 市 平成11年4月1日 M30.4 372,080 (住基)372,080 (住基)162,599 834.81 27 松 本 市 令和3年4月1日 M40.5 237.484 238.928 104.254 978.47 阜 市 平成8年4月1日 M22.7 28 岐 406.407 (住基)406,407 (住基)183,288 203.60 橋 M39.8 29 豊 市 平成11年4月1日 373.833 (住基)373833 161.770 261.86 崎 市 平成15年4月1日 T5. 7 (住基)165,775 30 岡 385.823 (住基)385,823 387.20 宮 令和3年4月1日 T10.9 383,582 (住基)383,582 (住基)164.198 113.82 市 31 32 豊 田 市 平成10年4月1日 S26.3 421,280 421,785 180,014 918.32 M31.10 343.835 464.51 33 大 津 市 平成21年4月1日 342.271 148.583 中 市 平成24年4月1日 S11, 10 408,736 400,955 179,609 36.60 34 35 吹 田 市 令和2年4月1日 S15. 4 376.944 (住基)376,944 (住基)177,152 36.09 高 槻 市 平成15年4月1日 S18.1 105.29 36 350,819 (住基)350,819 (住基)162,676 37 枚 方 市 平成26年4月1日 S22.8 398,187 (住基)398,187 (住基)182,379 65.12 市 平成30年4月1日 S23.4 38 八 尾 264,867 126,462 41.72 264,867 229,654 39 寝屋川市 平成31年4月1日 S26.5 (住基)229,654 24.70 (住基)111,052 40 東大阪市 平成17年4月1日 S42. 2 484,663 490,381 232,792 61.78

M22.4

T5.4

532,637

461.988

526,754

450.233

224,278

221.562

534.35

50.72

41 姫

42 尼

路市

崎

市

平成8年4月1日

平成21年4月1日

2 各市の概要

令和3年4月

						1-14-1 -71			
				中核市への移行年次	市制年次	住基人口+外国人登録 人口(3月末又は4/1)	推計人口 (4月1日)	推計世帯数 (4月1日)	面積(km³)
43	明	石	市	平成30年4月1日	T8. 11	304,189	299,623	130,352	49.42
44	西	宮	市	平成20年4月1日	T14. 4	483,641	487,455	217,580	100.18
45	奈	良	市	平成14年4月1日	M31.2	354,287	352,377	164,871	276.94
46	和	歌 山	市	平成9年4月1日	M22.4	364,210	360,534	156,873	208.85
47	鳥	取	市	平成30年4月1日	M22. 10	185,157	(住基)185,157	(住基)80,802	765.31
48	松	江	市	平成30年4月1日	H17. 3	199,889	(住基)199,889	(住基)90,727	572.99
49	倉	敷	市	平成14年4月1日	S42. 2	480,974	(住基3月末)480,974	(住基)215,881	355.63
50	呉		市	平成28年4月1日	M35.10	216,273	(住基)216,273	(住基)108,381	352.83
51	福	山	市	平成10年4月1日	T5. 7	465,402	459,977	195,576	518.14
52	下	関	市	平成17年10月1日	H17. 2	256,400	252,035	115,779	716.10
53	高	松	市	平成11年4月1日	M23.2	424,258	415,915	190,597	375.63
54	松	山	市	平成12年4月1日	M22. 12	508,754	505,973	238,586	429.05
55	高	知	市	平成10年4月1日	M22.4	323,544	324,441	155,081	309.00
56	久	留 米	市	平成20年4月1日	M22.4	304,079	302,858	129,162	229.96
57	長	崎	市	平成9年4月1日	M22.4	409,158	403,197	185,506	405.86
58	佐	世保	市	平成28年4月1日	M35.4	243,997	240,951	104,492	426.06
59	大	分	市	平成9年4月1日	M44.4	477,448	(住基)472,641	(住基)225,511	502.39
60	宮	崎	市	平成10年4月1日	T13. 4	401,293	396,985	181,881	643.67
61	鹿	児島	市	平成8年4月1日	M22.4	600,411	592,995	279,079	547.58
62	那	覇	市	平成25年4月1日	T10. 5	319,012	316,048	144,486	41.42

					ノア昇					12.4	M 3 平 4 月
		\	/	一般会計 (千円)	特別会計 (千円)	企業会計 (千円)	計 (千円)	対前年 増減率	議会費 (千円)	一般会計 構成比	対前年 増減率
1	密	館	市	136, 789, 394	89, 347, 434	47, 583, 512	273, 720, 340	3. 1	354, 178	0. 26%	△ 1.5
2	旭	Ш	中	160, 981, 056	80, 910, 737	39, 997, 790	281, 889, 583	2. 4	466, 268	0. 29%	0. 6
3	青	森	市	122, 633, 000	83, 827, 351	43, 754, 333	250, 214, 684	Δ 1.0	672, 599	0. 55%	2. 3
4	八	戸	市	91, 200, 000	52, 145, 201	41, 606, 231	184, 951, 432	△ 4.3	562, 394	0. 60%	△ 5.3
5	盛	岡	市	118, 866, 000	57, 532, 961	30, 904, 429	207, 303, 390	2. 6	661, 201	0. 57%	0. 4
6	秋	田	市	136, 850, 000	78, 761, 624	33, 592, 120	249, 203, 744	1. 6	675, 792	0. 49%	△ 1.4
7	彐	形	中	96, 642, 000	50, 384, 683	41, 423, 331	188, 450, 014	Δ 0.3	665, 702	0. 69%	Δ 0.3
8	福	島	市	112, 300, 000	56, 112, 667	23, 596, 228	192, 008, 895	△ 2.4	657, 484	0. 59%	0.8
9	郡	山	市	123, 231, 335	63, 756, 123	36, 649, 765	223, 637, 223	△ 7.4	669, 971	0. 54%	Δ 1.1
10	い	わき	市	140, 062, 689	96, 532, 909	62, 122, 042	298, 717, 640	△ 1.4	696, 897	0. 50%	△ 2.3
11	水	戸	市	118, 510, 000	54, 538, 400	28, 829, 000	201, 877, 400	△ 1.0	555, 516	0. 47%	△ 2.6
12	宇	都宮	市	229, 000, 000	116, 020, 385	46, 012, 495	391, 032, 880	5. 0	922, 742	0. 40%	△ 5.5
13	前	橋	市	156, 364, 478	92, 499, 495	22, 825, 078	271, 689, 051	3. 9	670, 974	0. 43%	Δ 0.8
14	高	崎	市	164, 920, 000	74, 563, 006	24, 596, 060	264, 079, 066	Δ 1.1	680, 459	0. 41%	△ 2.2
15	Ш	越	市	112, 867, 239	62, 747, 600	19, 734, 576	195, 349, 415	△ 1.3	673, 951	0. 60%	2. 9
16	Ш		市	209, 640, 000	141, 333, 292	59, 636, 000	410, 609, 292	1. 5	917, 732	0. 44%	△ 2.4
17	越	谷	市	103, 200, 000	57, 799, 000	24, 276, 000	185, 275, 000	0. 1	592, 469	0. 57%	0. 1
18	船	橋	市	212, 170, 000	103, 281, 000	58, 475, 222	373, 926, 222	△ 1.6	983, 900	0. 46%	Δ 0.8
19	柏		市	141, 500, 000	75, 970, 000	30, 100, 000	247, 570, 000	△ 0.1	659, 773	0. 47%	△ 1.3
20	八	王子	市	220, 900, 000	196, 800, 201	22, 258, 303	439, 958, 504	7. 4	770, 655	0. 35%	1. 2
21	横	須賀	市	159, 510, 000	109, 258, 000	45, 020, 000	313, 788, 000	△ 3.8	807, 220	0. 51%	△ 1.3
22	富	山	市	172, 702, 846	127, 738, 274	46, 608, 693	347, 049, 813	1. 4	753, 709	0. 44%	△ 1.5
23	金	沢	市	178, 210, 000	95, 672, 327	60, 440, 240	334, 322, 567	0.0	885, 346	0. 49%	△ 3.4
24	福	井	市	116, 747, 000	74, 749, 000	30, 022, 000	221, 518, 000	0. 5	684, 664	0. 60%	△ 0.1
25	甲	府	市	75, 847, 788	42, 470, 821	33, 264, 328	151, 582, 937	0. 6	546, 668	0. 72%	1. 1
26	長	野	市	155, 280, 000	75, 677, 500	39, 224, 300	270, 181, 800	△ 6.9	727, 342	0. 47%	△ 1.2
27	松	本	市	101, 160, 000	52, 113, 270	27, 130, 270	180, 403, 540	7. 4	465, 290	0. 46%	0.8
28	岐	阜	市	177, 330, 000	115, 402, 300	51, 772, 593	344, 504, 893	0. 7	811, 900	0. 46%	△ 1.7
	豊	橋	市	134, 103, 868	66, 452, 000	67, 266, 000	267, 821, 868	1. 7	659, 657	0. 50%	0. 3
30	岡	崎	市	122, 100, 000	64, 993, 671	57, 096, 758	244, 190, 429	△ 3.3	661, 817	0. 54%	△ 5.3
31		宮	市	120, 290, 000	71, 429, 963	52, 804, 927	244, 524, 890	2. 4	605, 185	0. 50%	Δ 1.0
	豊	田	市	179, 800, 000	69, 865, 676	37, 884, 781	287, 550, 457	△ 0.9	894, 316	0. 50%	△ 2.4
	大	津	市	123, 636, 628	72, 157, 459	32, 651, 931	228, 446, 018	△ 12.8	622, 598	0. 50%	△1.6
	豊		市	159, 228, 319	86, 459, 048	57, 253, 811	302, 941, 178	0. 7	666, 351	0. 40%	△ 1.5
	吹	田	市	140, 760, 730	75, 543, 286	26, 277, 299	242, 581, 315	3. 0	771, 474	0. 50%	1. 9
	高	槻	市	124, 787, 972	81, 038, 737	29, 445, 453	235, 272, 162	△ 0.9	681, 561	0. 55%	△ 2.6
37	枚		市	141, 400, 000	85, 391, 000	42, 883, 169	269, 674, 169	△ 4.1	635, 870	0. 45%	△ 3.6
	八	尾	市	109, 608, 430	63, 255, 156	44, 631, 978	217, 495, 564	1. 4	516, 108	0. 47%	△ 2.0
		屋川		90, 840, 000	52, 831, 000	18, 888, 000	162, 559, 000	1. 2	438, 209	0. 48%	△ 1.9
		大阪		203, 515, 742	120, 655, 722	45, 180, 806	369, 352, 270	0. 2	773, 629	0. 38%	△ 7.4
	姫	路	市	218, 200, 000	111, 487, 230	56, 932, 609	386, 619, 839	△ 4.3	1, 018, 631	0. 47%	△ 2.6
	尼	崎	市	208, 870, 000	101, 094, 589	92, 217, 107	402, 181, 696	1. 3	821, 833	0. 39%	0. 1
	明	石	市	119, 512, 775	68, 904, 688	22, 175, 118	210, 592, 581	3. 6	561, 707	0. 46%	△1.7
44	西	宫	市	195, 112, 815	90, 885, 142	47, 689, 220	333, 687, 177	1. 4	850, 640	0. 44%	△ 5.0

3 各市の予算

令和3年4月

	/		_	一般会計(千円)	特別会計 (千円)	企業会計 (千円)	計 (千円)	対前年 増減率	議会費 (千円)	一般会計 構成比	対前年 増減率
45	栎	良	市	138, 840, 000	77, 062, 500	27, 904, 481	243, 806, 981	△ 3.0	676, 854	0. 49%	0. 4
46	和	歌山	市	144, 664, 324	97, 286, 855	39, 166, 200	281, 117, 379	△ 2.8	878, 134	0. 61%	Δ 0.1
47	鳥	取	市	110, 700, 000	40, 991, 801	34, 768, 851	186, 460, 652	7. 4	457, 120	0. 41%	△ 0.5
48	松	江	市	98, 176, 000	47, 167, 377	42, 435, 875	187, 779, 252	△ 0.3	491, 427	0. 50%	△ 0.4
49	倉	敷	市	187, 992, 849	99, 122, 233	103, 652, 986	390, 768, 068	0. 01	899, 600	0. 48%	0. 01
50	唙		市	97, 346, 000	53, 807, 981	25, 115, 527	176, 269, 508	△ 2.5	574, 295	0. 59%	Δ 1.2
51	福	山.	市	176, 680, 000	92, 833, 286	65, 109, 365	334, 622, 651	0. 5	788, 544	0. 45%	Δ 0.2
52	۴	関	市	110, 800, 000	75, 857, 744	146, 731, 269	333, 389, 013	5. 9	575, 291	0. 50%	Δ 2.0
53	峘	松	市	161, 100, 000	110, 274, 179	30, 987, 807	302, 361, 986	△ 0.4	745, 375	0. 50%	△ 2.5
54	松	山 .	市	194, 700, 000	156, 949, 500	47, 687, 200	399, 336, 700	0. 5	836, 895	0. 43%	△ 0.7
55	峘	知	市	146, 100, 000	101, 081, 000	32, 739, 700	279, 920, 700	2. 1	656, 976	0. 45%	Δ 1.2
56	久	留米	市	142, 780, 000	90, 512, 000	27, 197, 000	260, 489, 000	4. 1	641, 396	0. 45%	△ 1.7
57	長	崎	市	224, 380, 000	113, 607, 662	39, 116, 485	377, 104, 147	△ 0.3	858, 316	0. 38%	Δ 1.8
58	坄	世保	市	116, 576, 985	85, 911, 946	23, 135, 300	225, 624, 231	1. 8	587, 702	0. 50%	Δ 0.8
59	大	分	市	186, 580, 000	97, 198, 000	43, 785, 000	327, 563, 000	Δ 1.1	937, 192	0. 50%	Δ 1.9
60	硘	崎	市	162, 000, 000	106, 964, 000	37, 029, 000	305, 993, 000	△ 1.6	713, 156	0. 50%	1. 2
61	鹿	児島	市	266, 154, 000	132, 518, 000	70, 644, 000	469, 316, 000	△ 2.7	1, 025, 502	0. 39%	△ 3.0
62	那	覇	市	161, 017, 000	71, 910, 192	14, 842, 542	247, 769, 734	4. 6	745, 754	0. 46%	Δ 0.0

4 議員定数・議会公用車

	_		1	<u> 4 i</u>	涐貝儿	_	成五 4	以用中			マ和3年4月
					議員定	数(人)	1		議会公	用 車 ※(議)は議会事務局
		<u> </u>			条例 定数	現員 数	直近改 選時期	保有台数 (管轄部署)	各車定員 (運転手除く)	運転手 (所属部署)	備考
1	函	館	市		27	27	R1.5	2(議)	4, 28	1(議)	運転手1名は、再任用職員
2	旭	Ш	市		34	34	R1.5	1(管財課)	6	1(管財課)	管財課所管の共用車。 運転手は、主に管財課の会計年度任用職員
3	青	森	市		35	35	H30.11	議長車(管財課) 議会車(管財課) バス(管財課)	7, 7, 35	1(管財課)	議会専属運転手は1名、議会車及びバスの運転手は、その都度管財課で調整
4	八	戸	市		32	32	R1.5	1(議)	7	1(議)	
	1	岡	市		38	38	R1.8	議長車(管財課) マイクロ(議)	7, 26	2(管財課)	
6	秋	田	市		36	35	R1.5	3(議)	4, 6, 24	2(議)	運転手は再任用職員2名
7	旦	形	市		33	33	R1.5	1(管財課)	4	1(議)	
8	福	島	市		35	35	R1.6	1(議)	4	1(議)	
9	郡	山	市		38	38	R1.9	1(議)	6	1(議)	運転手1名は再任用職員、必要に応じ、総務 法務課へ運転を依頼。
10	い	わき	市		37	37	R2.10	3(議)	7, 7, 26	2(議)	
11	水	戸	귀		28	28	R1.5	2(財産活用課)	4, 6	1(議)	
12	宇	都宮	市		45	45	R1.5	1(議)	6	1(議)	
13	前	橋	市		38	38	R3.2	1(議)	4	1(資産経営課)	運転手は、資産経営課の再任用職員1名、会計年度任用職員3名でローテーション
14	峘	崎	市		38	38	H31.4	2(議)	4, 7	1(議)	
15	川	越	市		36	36	R1.5	1(管財課)	4	1(管財課)	
16	川	П	市		42	42	R1.5	3(議)	4, 6, 7	0	運転は議会事務局職員が交代で行う。
17	越	谷	市		32	31	R1.5	2(議)	4、9	1(議)	
18		橋	市		50	49	H31.4	1(議)	6	0	運行管理業務を委託
19	柏		市		36	36	R1.9	2(議)	4, 7	1(議)	
20	ハ	王子	市		40	40	R1.5	議長車1(庁舎管理課)	6	1(庁舎管理課)	
21	横:	須賀	市		40	40	R1.5	1(総務部総務課)	6	1(総務部総務課)	
22	富	山	市		38	36	H29.4	1(管財課)	4	1(議)	会計年度任用職員1名
23		沢	市		38	38	R1.5	3(議)	4, 4, 24	3(議)	会計年度任用職員1名、再任用職員2名
	福	<u>井</u>	市		32	32	R1.5	3(議)	4, 6, 6	2(議)	正規職員1名、再任用職員1名
25	甲	府	市		32	32	R1.5	1(議)	4	1(管財課)	運転手は管財課職員が併任
	長	野	市		39	39	R1.9	議長車1(議) マイクロ1(議)	7, 25	1(議)	マイクロ運転は外部委託
27	松	本	市		31	31	R1.5	1(契約管財課)	4	1(契約管財課)	
28	岐	阜	市		38	38	H27.5	1(議)	4	1(議)	
29	豐	橋	市		36	36	R1.5	1(議)	4	0	運転手1名を委託
30	岡	崎	市		37	37	R2.10	1(議)	4	2(議)	正規職員1名、再任用職員1名
31	ı	宮	귀		38	38	H31.4	1(資産経営課)	4	1(議)	
32	豊	田	市		45	45	H31.4	議長車1台(議) マイクロ1台(議)	議長車4 マイクロ27	2(議)	
33	大	津	市		38	37	H31.4	1(議)	4	1(議)	運転手は正規職員1名。
34	豊	中	市		34	34	R1.5	1(行政総務課)	6	1(行政総務課)	運転手は、正規職員1名。
35	吹	田	市		36	36	R1.5	1(総務室)	6	2(総務室)	運転手は総務室の正規職員1名、再任用職員1名
36	高	槻	市		34	34	R1.5	1(総務課)	6	(総務課)	運転手は総務部総務課の再任用職員2名、会 計年度任用職員3名
37	枚	方	市		32	30	H31.4	1(議)	7	0	運転手は事務局職員が担当
38	八	尾	뱌		28	28	R1.5	1(財産活用課)	6	1 (議)	運転手は技能労務職員
39	寝』	屋 川	市		24	24	H31.4	議長車(資産活用課)	7	1(資産活用課)	運転手は資産活用課の職員1名
		大阪	市		38	38	R1.10	1(議)	4	1(議)	運転手1名を委託
41	姫	路	市		47	46	R1.5	1(議)	4	1(議)	
	尼	崎	市		42	41	H29.6	3(資産統括局庁舎管理課)	4, 4, 7	課)	運転手は資産統括局庁舎管理課で外部委託
	明	石	市		30	30	H31.4	1(管財)	4	2(管財)	運転手は管財担当が併任
44	西	宮	市		41	40	R1.6	1(議)	6	1(議)	運転業務は総務課係長が担当
45	奈	良	市		39	37	H29.7	1(議)	4	0	運転は議会総務課で対応。
46	和书	歌 山	市		38	38	R1.5	4(議)	4, 6, 4, 7	(議)	正規職員1名、 再任用短時間勤務職員2名

								S川 里			节和3年4月
					議員定	数(人)			議会公	用 車 ※(議)は議会事務局
		<u> </u>			条例 定数	現員 数	直近改 選時期	保有台数 (管轄部署)	各車定員 (運転手除く)	運転手 (所属部署)	備 考
47	鳥	取	市		32	32	H30.12	1(議)	4	0(議)	運転は、事務局職員(正規職員)が交代で担 当
48	松	江	규		34	32	H29.4	1(議)	4	1(資産経営課)	
49	倉	敷	中		43	43	R3.2	1(議)	4	1(議)	運転手は正規職員1名
50	呉		귀		32	32	H31.4	1(議)	7	2(議)	運転手は会計年度任用職員(シフト勤務)
51	福	山	中		38	38	R2.5	1(議)	4	(総務課)	再任用職員1名
52	下	関	규		34	34	H31.2	2(議)	4, 4	2(議)	
53	高	松	中		40	40	R1.5	2(財産経営課)	4, 4	2(財産経営課)	
54	松	山	市		43	42	H30.5	3(議)	6, 4, 28	2(議)	正規職員1名、再任用職員1名、
55	高	知	규		34	33	R1.5	1(議)	7	1(議)	
56	久	留米	市		36	36	H31.4	2(財産管理課)	4, 4	2(議)	運転手は財産管理課と併任。2名とも会計年度任用職員
57	長	崎	市		40	40	R1.5	議長車1台(議) 議会車1台(議) マイクロ1台(議)	4, 4, 26	2(議)	正規職員1名、再任用職員1名
58	佐:	世保	,		33	32	H31.4	議長1(議)/マイクロ1(議)	議長車 4 マイクロ 24	1(議)	運転手1名(正規職員)
59	大	分	규		44	44	R3.2	1(議)	4	1(議)	
60	宮	崎	市		40	40	H31.4	議長車1台(議) マイクロ1台(議)	議長車4 マイクロ27	1(議)	運転手1名(再任用職員)
61	鹿.	児島	市		45	45	R2.4	議長車1(管財課) マイクロ1(管財課)	4, 25	2(管財課)	
62	那	覇	市		40	38	H29.8	議長1(議)/マイクロ1(議)	議長車7 マイクロ26	2(議)	運転手は会計年度任用職員(シフト勤務)

5 議員報酬 令和3年4月

				つ 議員	1 羊又凹川	· ·		1		1	节和3年4月
		\		議長(円)	副議長(円)	委員長(円)	副委員長(円)	議員(円)	期末 手当	加算率	備 考
1	豳	館	市	630,000	560,000	-	-	510,000	4.45	20%	
2	旭	Ш	市	625,000	555,000	_	_	515,000	4.15	20%	
3	青	森	市	658,000	603,000	_	_	580,000	3.20	20%	
4	八	戸	市	687,000	626,000	_	_	597,000	3.20	20%	
5	盛	岡	市	711,000	645,000	_	_	617,000	3.35	20%	
6	秋	田	市	704,000	655,000	_	_	625,000	3.175	20%	
7	山	形	市	740,000	690,000	_	_	640,000	3.30	45%	
8	福	島	市	682,000	635,900	_	_	599,000	3.35	20%	
	郡	Щ	市	685,000	638,000	_	_	600,000	3.30	20%	
10	い	わき	市	700,000	660,000	_	_	630,000	3.30	20%	
11	水	戸	市	700,000	630,000	_	_	590,000	3.35	45%	
12	宇	都宮	市	800,000	710,000	-	-	670,000	4.40	20%	令和3年度については,議員報酬を5%削減。
13	詷	橋	市	655,000	620,000	_	-	585,000	3.35	45%	
14	高	崎	市	635,000	605,000	_	_	570,000	4.40	20%	
15	Ш	越	市	641,000	588,000	_	_	576,000	4.45	20%	
16	Ш	П	市	748,000	684,000	_	_	641,000	3.70	45%	
17	越	谷	市	657,000	591,000	_	_	575,000	4.45	20%	
18	船	橋	市	759,000	686,000	_	_	613,000	4.45	20%	
19	柏		市	668,000	597,000	_	_	577,000	4.45	20%	
		王子		750,000	680,000	(常任•議運) 630,000	_	610,000	4.55	20%	
		須賀	_	743,000	680,000	_	_	646,000	3.40	45%	
22	_	山	市	715,000	645,000	_	_	600,000	3.35	45%	
23	金	沢	市	810,000	745,000	_	_	700,000	3.35	40%	
	福	井	市	740,000	670,000	_	_	630,000	3.35	40%	
25		府	市	660,000	610,000	_	_	590,000	3.35	20%	
	長	野	市	732,000	654,000	_	_	606,000	3.30	45%	
	松	本	市	617,000	554,000	_	_	497,000	3.35	45%	
	岐	阜	市	770,000	700,000	_	_	650,000		20%	
29	豊	橋	市	716,000	651,000	_	_	585,000	3.35	45%	
30	超	崎	市	740,000 (703,000)	672,000 (638,400)	-	-	617,000 (586,150)		45%	※令和3年度は、月額の報酬は下段()内の金額。ただし、期末手当は上段の金額を基に算出。
31	-	宫	市	639,000	587,000	_	_	545,000	3.35	45%	
32	豊	田	市	759,000	691,000	_	_	642,000	3.35	45%	
33	大	津	市	657,000	611,000	_	_	563,000	3.35	20%	
	豊	中	市	693,500	655,500	_	_	603,250	4.45	20%	議員報酬については、令和2年5月1日から 令和4年4月30日まで5%減額
35	吹	田	市	740,000	700,000	_	_	650,000	4.40	20%	
36	高	槻	市	750,000	710,000	(常任・議運) 680,000	_	660,000	4.40	20%	
37	枚	方	市	720,000	683,300	(常任・議運) 646,700	(常任•議運) 638,200	628,800	4.45	20%	議員報酬については、平成24年4月から 6%減額を継続中。(令和5年4月30日ま で)
38	八	尾	市	630,000	585,000	_	-	549,000	4.20	20%	令和3年4月から令和4年3月まで、議員 報酬を1割減額。(新型コロナウイルス対 策の財源確保のため)
39	寝	屋川	市	745,000 (728,000)	705,000 (688,000)	670,000 (653,000)	665,000 (648,000)	660,000 (643,000)		20%	委員長、副委員長について、予算決算常任委員会 委員長及び副委員長は除く。 ※当面の間は、月額の報酬は下段()内の金額。 ただし、期末手当は上段の金額を基に算出。
40	東	大阪	市	720,000	666,000	-	-	630,000	3.90	20%	
41	姫	路	市	823,000	747,000	-	-	685,000	4.45	20%	
	尼	崎	市	797,000	717,000	_	_	640,000	3.35	45%	期末手当については、令和3年6月まで5%
43		石	市	732,000	667,000			602,000	4.40	20%	減額
						(常任)707,000	(常任)692,000				
44	四	宮	市	827,000	748,000	(議運)707,000	(議運) 692,000	687,000	4.45	20%	

14

5 議員報酬 令和3年4月

				つ 講り	1 羊以白川						7和3年4月
	/	/	/	議長(円)	副議長(円)	委員長(円)	副委員長(円)	議員(円)	期末 手当	加算率	備考
45	奈	良	市	733,000	644,000	-	-	596,000	3.35	45%	
46	幂	歌山	市	790,000	720,000	_	_	660,000	4.45	20%	
47	嶋	取	市	584,000	513,000	_	_	475,000	3.40	45%	
48	松	江	市	584,000	504,000	_	_	475,000	3.35	40%	
49	倉	敷	市	780,000	720,000	_	_	670,000	4.45	20%	
50	呉		市	660,000	600,000	560,000	555,000	550,000	4.45	20%	令和2年6月に支給した期末手当の額は,議員報 酬の月額から当該額の20%(議長にあっては24%) に相当する額を減じて得た額
51	福	山	市	765,000	685,000	_	_	635,000	4.45	20%	
52	下	関	市	655,000	590,000	(常任•議運) 572,000	(常任•議運) 558,000	545,000	2.55	45%	
53	高	松	市	727,000	647,000	_	_	608,000	3.35	20%	
54	松	山	市	732,000	654,000	_	_	623,000	3.35	20%	
55	高	知	市	678,000	615,000	_	_	585,000	3.35	20%	
56	久	留米	市	683,000	616,000	_	_	582,000	3.35	45%	
57	長	崎	市	737,000	673,000	_	_	619,000	3.35	35%	
58	佐	世保	市	662,000	602,000	573,000	568,000	563,000	3.35	20%	
59	大	分	市	766,000	695,000	_	_	641,000	3.35	40%	
60	宮	崎	市	696,000	625,000	_	_	583,000	3.35	20%	
61	鹿	児島	市	790,000	738,000	(常任•議運) 696,000	_	686,000	3.35	20%	
62	那	覇	市	694,000	626,000	_	_	586,000	3.20	20%	

6 費用弁償 令和3年4月

_				_6 費用弁償	令和3年4月
		\	_	金額/日	対 象 会 議
1	<u>*</u>	館	市	公共交通機関:実費額 自家用車:37円/km 2km未満は支給しない	本会議、常任、特別、議運
2 ;	旭	Ш	市	支給なし	_
3	青	森	市	支給なし	_
4	Λ_	戸	市	支給なし	
5 4	盛	岡	市	住居から本庁舎までの距離が2km以上に支給 2km以上4km未満300円から2kmごとに区分し	 本会議、常任、特別、議運、協議等の場(重複支給はしない)
Ľ				50km以上4,000円を上限とする + 40+51	
6		田田	_	支給なし	
′¦	<u>щ</u>	形	•		
8	福	島	市	本会議または委員会の招集に応じた議員の居住地から議事堂までの距離により支給 (4km未満 1,000円、4km以上8km未満 1,500円、8km以上 2,000円)	本会議、常任、特別、議運、協議等の場(重複支給はしない)
9	郡	山	市	支給なし	_
10	۱١;	りき	市	1kmにつき37円	本会議、常任、特別、議運、協議等の場(重複支給はしない)
F				平成22年4月1日より、当分の間、支給を停止している	
Ľ	•	•		下版22年4月1日より、ヨカの間、又和を停止している 支給なし	
_				支給なし	
14		崎		支給なし	_
F				又和なし 住居から議事堂までの片道の距離が2km以上に支給。・2km以上4km未満130円・4km以上6km	
15	<u> </u>	越	市	注流がら該事主は	本会議、常任、特別、議運、協議等の場(重複支給はしない)
16				日額 5,000円	本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会又は川口市議 会会議規則(昭和49年議会規則第1号)第166条第1項及び第2 項の規定により設けられた協議等の場に出席した場合。(重複支給 はしない)
17 j				支給なし	_
_		橋		支給なし	_
19				支給なし	_
_				支給なし	_
H				支給なし	_
22	重	Щ	市	支給なし	_
23	金	沢	市	4,000円	本会議、常任、特別、議運、協議等の場(重複支給はしない)
24	福	井	市	支給なし	_
25 I	甲	府	市	支給なし	_
26 -	E	野	市	当該議員の住居と勤務場所との間を合理的な経路により往復した場合の距離に1キロメート	本会議、常任、特別、議運、協議等の場(重複支給はしない)
		<i>21</i>	-1,5	ル当たり 37円を乗じて得た額	开五城、11日、17月、城是、188战 中以79(主汉人和180·80)
27 i		本自		当該議員の住居と勤務場所との間を合理的な経路により往復した場合の距離に1キロメートル当たり37円を乗じて得た額 支給なし	本会議、常任、特別、議運、協議等の場(重複支給はしない)
-		橋		支給なし	_
30	_	崎	_	支給なし	_
31	_	宮		支給なし	-
-					本会議、常任、特別、議運、全協、常任・特別委員長会議(重複
32		田	ф	一般職の職員の通勤手当の例により算定した額	支給はしない)
L		津		2km以上10km未満500円 10km以上15km未満1,000円 15km以上20km未満1,500円 20km以上2,000円	本会議、常任、特別、議連、至貝協議会、議会仏報仏聴(重復支給はしない)
-	_	中		支給なし	_
_				支給なし	_
-			_	支給なし	
-			_	支給なし 支給なし	
F-				支給なし	- _
-			_	支給なし	_
_				文和なし 陸路:37円/km 水路:船賃 公用車利用時は支給なし	本会議、常任、特別、議運
42			_	支給なし	—
43	_			支給なし	
44 j			_	支給なし	_
-				支給なし	
_				支給なし	
47		取	市	支給なし	_
48	公	江	市	5km未満;1,000円/日 5km以上~15km未満;2,000円/日 15km以上;3,000円/日	本会議、常任、特別、議運、全協、議会広報等委員会(ただし 重複支給はしない) 正副議長につき公用車利用時は支給なし
49	倉	敷	市	5km未満;2,500円 5km以上;3,000円 ただし公用車を利用した場合は支給無し	本会議、常任、特別、議運、全協(ただし重複支給なし)
إ 50	呉		市	2,000円	本会議、常任、特別、議運、協議等の場(重複支給はしない)
				身体上の障害、身体機能の低下その他の理由により、その移動が著しく困難であると議長が認めた議員に限り、本人の申出により、住居から議事堂までの距離に応じた費用弁償を 支給する。	
51	福	Щ	市	(1)住民から議事党までの野難が5km土芸 1,000円	本会議、常任、特別、議運、協議等の場
				2018年(平成30年)10月1日から施行(2018年(平成30年)9月25日議決)	

6 費用弁償 令和3年4月

		\	/	金額/日	対 象 会 議			
52	下	関	市		本会議、常任、特別、議運、協議の場(議会広報部会:但し重 複支給はしない)			
53	高	松	市	3,000円	本会議、常任、特別、議運			
54	松	山	市	議員の住居と議場との間を最も経済的かつ合理的と議長が認めた経路及び手段により往復 する場合に要する交通機関の運賃の相当額を支給する。ただし、公用自動車を利用したとき は、費用弁償は行わない。	本会議、常任、特別、議運			
55	高	知	市	4km未満4,000円、4km以上4,500円(平成17年4月1日から支給凍結中)	本会議、常任、特別、議運			
56	久	留米	市	支給なし	_			
57	長	崎	市	支給なし	_			
58	佐·	世保			本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、各常任委員会協議会			
59	大	分	市	3,000円	本会議、常任、特別、議運、協議等の場(重複支給はしない)			
60	宮	崎	市	10km未満3,000円、10km以上5,000円	本会議、常任、特別、議運、全協、代表者会、議会活性化検討委員会、広 報広聴委員会、災害対策連絡会議、感染症対策連絡会議 ※重複支給 はしない			
61	鹿.	児島	市	3,000円	本会議、常任、特別、議運			
62	那	覇	규	支給なし	_			

7	政務活動費①	
,		

				24,323	<u>沽動實①</u>	/	令和3年4月
	\	\		月額/人 (円)	年額/人 (円)	交付対象	情報公開
1 1	4	館	市	45,000	540,000	会派	収支報告書、領収書および領収書に準ずる書類、会計帳簿等、支出伝票、出張報告書ならびに政務活動費の使途に関する資料の議会事務局における閲覧、函館市情報公開条例に基づく写しの交付や、ホームページでの公開。
2 旭	1	Ш	市	80,000	960,000	会派及び会派に属さない議員	ホームページ及び議会図書室において決算書、会計帳簿、領収書等の証拠書類の写し及び報告書を公表。(会計帳簿及び領収書等の証拠書類の写しは平成29年度執行分から、報告書は平成31年度執行分から)
3 青	t	森	市	90,000	1,080,000	会派(会派に属する議員全てが個人 に対する交付を希望する場合は議員 個人)及び会派に属さない議員	ホームページでの収支報告書及び会計帳簿の公開、議会事務局での収支報告書、会計帳簿、領収書等の写しの閲覧、青森市情報公開条例に基づく公開。
4 八		戸	市	80,000	960,000	会派及び会派に属さない議員	ホームページで、収支報告書、領収書等を公開。市情報公開条例による開示請求の手続きを経ることなく閲覧可能
5 盛	ŧ	岡	市	50,000	600,000	議員	平成20年度分から収支報告書及び領収書の閲覧を開始。平成28年度分より収支報告書及び領収書等証拠書額をホームページで公開。
6 秋	ţ	田	市	100,000	1,200,000	会派	22年度分より議会図書室において、収支報告書及び領収書等証拠書類を閲覧に供している。平成30年度分から、閲覧に供する全ての資料をホームページで公開。
7 山	1	形	市	100,000	1,200,000	議員	平成27年度分から、収支報告書をホームページで公開。 令和元年度分からは「山形市議会政務活動費の交付に関する条例」「山形市議会政務活動費の交付に関する規程」に基づき閲覧に供し、加えて山形市議会ホームページにて公開。
8 福	Ī	島	市	100,000	1,200,000	会派 (所属議員が1人の場合を含む)	福島市議会政務活動費の交付に関する規則、福島市議会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱に基づき、市民情報室にて閲覧に供し、加えて平成28年度分より福島市議会ホームページにて公開している。
9 郡	ß	山	市	100,000	1,200,000	会派	ホームページで収支報告書、領収書等を公開(原則として全部公開)
10 い	١ ٨	っき	市	110,000	1,320,000	会派	原則として全部開示
11 水	(戸	市	90,000	1,080,000	会派(その所属する議員が3人未満 の場合を含む)	水戸市議会情報公開条例の規定に基づく公開 (収支報告書や領収書など関係書類のホームページでの公開はしていない)
12 宇	者	客	市	100,000	1,200,000	会派	収支報告書等の閲覧制度を設けているほか、当該書類を市議会ホームページに公開して いる。
13 前	<u>ן</u>	橋	市	100,000	1,200,000	会派(一人会派含む)	収支報告書及び領収書等は情報公開条例による手続きを経ることなく閲覧可能。 令和元年度分から領収書等の証拠書類もホームページ上に公開している。
14 高	5	崎	市	-	1,000,000	会派又は議員	H26年度分までは高崎市情報公開条例の規定に基づき公開。H27年度分より市庁舎1階「市民情報センター」において、収支報告書、会計帳簿、領収書等証拠書類を情報公開条例の手続きを経ることなく閲覧を実施している。 H28年度分より、上記閲覧対応のほかにHPにおいても、収支報告書、領収書等も含めて公開している。 R2年6月定例会において、議員提出議案が可決され、令和3年4月1日から令和5年4月26日までの間に交付する政務活動費は700,000円となった。
15 JI		越	市	60,000	720,000	会派(一人会派含む)	川越市議会政務活動費収支報告書等閲覧要領による閲覧が可能。
16 JI		П	市	180,000	2,160,000	会派又は議員	市の情報公開条例の規定に基づき収支報告書と領収書を公開している。
17 越	<u> </u>	谷	市	80,000	960,000	会派及び議員	ホームページでの収支報告書の公開、情報公開条例に基づく公開。 平成29年度分より出納簿兼使途項目別集計表をホームページに公開。
18 船	}	橋	市	80,000	960,000	会派又は議員	船橋市議会政務活動費収支報告書等閲覧要領による閲覧及び、ホームページでの収支報告書及び領収書等の公開。
19 柏	ì		市	80,000	960,000	会派及び議員	22年度分より市庁舎IF「行政資料室」にて情報公開条例の手続を経ることなく視察報告書,領収書等の証拠書類の写しが閲覧可能。28年度分からホームページにおいても行政資料室と同じものを公開。
20 八	E	E子	市	60,000	720,000	会派(所属議員が1人の場合を含む)	会派収支報告書をホームページで公開する。その他の文書は市の情報公開条例に基づき 公開している。
21 横	阂	質	市	130,000	1,560,000	議員又は会派	ホームページ及び市庁舎1階「市政情報コーナー」において政務活動費収支報告書の写し (領収書を含む)を公開している。
22 富	5	Щ	市	150,000	1,800,000	会派	収支報告書、領収書等の証拠書類は、ホームページ及び議会棟閲覧室において公開。(領収書等証拠書類のホームページでの公開は平成28年度分から)
23 金	È	沢	市	160,000	1,920,000	議員	金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づき公開。その他情報提供として、 平成27年度分より議会図書室で収支報告書の閲覧が可能。平成29年度分からは、情報公 開コーナーで収支報告書、出納簿、領収書、その他の証拠書類も閲覧可能とし、同時に収 支報告書及び出納簿については、インターネットでも公開している。
24 福	ī	井	市	150,000	1,800,000	議員及び会派	市庁舎1階「市政情報発信コーナー」に、収支報告書等を配架し、市民が自由に閲覧できるようにしている。
25 甲	1	府	市	40,000	480,000	会派(所属議員が1名の場合も含む)	収支報告書、各項目別の支出一覧及び経費内訳書、領収書、視察報告書については議会 局窓口及びホームページで公開。その他の書類の公開については情報公開条例による。
26 長	Ę	野	市	85,000	1,020,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	収支報告書及び領収書等証拠書類は情報公開条例による手続きを経ることなく閲覧可能。(ただし、書類の保存年限による制限あり) 平成30年度分から領収書等証拠書類も、ホームページ上で公開している。
27 松	<u>\</u>	本	市	_	250,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	収支報告書等の閲覧制度を設けているほか、領収証書等証拠書類を含め収支に係る報告 書等をホームページに公開
28 岐	ŧ	阜	市	150,000	1,800,000	会派又は議員	岐阜市議会政務活動費収支報告書等の閲覧等に関する要綱に基づき公開 平成29年度分から収支報告書をホームページで公開
29 豊	Ł	橋	+	90,000	1,080,000	議員	市庁舎1F「じょうほうひろば」にて収支報告書等の写しを閲覧に供している 平成31年度分より収支報告書等をホームページで公開
30	8	崎	市	25,000	300,000	会派及び会派に属さない議員	市庁舎1階「市政情報コーナー」で収支報告書及び領収書の写しを公開。また、収支報告書、領収書の写し及び視察報告書をインターネットで公開。
31 —	-	宮	市	50,000	600,000	議員	収支報告書及び会計帳簿の写しをホームページに掲載するとともに、市資料コーナー(本 庁舎、尾西庁舎、木曽川庁舎)に配置している。
32 豊	Ł	Ħ	市	-	600,000	会派及び議員	市庁舎1階の市政情報コーナーにおいて収支報告書の写し(領収書、実績報告書を含む)を 閲覧に供している。
33 大	-	津	市	70,000	840,000	会派	原則として全部公開

		_		月額/人	活動費① _{年額/人}	交付対象	令和3年4月 情報公開
		<u> </u>		(円)	(円)	文刊对家	育報公開
34	豊	中	市	70,000	840,000	会派(所属議員が1名の場合も 含む)	平成25年度分以降についての収支報告書及び領収書等証拠書類を閲覧に供しており、うち前年度分のみを市庁舎「市政情報コーナー」に配架。ホームページにおいては、平成29年度分以降の収支報告書を公開。(令和2年度交付分から領収書もホームページで公開)
35	吹	Ħ	市	110,000	1,320,000	会派	平成28年度分から収支報告書に加えて、会計帳簿、領収書等証拠書類をホームページで公開。視察等の出張報告書を令和元年度6月以降の出張分から公開予定。その他の書類については、市情報公開条例に基づき公開。
36	高	槻	市	70,000	840,000	議員	高槻市情報公開条例等に基づき公開(但し、平成29年度交付分から全書類をHPで公開)
37	枚	方	市	70,000	840,000	議員	21年度分より議会図書室において、収支報告書及び領収書等証拠書類を閲覧に供している。平成26年度分より個人単位の収支報告書をホームページで公開。令和2年7月1日より令和元年5月分以降の政務活動費の関係書類を対象として、ホームページ上で領収書等のデータを公開。
38	八	尾	中	56,000	672,000	会派又は議員	過去5年間分の原本すべてが閲覧可能(写しの交付については市の情報公開条例に基づき公開)。ホームページにおいて、過去5年分の活動報告書(任意提出)を公開。また、平成29年度分より活動報告書の提出を必須とし、収支報告書とともにホームページで公開。なお、政務活動費は令和3年4月~令和4年3月まで2割減
39	寝』	屋川	市	45,000	540,000	会派又は会派に属するものの議員個 人として政務活動費の交付を受ける 議員若しくは会派に属さない議員	市庁舎1階「市民情報コーナー」において政務活動費収支報告書の写し(領収書等含む)を 閲覧に供している。ホームページにおいて政務活動費収支報告書の写し(領収書等なし)を 掲載している。
40	東:	大阪	市	150,000	1,800,000	会派	ホームページにおいて、平成27年8月より収支報告書及び活動報告書を公開。平成28年 8月より会計帳簿を公開。令和2年1月より平成30年度分領収書等を公開。
1 1	姫	路	市	85,000	1,020,000	会派	姫路市情報公開条例の規定に基づき公開 平成27年度(平成27年5月~平成28年3月)分より市民等は氏名等を記入するだけで閲覧 可能。令和2年度交付分より領収書等の証拠書類及び会計帳簿をHP公開
42	尼	崎	市	100,000	1,200,000	会派(無所属議員は会派と同等と認めて交付)	収支報告書は平成26年度分から、領収書等については平成28年度分から、出張報告書及びその成果物については令和2年10月からHPで公開。これらの書類については、事務局で閲覧可能。(尼崎市議会政務活動費収支報告書等の閲覧等に関する要綱に規定)
43	明	石	市	80,000	960,000	会派	収支報告書及び領収書等については議会局で閲覧可能。 ホームページでは収支報告書を公開。
44	西	宫	市	120,000	1,440,000	会派及び議員	平成27年度分の収支報告書から、領収書等の証拠書類をHPで公開
45	奈	良	市	70,000	840,000	議員(会派所属議員全員の合意があれば、会派への交付も可)	事務局及びホームページで閲覧可能(奈良市議会政務活動費の交付に関する条例に規 定)
46	和	歌山	1市	100,000	1,200,000	会派(一人会派含む)	市の情報公開条例の規定に基づき公開 収支報告書及び添付書類(支払に関する証拠書類の写し)が対象である。 ホームページにおいて収支報告書(添付書類なし)を公開しており、平成30年度交付分から添付書類についても、公開している。
47	鳥	取	市	30,000	360,000	会派又は会派に所属しない議員	鳥取市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づく、収支報告書等の閲覧。また、ホームページで収支報告書、領収書を公開している(領収書の公開は平成30年度分から)。
1 8	松	江	市	25,000(個人) 15,000(会派)	300,000(個 人) 180,000(会 派)	会派及び議員	平成27年度及び平成28年度交付分は収支報告書をホームページ等公開 平成29年度分から収支報告書等の写し(添付資料、領収書等の証拠書類)の写しをホームページ等で公開
19	倉	敷	市	150,000	1,800,000	会派又は会派に所属しない議員	収支報告書(添付領収書等を含む)の閲覧または写しの交付を行う。 平成31年度分から収支報告書等の写し(添付資料、領収書等の証拠書類)の写しをホーム ページで公開
50	呉		市	50,000	600,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	市の情報公開条例に基づき領収書等の公開請求が可能。 各会派が1年間の収支概要をまとめた政務活動費収支報告書等をHPで公開。平成29年度 分からは、収支報告書、出納簿、備品台帳等をHPで公開。 各会派から提出された政務活動費収支報告書、領収書等添付資料並びに視察報告書の 写しは議会事務局で閲覧可能
51	福	Щ	中	130,000	1,560,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	福山市議会議員の政務活動費の交付に関する条例に基づき、収支報告書等の閲覧。平成 29年度分から、収支報告書や領収書等をHPで公開。
52	下	関	市	50,000	600,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	収支報告一覧を平成24年度からHPに公開。収支報告書(領収書を含む)を平成25年度から閲覧可能とした。 平成28年度の収支報告書から領収書等の証拠書類をHPで公開。
53	高	松	市	100,000	1,200,000	議員	高松市情報公開条例の規定に基づき公開するほか、平成29年度からは、ホームページに 収支報告書と全ての添付書類を掲載している。
54	松	山	市	102,000	1,224,000	議員	議会事務局窓口では収支報告書のみ公開、情報公開請求においては原則として全部公開。令和2年度分から収支報告書及び領収書等をHPで公開予定としている。
55	高	知	市	100,000	1,200,000	会派	ホームページ及び議会図書室において、収支報告書等及び領収書等、全ての添付書類の写しを公開している。
56	久	留米	卡市	50,000	600,000	会派(所属議員が1人の場合を含む)	収支報告一覧を平成28年度分からHPに公開している。 収支報告書、事業実績報告書、視察(研修)報告書、出納簿、収入書、支出書、領収書、その他収入及び支出を証明できる資料を、平成29年度分からHPに公開するとともに、議会事務局において情報公開条例による手続きを経ることなく閲覧可能としている。
57	長	崎	市	150,000	1,800,000	議員	原則として全部公開(情報公開請求をせずに事務局で閲覧可能)。 ホームページでは収支報告書、金銭出納簿、領収書を公開している。
58	佐	世伢	市	50,000	600,000	会派	各会派の政務活動費収支報告一覧を議会ホームページ、市議会だよりにより公開。平成 29年度分からは領収書をホームページ上で公開。
59	ᄎ	分	市	100,000	1,200,000	会派	ホームページにおいて、平成30年度より前年度分の会計帳簿及び領収書等も公開している。なお窓口では、収支報告書、会計帳簿、領収書等を、情報公開条例による手続を経ることなく閲覧可能。
	Ī			00.000	000.000		宮崎市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき閲覧可。ホームページでは収支報告

宮崎市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき閲覧可。ホームページでは収支報告 書を公開。

ホームページにおいて収支報告一覧表、収支報告書、領収書等を公開している。議会事務 局で請求手続を行えば、情報公開条例による手続を経ることなく、閲覧可能。

ホームページ及び議会図書室において、収支報告書及び領収書等の写しを公開。 平成30年度からは、議会図書室において、出張報告書の写しを公開。

60 宮 崎 市

61 鹿児島市

62 那 覇 市

80,000

150,000

90,000

960,000

1,800,000

1,080,000

会派又は議員

会派(所属議員が1人の場合を含む)

会派(所属議員が1人の場合を含む)

				8	以務沽虭實②	令和3年4月
		\			収支報告書への成果の分かる資料の添付	収支報告の HPでの公開
1	15to	<u> </u>	$\stackrel{+}{=}$	有無有	有の場合の添付する資料 領収書、領収書に準ずる書類、会計伝票、支出伝票、出張報告書ならびに政務活動費の使途に関する資料	
	图旭		市市	<u>有</u> 有	関収者、限収者に至りる者規、云訂伝宗、文山伝宗、山坂報合者はりびに政務治期負の関連に関りる具料 政務活動費決算書に会計帳簿及び領収書等の写しを添付。	0
			市			Ō
	青	71717		有	収支報告書に会計帳簿及び領収書の写し等を添付	※収支報告書及び会計帳簿 を公開
4	ハ	戸	市	有	領収書等、視察報告書、活動記録簿	0
5	盛	岡	市	有	収支報告書に政務調査活動による実施事業を記載し、すべての支出に係る領収書等の写しを添付する。 視察調査を行った場合は、視察等概要書を作成し、収支報告書へ併せて添付する。	0
6	秋	田	市	有	すべての支出について、領収書等の証拠書類を報告書に添付して提出。 (※研究会・研修会へ出席した時→会議資料を追加、先進地調査等をした時→調査資料および所感を追加)	0
7	山	形	市	有	領収書、その他証拠書類、活動報告書、視察報告書、旅費等支出計算書、行程表、作成物がある場合はその作成物等。	0
8	福	島	市	有	領収書、支払証明書、政務活動報告書、その他政務活動費の支出内容を補完する書類	0
9	郡	ш	市	有	領収書その他の支出を証する書類、行政調査等の成果報告書、作成物(広報紙、報告書、ウェブページ等)があ	0
			-		る場合は、その作成物、他	0
10	い	わき	市	有	領収書等の支出を明らかにした書面を添付	※収支報告書のみ公開 (H28年度分より)
11	水	戸	市	有	領収書その他の当該支出の事実を証する書類	×
12	宇	都宮	市	有	収支報告書, 収入支出記入簿, 科目別明細書, 政務活動実績報告書, 領収書等証拠書類及び執行状況一覧	0
13	前	橋	市	有	領収書その他の証拠書類	0
14	高	崎	市	有	会計帳簿、領収書等の証拠書類(原本)、視察報告書	0
15	Ш	越	市	有	領収書等の証拠書類	(平成28年度分から公開)
16	-		市	有	内訳明細書(個表)、領収書、視察・研修等、活動報告書等の証拠書類	×
	越		市	有	領収書、その他証拠書類を添付	○ ※収支報告書及び出納簿兼使途 項目別集計表を公開
18	船	橋	市	有	領収書(1円以上)、及び領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面	〇
19	柏		市	有	 領収書等の証拠書類, 視察報告書, 会計帳簿, 研修報告書	0
20	八	王子	市	有	すべての支出に係る領収書等	○ ※収支報告書のみ公開
21	横	須賀	市	有	 政務活動費収支報告書について、原則として領収書を添付し、領収書の徴収が困難な場合は支払確認書をもってこれに代えることができる。	0
22	富	山	市	有	すべての支出に係る領収書、その他証拠書類及び実績報告書	0
	金		市		政務活動費出納簿の写し、領収書の写し、海外・県外等政務活動報告書、市政報告会等開催報告書、広報誌等 作成報告書及び関係書類、職員雇用台帳(職員雇用の際)、政務活動事務所届(事務所費計上の際)、備品台帳 (1万円以上の備品購入の際)	(平成28年度分から公開) (平成29年度分から公開)
24	福	井	市	有	領収書、その他の支払証拠書類の写し、金銭出納簿、政務活動記録簿、月別支出一覧表	×
	甲		市		旅費を除く全ての支出に係る領収書、視察報告書、研修報告書、その他(広報費における広報原稿、広聴費、要	Ô
20	.L.	ניוז	. 1	н	請・陳情活動費、会議費における各種報告書)	0
26	長	野	市	有	領収書等の証拠書類を添付	※収支報告書のみ公開 (H30年度分から領収書を 公開)
27	松	本	市	有	政務活動費活動報告書及び領収書の写し(領収書の写しのないものは、その金額、相手方及び理由を記載した 書類)	0
28	岐	阜	市	有	政務活動費に係る政務活動実績報告書、視察・調査報告書、研修受講報告書、要請・陳情活動報告書、領収書 等の証拠書類、会計帳簿の写し	0
29	豊	橋	市	有	領収書の写し、視察報告書を提出	0
30	岡	崎	市	有	領収書の写し、調査研修に係る報告書及び広報費に係る広報誌、調査業務の外部委託をした際の契約書の写し 及び成果品原本	0
31	_	宮	市	有	会計帳簿、領収書又はこれに準ずる書類を添付	○ ※収支報告書及び会計帳簿 のみ公開
32	豊	田	市	有	領収書等の証拠書類の写し	0
33	大		市		すべての支出に係る領収書の写しの添付	0
34	豊		市		領収書、その他証拠書類等を添付(旅費や研修参加負担金などの支出がある場合には活動記録票を添付)	0
35	吹	田	市	有	会計帳簿、支払伝票、領収書等	0
36	高	槻	市	有	会計帳簿、領収書外証拠書類を添付	0
			- 1			1

				8	以務活期貸金	令和3年4月
		_			収支報告書への成果の分かる資料の添付	収支報告の
		_		有無	有の場合の添付する資料	HPでの公開
37	枚	方	市	有	領収書、領収書に準ずる書類、会計伝票、支出伝票、出張報告書ならびに政務活動費の使途に関する資料	0
38	八	尾	中	有	領収書、会計帳簿、活動記録簿(調査研究、研修費、広聴費)、活動報告書	(平成29年度分~) ※収支報告書及び活動報告 書のみ
39	寝	屋川	中	有	領収書、その他証拠書類、活動報告書等を添付	○ ※収支報告書のみ公開
40	東	大阪	市	有	会計帳簿、領収書、活動報告書、その他活動実績に応じて必要書類を添付	〇 (平成27年8月から)
41	姫	路	市	有	収支報告書について、すべての支出に係る領収書等の証拠書類の写し及び会計帳簿の写しの添付	O R2年度分から公開予定
42	尼	崎	市	有	領収書等(1円以上)	0
43	明	石	市	有	領収書等(1円以上)の原本	○ ※収支報告書のみ公開
44	西	宮	市	有	領収書等の証拠書類	0
45	奈	良	市	有	収支報告書に係る領収書等の証拠書類	0
		歌山	市	有	収支報告書に係る金銭の支払に関する証拠書類の写し	0
47	鳥	取	市	有	出納簿、支出伝票、領収書(又はそれに代わる証拠書類)、政務活動報告書	○ ※領収書は平成30年度分から
48	松	江	市	有	領収書(原本)及び視察報告書	〇 (平成27年度分から公開)
49	倉	敷	뉴	有	収支報告書に係る領収書、出張報告書等の証拠書類(写し)	○ ※領収書は平成31年度分から
50	呉		市	有	領収書、領収書を徴することができない場合は、政務活動費支払証明書等	0
51	福	山	市	有	2006年10月1日以降の支出から、支出書、領収書(1円以上)、研究研修・調査報告書の写しを添付。	○ ※平成29年度分から公開
52	下	関	市	有	領収書(1円以上)、その他証拠書類を添付	0
53	高	松	市	有	領収書等の写し、政務活動記録票、職員雇用台帳、支払確認書	0
54	松	山	市	有	領収書(1円以上)、県外活動・調査研究視察報告書、その他証拠書類	○ ※R2年度分から公開
55	高	知	市	有	活動内容報告書兼政務活動費支出明細書、領収書、行政視察報告書、支払証明書	0
56	久	留米	규	有	領収書(1円以上・原本)、視察・研修報告書、その他証拠書類	0
57	長	崎	市	有	金銭出納簿、支払伝票、領収書等。 その他、旅費には出張記録書、入手資料、報告書、印刷費には発行した印刷物の完成品、書籍には図書購入明細書など。	0
58	佐	世保	규	有	領収書の証拠書類	0
59	大	分	市	有	1. 会計帳簿、2. 領収書、3. 支出調書、4. 市内県内政務調査旅費計算書兼支出調書、5. 旅費計算書、6. 出張命令書兼支出調書、7. 旅費精算書兼旅行命令変更書、8. 出張報告書、9. 実施(参加)報告書、10. 前渡金支出調書、11. 前渡金精算書、12. 新聞購読料計算書、13. 燃料費計算書、14. 電話等利用計算書	0
60	宮	崎	市	有	出納簿、会計伝票、領収書、備品台帳。その他、調査研究費旅費では実績報告書、広報公聴費印刷費では発行した印刷物、資料購入費では購入した書籍の表紙の写しなどを添付。	○ ※収支報告書のみ公開
61	鹿	児島	市	有	領収書等の写し、出張報告書の写し	0
62	那	覇	市	有	領収書、その他証拠書類を添付	0

1	_			9 1] 政況宗			TM344A
		\		······		たり視察旅費・年額(P	
				常任委員会	特別委員会	議会運営委員会	その他視察
1	图	館	크	130,000	130,000	130,000	
2	旭	Ш	市	150,000 (隔年実施)	予算の範囲内 (必要の都度)	なし	議員の単独行政視察として,任期中に2回,一人1回 当たり150,000円で実施
3	青	森	市	110,000	90,000	110,000	一般行政視察 200,000
4	八	戸	크	150,000	130,000(隔年実施)	130,000	個人視察 170,000円
5	盛	岡	크	113,000	115,000	104,000	議会広報委員会視察57,100(2年に1回実施)
6	秋	田	귀	140,000	実費(予算の範囲内)	70,000	
	Щ	形	市	150,000	なし	120,000	
8	福	島	규	200,000	120,000	170,000	
	郡	山	市	135,000	0	142,500	
		わき	市	120,000	65,000(必要に応じて実施)	なし	議会改革推進検討委員会 65,000 政策提案検討委 員会65,000 (必要に応じて実施)
		戸	市	90,000	50,000		議会報編集委員会 50,000
12	宇	都宮	竎	130,000	100,000	議会	全制度検討会議等視察として60,000円
13	前	橋	크	110,000	80,000	80,000	議員派遣110,000円
14	高	崎	市	120,000	80,000	80,000	広報委員会80,000円
15	Ш	越	市	90,000	90,000	100,000	
16	Ш	П	市	160,000	137,200	160,000	
17	越	谷	뉴	100,000	なし	100,000	議員派遣 100,000
	船	橋	市	130,060	130,060	130,060	
	柏		市	110,000			★の各視察旅費をまとめて1,500,000円(全委員分)
		王子		80,000	60,000	80,000	
		 須賀		100,000	80,000	80,000	
	富	<u>山</u>	市	100,000	なし	100,000	
	金	沢	市	150,000	150,000		都市間交流推進事業 2,400,000円(延べ38人) 議会広報委員会 150,000円
24	福	井	市	80,000	80,000	80,000	
	甲	府	市	80,000	なし		調査研究会 50,000円
	-1-	713	-12	※100,000円		00,000	IMI IMI
26	長	野	市	通常は一人当たり130,00	00円としているが、令和元年東日本 人当たり100,000円に減額した。	5台風災害への対応	
27	松	本	市	,	60,000	90,000	
28	岐	阜	市	が必要であれば、正副議合、予算の枠内での調整	岛議した結果、1人当たり10万円を 長に申し出をし、正副議長がその をを図ることとして、調整が可能な均 員会は、原則2年任期で、視察は任	必要性を認めた場 場合に限り視察を認	
29	豊	橋	市	90,000	72,000	72,000	
30	岡	崎	井	80,000	0	0	
31	_	宮	市	80,000	なし	80,000	
32	豊	田	市	90,000	90,000		左記の金額を目安に委員会全体の予算内で調整
	大	津	市	50,000	1,200 (県内旅費、@600×2回分)	50,000	
34	豊	中	市	55,000	55,000	55,000	
	吹	亩	市	69,000	69,000	69,000	
	高	槻	市	85,000	なし	85,000	議会だより編集委員会 85,000 会派視察 200,000
37	枚	方	市	70,000	なし	なし	
38	八	屋	市	L	なし	なし	
		<u>~"</u> 屋 川		100,000	100,000		特別委員会100,000(必要に応じて実施)
55	130	坐 川	ılı	100,000	·	100,000	
		大阪	市	63,000	63,000	63,000	議会だより編集委員会 63,000 一般行政視察 153,000
	姫	路	市	200,000	0		会派視察 200,000
	尼	崎	市	67,000	なし	67,000	
43	明	石	市	130,000	なし	60,000	
	西	宫	市	1,000	なし	なし	
	<u>奈</u>	<u>良</u>	市	なし	なし	なし	
46	和	歌 山	市	常任・特別	委員会・一般行政視察併せて1人	300,000	

				9 1] 以代余			ካጠ3447
	/	_			一人当	たり視察旅費·年額(P	1)
		<u> </u>		常任委員会	特別委員会	議会運営委員会	その他視察
47	鳥	取	中	90,000	90,000	90,000	一般行政視察 130,000
48	松	江	市	120,000	120,000	120,000	
49	倉	敷	市	常任•特別委	員会併せて1人240,000	必要額	
50	呉		市	150,000	107,420(東京2泊3日)	107,420(東京2泊3日)	個人行政視察 150,000円
51	福	Щ	市	140,000	100,000	140,000	一般行政視察 100,000 議会だより編集委員会 100,000
52	下	関	市	122,000	特別委員会は常任・議運の予算で対応	122,000	一般調査視察旅費 150,000
53	峘	松	市	85,000	なし	85,000	一般行政視察 3,600,000(予算総額)
54	松	山	市	120,000	120,000	120,000	
55	峘	知	市	常任・議運は1人当たり 応(不足の場合は補正)	年額150,000円。特別委員会は、常 。	任・議運の予算で対	
56	久	留米	市	180,000	100,000	180,000	会派視察 180,000、 議会広報委員会(協議・調整の場) 100,000
57	長	崎	市	250,000	150,000	150,000	
58	佐1	世保	市	200,000	1,150,000 ※1委員会当たりの額	1,350,000 ※1委員会当たりの額	
59	大	分	市	180,000	130,000	180,000	一般行政視察 170,000
60	宮	崎	市	135,000	125,000	135,000	
61	鹿!	見島	市	200,000	200,000	200,000	
62	那	覇	市	0	なし	0	・1期4年間のうち、3年は委員会視察、1年は会派視察を実施。 ・令和3年度は、コロナ対策で財政が厳しいことから中止。 ・2年毎に議運視察を実施前回は平成30年度実施、令和2年度 予定していたがコロナ禍により中止)。

10 海外視察(友好姉妹都市交流を含む)

_					<u> 毎外視祭(友好姉妹都市交流を含む)</u>	令和3年4月
		\		実施の 有無	これまでの一人当たりの旅費・年額 (友好姉妹都市交流を含む 予算額等)	今後の実施予定
-			/		(及好姉妹都中文派を含む ア昇領寺) H28年度実績 姉妹都市議会議員交流推進費 決算額2.222.967円	
-		館	市	無	(議員6名・随行2名)	未定 大好姉妹都市交流の場合は、議員国際親善派遣基準により
L		森	市市	無無	平成15年度から実施を凍結し、平成23年6月に廃止した。	実施している。
		戸	-		平成27年度までは、全国市議会議長会主催の行政視察に参加していたが、平成28年度以降は、廃止となったことから予算措置していな	なし
5	盛	岡	市	無	い。 19年度から実施を自粛	
6	秋	田	市		平成22年度以降は当分の間凍結	
		形	市		全国市議会議長会主催の行政視察(海外)の廃止以降予算措置無。 友好姉妹都市交流には執行部の派遣要請に基づき参加している。(執行部予算)	予算計上なし
8 9		<u>島</u> 山	市市	無無	平成21年度以降、未実施。 平成21年度以降、未実施。	
10	いっ	b き	市	無	平成15年度まで全国・東北・県・市議会議長会主催の海外視察に参加していたが、平成17年度から友好・姉妹都市交流のみとした。	令和3年度予算額:2,043,000円 令和3年度は姉妹都市締結記念公式訪問事業を実施予定
11	水	戸	市	有	平成30年度予算額:3,092,000円(国際親善姉妹都市 アナハイム市)※中止 令和元年度予算額:2,972,400円(国際親善姉妹都市 アナハイム市)※中止 令和 2年度予算額:1,748,000円(友好交流都市 重慶市)※中止	令和3年度予算額:1,887,000円(友好交流都市 重慶市)
12	宇	都 宮	市		R1決算額:6,127,480円 ※但し,海外行政視察研修費用弁償として計上 R2~R4まで中止	予算計上なし ※令和2年度から令和4年度まで海外行政視察研修は中止と した。
13	前	橋	市		平成16年度以降なし	
14	高	崎	市	無	27年度 0円、28年度0円、29年度(1人)470,120円、30年度(1人)415,297円、31年度(1人)465,360円、R2年度0円、R3年度(予算)625,000円	
15	JI]	越	市	有	10人で5,000,000円(令和2年度は補正予算で全額削減) 令和元年度に姉妹都市提携35周年記念公式行事への出席に併せて海外視察 を実施。平成29年度は台湾主要都市への視察、旅行博の参加を実施。	令和3年度予算額:2,100,000円(10人)
16	JI]	п	市	有	平成19年度から実施を凍結している。 (凍結中であるが必要が生じた場合には検討している。)	友好都市交流事業について、令和3年度は、新型コロナウイ ルス感染症の影響により、予算計上なし
17	越	谷	市	無	平成22年度まで全国市議会議長会主催海外行政調査に参加。 平成24年度に廃止。	
18	船	橋	市	無	平成12年度以降は実施を見送っている。但し、友好都市からの招聘 があった場合は訪問団を設置し、派遣。	
19	柏		市	無	平成10年度以降実施していない.。 姉妹友好都市への親善訪問は執行部の派遣要請に基づき参加して いる。	姉妹友好都市訪問令和3年度予定なし
20	八 :	王子	市	有	平成19年度から「海外友好都市調査・研究事業」を行っている。 令和2年度 当初予算額 1,883千円/16人	令和3年度 当初予算額 3,687千円/16人
21	横彡	湏 賀	市	無	平成11年から見合わせている	
22	富	山	市	無	H29年度から実施はしていない。	
23	金	沢	市	有	姉妹都市等友好訪問の行政視察(決算額) H26 9,826,070円 10人 H27 7,227,378円 10人 H28 2,489,919円 7人 H29 12,070,609円 21人 H30 8,041,935円 7人 R1 6,537,460円 3人 R2 0円 0人	R3予算額 4,800千円 姉妹都市交流
24	福	井	市		姉妹友好都市訪問 H23年度 196,155円/人 H25年度 390,190円/人 H29年度 407,492 円/人	R3年度 当初予算額 11,127千円 姉妹友好都市交流事業として
25	甲	府	市	有	平成15年度より海外視察は凍結。姉妹友好都市交流事業を不定期に 実施。	令和3年度当初予算額 468,800円 (議長:309,500円、随行:154,900円、空港送迎(往復)4,400
	_	*13	.,,		H27 762,740円(1人) H26 251,960円(1人) H25 285,650円(1人)	円)
26	長	野	市	有	平成28年度 姉妹都市親善訪問 1,770,000円(11人) ※姉妹友好都市の親善訪問に係る費用は、執行部側で予算計上 令和3年2月に姉妹都市親善訪問を予定していた(未実施) 1,943,020円	未定
					(議長: 1,218,200円、議長秘書(議会事務局職員) 724,820円) ※姉妹友好都市の親善訪問に係る費用は、執行部側で予算計上	
27	松	本	市	有	令和元年度 姉妹都市交流 432,300円(2人:議長、随行、理事者側 予算) 令和2年度は実施なし	令和3年度は予定なし
28	岐	阜	市	有	2期;600,000円 3期;750,000円 4期;900,000円 5期以上; 1,000,000円で友好姉妹都市親善訪問、先進事例都市調査・視察等に 参加	令和3年度は予算計上なし
29	豊	橋	市	有	ア成20年度より海外派遣は廃止。友好都市親善訪問には参加している。	海外視察については政務活動費において実施を認めている。
30	岡	崎	市	無	平成21年度までは岡崎市議会主催の行政調査として1人当たり 1,000,000円以内で実施。平成22年度より凍結。	政務活動費による海外視察は認めているが、現地で調査研究を行うための支出に限るものとし、旅費は支出不可としている。(R2まで実績なし)
31	_	宫	市	無	平成11年から見合わせている。	なし
32	豊	田	市	有	H30年度5,930,750円(5人) 姉妹都市公式訪問として実施	R3年度予算額1,200千円/人 海外視察(2方面)
33	大	津	市	無	姉妹友好都市訪問のみ	姉妹都市交流事業として実施。ただしH23以降は節目などの みの訪問とし、毎年は行わない。(平成23年度より計上してい ない)
34	_	中	市	無	平成7年度より休止。	(AV 7)
35	吹	田	市	無	平成22年度以降未実施	

_					毎外視察(友好姉妹都市交流を含む)	令和3年4月
	_	\	_	実施の 有無	これまでの一人当たりの旅費・年額 (友好姉妹都市交流を含む 予算額等)	今後の実施予定
36	高	槻	市	有	姉妹・友好都市交流事業のみ実施(過去の旅費実績額は下記のとおり) 平成20年度 865,400円(4人)、平成24年度 2,007,580円(6人)、平成 25年度2,142,045円(7人)、平成29年度 2,020,070円(9人)、平成30年 度2,039,500円(9人)、令和元年度 1,689,700円(10人)	
37	枚	方	市	無	全国市議会議長会主催の行政視察に限るものとして、平成25年度は 1人当たり900,000円を予算計上していたが、平成26年4月に廃止し た。	
38	八	尾	市	無	平成18年度より行っていないが、姉妹友好都市訪問として平成31年 度ベルビュー市を訪問した。旅費総額¥422,014-(2人)	姉妹都市交流事業として実施。ただしH23以降は節目などの みの訪問とし、毎年は行わない。(平成23年度より計上してい ない)
39	寝』	屋川	市	無		
40	東:	大 阪	市	無		平成28年度から予算計上していない。
41	姫	路	市	無	議会改革協議会において、海外視察は全面的に廃止。(平成17年度から)	
42	尼	崎	市	無	現議員の任期中は事業凍結。(友好都市交流については平成29年度 実施)	令和3年改選後は改めて協議。
43	明	石	市	有	令和2年度は、実施なし。 姉妹都市訪問 30年度実績額 2,334,726円(6人) 友好都市訪問 30年度実績額 256,200円(2人)	令和3年度は予定なし。
44	西	宮	市	無	阪神・淡路大震災(平成7年度)以降凍結し、平成20年度に廃止。	友好姉妹都市交流については必要に応じ訪問団を設置し派 遣
45	奈	良	市	無		
46	和	歌 山	市	有	(予算額) 26年度646,620円 27年度702,420円 28年度2,159,280円 29年度 1,860,150円 30年度2,245,044円 31年度1,690,980円 R2年度 1,595,140円 R3年度1,567,590円	平成7年度より原則廃止としたが、中国友好都市・済南市並び に台湾との交流事業は継続の必要ありとして予算化してい る。(中国5人分、台湾6人分)
47	鳥	取	市	有	友好姉妹都市交流訪問を不定期に実施。平成29年度は、平成23年度以来6年ぶりに韓国・清州市を訪問。(予算額)議員一人当たり187千円。	令和元年度、韓国・清州市を訪問予定だったが中止。今後の 予定は未定。
48	松	江	市	無	平成21年度から見合わせ 友好姉妹都市交流事業につき松江市公式訪問団の一員として参加している。	友好姉妹都市交流事業につき松江市公式訪問団の一員として参加予定
49	倉	敷	市	有	任期中に1回。500,000円。当面、自粛。 姉妹友好都市提携周年事業でのみ実施。	
50	呉		市	有	海外視察は姉妹友好都市親善訪問のみ。友好姉妹都市以外はH20 ~27年度まで凍結。	姉妹友好都市とは従来どおり。全国市議会議長会主催の企 画のみ参加ができることとしたが、実施は未定。
51	福	山	市	有	親善友好都市訪問等。予算総額3,500,000円。	令和3年度は親善友好都市との交流事業等は、未定。
52	下	関	市	有	全体予算として2,800千円予算計上。	令和3年度は姉妹都市との交流事業の予定なし。
53	高	松	市	有	600,000円	全議員が任期中各1回参加できる。 (市議会独自の企画)
-		山	市	有	一人当たり75万円以内、1年度12名以内(任期中に一回)	姉妹交流都市を中心に実施。
55	高	知	市	有	姉妹友好都市親善訪問等に参加。令和2年度はなし。	令和3年度は姉妹都市親善訪問等(2か所)を予定している。
56	久	留米	市	有	H27年度までは、全国市議会議長会主催の行政視察に参加(H28年度 以降は予算なし)。 ほか、友好姉妹都市訪問等には参加している(執行部予算)	必要に応じ実施
57	長	崎	市	有	2期300,000円 3期以上1,000,000円	2期以上の議員を対象に任期中1回参加できる。(県または市が主催する公式訪問団への参加など)
58	佐·	世保	市	有	平成29年度は姉妹都市のアルバカーキ市(予算1,106,000円:議長)、 平成30年度は、友好都市の厦門市(予算308,000円:議長)と姉妹都 市のコフスハーバー市(予算936,000円:議長)を訪問。	令和3年度は予定なし
59	大	分	市	有	1・2・4・6・8・10期;30万円以内、3・5・7・9期;80万円以内。議長会等が 主催する行政視察、姉妹・友好都市との交歓等に参加。	
60	宮	崎	市	有	平成23年度から凍結中(平成20年度、平成21年度は自粛、平成22年度は計画なし)。以前は、3、4期 90万円・5期 60万円。現在は、正副議長が議会を代表して参加する友好姉妹都市交流事業等のみ。	友好姉妹都市交流等は、必要に応じ実施。令和3年度は予定 なし。
61	鹿.	児島	市	有	平成19年度以降、海外視察は凍結。友好姉妹都市親善訪問には参加している(当局予算・令和2年度は実績なし)	海外視察は令和3年度も凍結
62	那	覇	市	有	平成30年度に会派視察にて実施。予算一人当たり203,800円以内。 また、平成30年度は、サンビセンテ市へ姉妹都市提携40周年のため 訪問。(予算総額2,978,000円)	周年事業は必要に応じ実施。

1			- 1	II XXX	・ 安貝云 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・									
	`	\				常任委	受員会設直が 受員会設直が 受員会【名称及び定数】				議会運営委員会【定数】			
1	凼	館	市	総務9人	経済建設9人	民生9人					7人			
2	旭	Ш	市	総務8人	民生9人	経済文教9人	建設公営企業8人				12人			
3	青	森	市	総務企画9人	文教経済9人	都市建設8人	民生環境9人				11人(現員11人)			
4	八	戸	市	総務8人	経済8人	民生8人	建設8人				12人			
5	盛	岡	市	総務10人	教育福祉10人	産業環境9人	建設9人				12人			
6	秋	田	市	予算決算36人	総務9人	厚生9人	教育産業9人	建設9人			9人			
7	山	形	市	総務9人	厚生8人	産業文教8人	環境建設8人				10人			
8	福	島	市	総務9人	文教福祉9人	経済民生9人	建設水道8人				11人			
9	郡	山	市	総務財政11人 (現員10名)	建設水道9人	環境経済9人	文教福祉9人				10人			
10	いね	b き	市	政策総務10人 (現員9人)	市民生活9人	教育福祉9人	産業建設9人				9人			
11	水	戸	市	総務環境7人 (現員6人)	文教福祉7人	産業消防7人	建設企業7人				8人			
12	宇	郭宫	市	総務9人	厚生9人	環境経済9人	建設9人	文教国体 9 人			11人			
13	前	橋	市	総務10人	教育福祉10人	市民経済9人	建設水道9人				12人以内(現員9人)			
14	高	崎	市	総務10人	教育福祉10人	市民経済9人	建設水道9人				16人以内(現員11人)			
15	Ш	越	市	総務財政9人	文化教育9人	保健福祉9人	産業建設9人				10人			
16	Ш	П	市	総務11人	福祉保健11人	環境経済文教10人	建設消防10人				13人			
17	越	谷	市	総務8人	民生8人	環境経済·建設常 任委員会8人	子ども・教育・常任委 員会8人				12人			
18	船	橋	市	総務10人 (現員9人)	健康福祉10人	市民環境経済10 人	建設10人	文教10人	広報12人	予算決算48 人(議長を除 く全議員)	12人			
19	柏		市	総務9人	市民環境9人	教育民生9人	建設経済9人				17人以内(現員14人)			
20	八日	E子	市	総務企画10人 (現員9人)	文教経済10人 (現員10人)	厚生10人 (現員10人)	都市環境10人 (現員10人)				13人以内(現員12人)			
21	横彡	湏 賀	市	総務10人	生活環境10人 (現員9人)	教育福祉10人	都市整備10人	予算決算40人 (現員39人)			10人			
22	富	Щ	市	総務文教10人	厚生10人	経済環境9人	建設9人	予算決算38人			10人			
23	金	沢	市	総務8人	経済環境7人	市民福祉8人	建設企業7人	文教消防8人			12人			
24	福	井	市	総務8人	建設8人	教育民生8人	経済企業8人				10人			
25	甲	府	市	総務8人	民生文教8人	経済建設8人	環境水道8人				12人			
26	長	野	市	総務10人	福祉環境10人	経済文教10人	建設企業9人				10人			
27	松	本	市	総務8人	厚生8人	経済文教8人	建設環境7人				10人			
28	岐	阜	市	総務8人	経済環境7人	厚生8人	建設8人	文教7人			11人			
29	豊	橋	市	総務9人	環境経済9人	福祉教育9人	建設消防9人				10人			
30	岡	崎	市	総務企画10人	福祉病院9人	文教生活9人	経済建設9人				9人			
31	_	宮	市	総務10人	福祉健康10人	経済教育9人	建設水道9人				9人			
32	豊	田	市	企画総務 9人	地域生活 9人	教育社会 9人	環境福祉 9人	産業建設 9人	予算決算44人		10人			
33	大	津	市	総務10人	教育厚生10人	生活産業9人	施設9人	予算決算37人			12人			
34	豊	中	市	総務9人	文教8人	建設環境8人	市民福祉9人				10人			
35	吹	田	市	財政総務9人	文教市民9人	健康福祉9人	建設環境9人	予算34人	決算32人		10人			
36	高	槻	市	総務消防8人	市民都市9人	福祉企業9人	文教にぎわい8人				7人			
37	枚	方	市	総務8人	教育子育で8人	市民福祉8人	建設環境8人				7人			
38	八	尾	市	総務7人	建設産業7人	文教7人	健康福祉環境7人	予算決算27人			議会の議決で定める (現員8人)			
39	寝』	屋 川	市	総務都市創造8 人	健康福祉8人	文教生活8人	予算決算24人				10人(現員7人)			
40	東ス	大阪	市	文教7人	民生保健8人	環境産業8人	建設水道7人	総務8人			19人(現員9人)			

11 委員会① 令和3年4月

				安貝宏	\mathbb{C}						令和3年4月
							委員会設置状	況			
		_				常任委	員会【名称及び定数】				議会運営委員会【定数】
41	姫	路	市	総務10人	文教・子育で9人	厚生9人	経済観光10人	建設9人	予算決算47 人		10人(現員9人)
42	尼	崎	市	総務9人 (現員8人)	文教8人	健康福祉9人	経済環境企業8人	建設消防防災8人			9人
43	明	石	市	総務8人	文教厚生8人	生活文化7人	建設企業7人				9人
44	西	宮	市	総務8人	民生8人	健康福祉8人	教育こども8人	建設8人(現員7人)			14人(現員11人)
45	奈	良	市	総務7人	観光文教8人 (現員7人)	厚生消防8人	市民環境8人 (現員7人)	建設企業8人	予算決算38 人 (現員36人)		12人(現員8人)
46	和	耿 山	市	総務10人	厚生9人	経済文教9人	建設企業9人				12人
47	鳥	取	市	総務企画8人	福祉保健8人	文教経済8人	建設水道8人				9人
48	松	江	市	総務9人	教育民生9人	経済8人	建設環境8人	予算33人			9人
49	倉	敷	市	総務7人	市民文教7人	環境水道7人	保健福祉8人	文化産業7人	建設消防7人	予算43人	12人
50	呉		市	総務8人	民生8人	文教企業8人	産業建設8人				9人
51	福	山	市	総務10人	民生福祉10人	文教経済9人	建設水道9人				11人
52	下	関	市	総務9人	経済 8人	文教厚生9人	建設消防 8人				9人
53	高	松	市	総務10人	教育民生10人	経済環境10人	建設消防10人				10人
54	松	山	市	総務理財8人	文教消防7人 (現員は6人)	市民福祉7人	環境企業7人	都市整備7人 (現員は6人)	産業経済7人		12人
55	高	知	市	総務9人	建設環境8人	厚生8人	経済文教9人	予算決算34人			8人
56	久	留米	市	総務9人(現員8 人)	教育民生9人	経済9人	建設9人				14人以内(現員11人)
57	長	崎	市	総務10人	教育厚生10人	環境経済10人	建設水道10人				8人
58	佐	世保	市	総務9人 (現員は8人)	都市整備8人	文教厚生8人	企業経済8人 (現員は7人)				9人
59	大	分	市	総務9人	厚生9人	文教9人	建設9人	経済環境8人			11人以内(現員7人)
60	宮	崎	市	総務財政10人	文教民生10人	建設企業10人	市民経済10人				10人
61	鹿!	児島	市	総務環境9人	防災福祉こども9人	市民文教9人	産業観光企業9人	建設消防9人			11人
62	那	覇	市	総務10 人	都市建設環境10 人	教育福祉10 人	厚生経済10 人	予算決算40 人			13 人

ı				12 委員会(2)		Z-0.45	5 EE LINE		令和3年4月
		\				委員会記 特別委員会【彳	投置状況 2.なみパウ数】		
			\geq			何別女貝云[1	が及び足数』		
1	函	館	市	予算(決算)特別委員会(定 例会毎に設置) 議長を除く全議員					
2	旭	Ш	市	補正予算等審査特別委員会 15人程度(設置の有無は,議 運での協議による)		決算審査特別委員会33 人(第3回定例会時に設置)			
3	青	森	市	雪対策特別委員会8人	危機管理対策特別委員 会7人	予算特別委員会(第1回, 第2回,第4回定例会時は 25人,第3回定例会時は 20人)	決算特別委員会(第3回定 例会時20人)		
4	八	戸	市	広域連携推進特別委員会8 人	観光振興特別委員会8人	港湾·都市基盤整備推進 特別委員会8人	屋内スケート場・スポーツ 文化施設建設特別委員会 8人	予算特別委員会(正副議 長を除く全員)	決算特別委員会(議員の 半数、正副議長及び議会 選出監査委員除く)
5	盛	岡	市	予算審査特別委員会(3月定 例会時に設置。議長を除く全 議員)	補正予算審査特別委員 会(4月臨時会時に設 置。議長を除く全議員)	人口減少対策特別委員 会10人	スポーツ振興特別委員会 10人	労働·雇用創出特別委員 会9人	ICT活用特別委員会9人
6	秋	田	市						
7	山	形	市	予算32人(議長を除く)	決算32人(議長を除く)				
8	福	島	市	予算特別委員会(3月定例会 議時に設置) ※議長を除く全議員	決算特別委員会(9月定 例会議時に設置) ※議長、監査委員を除く 全議員	新庁舎西棟建設調査特 別委員会11人			
9	郡	Щ	市	決算特別委員会(9月定例会)	寺に設置。議長、議選監	旧豊田貯水池利活用特			
	PI.		-,,-	査委員を除く全議員35人)		別委員会(10人) 一般会計決算特別委員	特別会計・企業会計決算		
10	い:	わき	市	災害等対策推進特別委員会 (10人) 決算特別委員会、公営企業	デジタル社会検討特別 委員会(10人)	会10人(9月定例会時に設置)	特別委員会10人(9月定例 会時に設置)		
11	水	戸	市	会計決算特別委員会(9月定 例会時に設置) ※議長、監査委員を除く全議 員がいずれかに所属		新市民会館整備等調査 特別委員会 ※議長を除〈全議員	新ごみ処理施設整備等調 査特別委員会 ※議長を除く全議員	偕楽園・千波湖周辺整備 等調査特別委員会 ※議長を除く全議員	水泳競技施設等調査特別 委員会 ※議長を除く全議員
12	宇	都宮	市	決算審査特別委員会(9月定 例会時に設置、R2は11人)	企業会計決算審査特別 委員会(9月定例会時に 設置、R2は12人)	次世代技術を生かしたま ちづくり調査特別委員会 (14人)	誰もがいきいきと安心して 暮らせるまちづくり調査特 別委員会(14人)		
13	前	橋	市						
14	高	崎	市	環境施設建設特別委員会10		都市集客施設整備特別	子育て支援・定住人口増		
	<u>"~</u> ЛІ		市	人 2020年東京オリンピック・パラ リンピック対策特別委員会10	別委員会10人	委員会9人	加対策特別委員会9人		
16	Ш	П	市	本市基盤整備·防災力向上 特別委員会10人	地域活力·市民生活向 上特別委員会11人	保健医療·高齢者等福祉 対策特別委員会11人	次世代支援·教育力向上 特別委員会10人	一般会計及び各種特別会 計決算審査特別委員会13 人	企業会計決算審査特別委 員会13人
17	越	谷	市	予算 (3月定例会時に設置)	決算 (9月定例会時に設置)				
18	船	橋	市	総合計画に関する調査研究 特別委員会48人(議長を除く 全議員)	(6万龙河五州)[1000]				
19	柏		市	決算審査(9月定例会時に設 置することを例としている。R2 は12人)					
20	八	王子	市	都市づくり・ニュータウン対策 10人以内(現員10人)	交通対策10人以内 (現員9人)	復興支援·防災·危機管 理対策10人以内(現員10 人)	次世代支援·高齢社会対 策10人以内(現員10人)	予算等審査 第1回定例会(2月)で設 置、議長を除く全議員	決算審査 第3回定例会(9月)で設置 議長を除く全議員
21	横:	須賀	市	基本構想·基本計画策定特 別委員会(現員10人)					
	富	_	市	か女只厶∖切貝10八/					
			市	一般会計等決算審査(9月定 例月議会時に設置)	企業会計決算審査(9月 定例月議会時に設置)	デジタル戦略特別委員会 (10人)	新型コロナウイルス対策 特別委員会(9人)	都市交通特別委員会(10 人)	
24	福	井	市	予算特別委員会15人		新型コロナウイルス等影響対策特別委員会の人			
	甲	府	市	予算16人(3月定例会時に設	例会時に設置)10人 決算審査14人(9月定例	響対策特別委員会8人 議会基本条例14人	新型コロナウイルス感染		
	<u> </u>		_	置)	会時に設置) 小・中学校の在り方調査	まちづくり・公共交通対策	症対策10人		
26	長	野	市	災害対策等調査研究10人	研究10人	調査研究10人	農林業振興対策9人		
27	松	本	市	基幹博物館建設10人	市役所新庁舎建設10人	決算(9月定例会時に設 置)	予算(2月定例会時に設置)		
28	岐	阜	市						
			市	予算(3月定例会時に設置。 正副議長を除く全議員)	一般会計予算(6、9、12月 定例会時に設置。正副 議長を除く全議員)	決算(正副議長及び議会 選出監査委員を除く32 人)			
30	岡	崎	市	決算(9月定例会時に設置)					
31	_	宮	市						
32	豊	Ħ	市	現在設置なし					
33	大	津	市	公共施設対策12人	ICT活用対策11人	交通対策12人			
34	豊	中	市	空港問題調査9人	南部地域活性化調査9 人				
35	吹	Ħ	市	防災·減災等対策特別委員 会12人					
36	高	槻	市	市街地整備促進9人	新名神·交通体系等対 策9人	史跡整備•活用等8人	地方分権推進8人	決算審査(9月定例会時に 設置)10人	

				12 安貝芸(2)					令和3年4月
						委員会計			
		_				特別委員会【名	3.称及び定数】		
37	枚	方	市	決算13人(令和2年度実績)	予算13人(令和2年度実 績)				
38	八	尾	井	総合計画策定調査特別委員 会 8人					
39	寝』	量川	市	公共施設の在り方調査特別 委員会10人					
40	東:	大阪	市						
41	姫	路	中	不当要求議員が関わる事業 の真相を究明する特別委員 会13人					
42	尼	崎	市	予算特別委員会(全議員)	決算特別委員会(監査 委員を除く全議員)				
43	明	石	귝	新庁舎整備検討6人	あかしSDGs推進計画9 人	決算審査(9月定例会で 設置)29人			
44	西	宫	市	決算(9月定例会時に設置。 議長及び議選監査委員を除く 全議員)	予算(3月定例会時に設 置。議長を除く全議員)				
45	奈	良	市	議会改革推進12人	本庁舎のあり方検討10 人(令和元年6月定例会 で設置、令和2年6月定 例会にて調査終了報告)	本庁舎のあり方検討10 人(6月定例会で設置)	補正予算10人(令和2年7 月臨時会で設置)	補正予算等10人(令和2年 12月定例会で設置)	議案審査10人(令和3年1 月臨時会で設置)
46	和	欧山	市	地震等災害対策12人	IR誘致に関する12人	決算35人(9月定例会最 終日に設置、議長及び議 会選出監査委員除く)	予算12人(4月臨時会時に 設置)		
47	鳥	取	市	本庁舎跡地等活用に関する 調査9人	決算(9月定例会時に設 置。議選選出監査委員 を除く全議員)	予算(3月定例会時に設 置。)			
48	松	江	市	宍道湖·中海問題等対策 9人	島根原子力発電対策9 人	総合交通対策8人	まちづくり対策8人	新庁舎建設9人	決算(9月定例会で設置)
49	倉	敷	中	決算9人					
50	呉		市	豪雨災害復旧•復興対策9人	総合交通対策9人	予算特別(全議員:32人)	決算特別13人(9月定例会 時に設置)		
51	福	Щ	市	都市整備13人	地方創生調査13人	公共施設再構築12人	決算(企業会計,一般・特別 会計をそれぞれ9月定例会 で設置)	予算(3月及び補正がある 場合設置)	
52	下	関	中	一般・特別会計決算審査 (9月定例会時に設置見込 み)					
53	高	松	市	総合交通対策 13人	卸売市場再整備 13人	観光エリア・附属医療施 設整備 14人	決算審査 37人 (9月から12月まで設置する ことを例としている。)		
54	松	Щ	市	決算(9月定例会時に設置) ※議長及び議会選出監査委 員を除く全議員で構成	水資源対策検討特別委 員会14人				
55	高	知	市	行財政改革調査11人	南海地震等災害対策調 查12人	まちづくり調査11人			
56	久	留米	市	決算審査11人(9月定例会時 に設置)	予算審査11人(3月定例 会時に設置)	議会制度調査11人			
57	長	崎	中	長崎駅周辺整備·交通結節 対策 10人	ポストコロナ経済対策10 人	ポストコロナ交流人口拡 大対策10人			
58	佐:	世保	市	基地対策8人(現員7人)	石木ダム建設促進8人	特定複合観光施設(IR)推 進8人	交通体系整備8人		
59	大	分	市	子ども育成・行政改革推進10 人	総合交通対策13人	地域活性化対策12人	決算審査(9月定例会時に 設置)		
60	宫	崎	.10	少子化問題対策特別委員会 12人	高齢者交通問題対策特 別委員会13人	決算審査(9月定例会時 に設置)			
61	鹿!	見島		決算(9月定例会時に設置。 11人)	桜島爆発対策11人	都市整備対策11人	地方創生に関する調査11 人		
62	那	覇	市						

13 会派 令和3年4月

				<u> 13</u>		派	令和3年4月		
		\	/	会派数	派 交渉 会派	会派認定基準	会派専用控室設置基準		
1	拯	館	市	5	4	所属議員2名以上(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派に独立した専用控室を設置		
2	旭	Ш	井	5	-	所属議員2名以上	会派に独立した専用控室を設置(無所属(1人)は1人で1室としている。)		
3	青	森	뉴	5	_	3人以上	設置基準はないが、現状は会派に独立した専用控室を設置し、無所属(1人)は 1室を使用している。		
4	八	戸	市	5	5	2人以上	会派に独立した専用控室を設置(無所属は1名で1室を利用)		
5	盛	岡	市	5	5	3人以上	会派別の専用控室を設置(幹事長会議で協議)		
6	秋	田	市	6	5	なし(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派に独立した専用控室を設置		
7	Щ	形	市	6	6	3Д	会派に独立した専用控室を設置(無会派は全員で1室を利用)		
8	福	島	市	6	_	2人以上	会派に独立した専用控室を設置(無所属は全員で1室を利用)		
9	郡	Щ	市	6	4	2人以上(ただし、所属議員4人以上の会派を交渉団体としている)	会派に独立した専用控室を設置(1人会派は全員で1室を利用)		
10	い:	わき	市	6	5	なし(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派に独立した専用控室を設置		
11	水	戸	市	6	-	3人以上(所属議員が3人未満の場合は会派等としている)	明確な設置基準はないが、会派及び会派等に独立した専用控室を設置(所属議員の人数に応じて部屋の面積を調整)		
12	宇	都宮	市	9	5	1人でも会派として認めている。ただし、交渉会派は3人以上の会派としている。	会派に控室を設置		
13	前	橋	市	8	5	なし(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	基準なし、会派構成人数と1人当たりの面積を基に、各派代表者会議にて協議 し、調整。		
14	高	崎	市	4	3	なし(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	控室総面積を議員数で割り、人数に乗じた面積を基準		
15	Ш	越	市	6	6	2人以上の所属議員を有する交渉団体を会派としている。	会派に独立した専用控室を設置		
16	Ш	П	市	5	5	1人でも会派認定しているが、交渉会派は3人以上としている。	基準なし、会派構成人数と1人当たりの面積を基に、各会派代表者会議にて協議し、調整。		
17	越	谷	市	6	_	3人以上(ただし、政党については3人未満の場合でも会派とみなす)	会派に独立した専用控室を設置(現在、無所属は2人で一室を利用)		
18	船	橋	市	7	6	所属議員2名以上(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派代表者会議において協議決定(現在は、会派ごとに控室を設置し、無所属は一室 設置し、3人で利用している)		
19	柏		市	6	6	2人以上(所属議員2人以上の会派を交渉団体としている)	設置し、3人で利用している) 会派ごとに控室を設置、1人当たり3.0平方メートルを基準		
20	八:	王子	市	8	5	交渉団体となる会派は、所属議員3人以上	基準なし。その都度会派代表者会にて協議。		
21	横:	須 賀	市	4	3	所属議員2名以上(ただし、所属議員4人以上の会派を交渉会派としている)	控室総面積を議員数で割り人数に乗じた面積を基準(基本面積は、一人11.4㎡) 会派には独立した控室を割り当て、その他の部屋を無会派議員に割り当てる。 無会派議員等が同室となる場合はパーテーションで仕切る。		
22	富	Щ	市	11	3	1人でも会派認定しているが、交渉会派は3人以上	会派に独立した専用控室を設置(1人会派は3会派毎に1部屋を共同利用)		
23	金	沢	市	6	_	3人以上	会派に独立した専用控室を設置		
24	福	井	市	6	_	2人以上	会派に独立した専用控室を設置		
25	甲	府	市	6	-	所属議員2名以上	基本的に会派ごとに独立した専用控室を設置。疑義が生じた場合には、会派代表者会議で協議する。		
26	長	野	市	4	4	構成員2人以上をもって届出のあった会派	会派に独立した専用控室を設置		
27	松	本	市	5	-	3 人以上	会派に独立した専用控室を設置(無所属は、基本的には1名で1室を利用)		
28	岐	阜	市	6	5	なし(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派に独立した専用控室を設置(1人会派の控室は基本的に相部屋とすることとしている。)		
29	豊	橋	市	8	4	(所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	設置基準は特になし		
30	岡	崎	市	4	4	3人以上	会派に独立した専用控室を設置(会派に属さない議員が2人以上の場合は同室 とする。)		
31	_	宫	市	8	5	2人以上	会派に独立した専用控室を設置(1人会派の控室は基本的に相部屋とすることとしている。)		
32	豊	田	市	3	3	3人以上	会派に独立した専用控室を設置(会派に属さない議員は相部屋としている。)		
	-								

	_			13		₹ ₩	令和3年4月
	/	\	\	会派数		会派認定基準	会派専用控室設置基準
33	大	津	市	8	5	1人でも会派認定しているが、交渉会派は3人以上	会派単位で専用控室を設置(1人会派は相部屋になることがある)
34	豐	中	市	6	6	3人以上	会派ごとに専用控室を設置(無所属議員は基本的には相部屋とすることとしている。)
35	吹	田	市	8	7	1人でも会派認定しているが、3人以上の会派を交渉団体としている。	明文化した基準は設けていないが、従前の例に倣い各会派に控室を設置
36	高	槻	市	7	6	2人以上。ただし交渉会派は4人以上の会派としている。(ただし、3人会派も 認めている)	会派ごとに専用控室を設置(無所属議員は同室を使用)
37	枚	方	市	4	4	3人以上	各会派への控室の割り当ては、会派人数が6名までは1部屋、7名からは2部屋と している。
38	八	尾	市	6	6	2人以上	会派に独立した専用控室を設置、無所属は1名で1室を使用
39	寝	屋川	市	4	3	2人以上(ただし、交渉会派は3人以上)	会派に独立した専用控室を設置
40	東	大阪	市	10	4	なし(ただし、所属議員2人以上の会派を交渉団体としている)	設置基準は特になし
41	姫	路	市	9	6	1人でも会派認定しているが、交渉会派は3人以上	会派ごとに控室を設置(一人会派が複数ある場合は、1部屋による相部屋方式とする。)
42	尼	崎	井	6	6	2人以上で会派を結成できる。ただし、交渉会派は4人以上の会派としている。	議員控室は、会派代表者において協議のうえ、各会派等に割り当てる。
43	明	石	市	11	3	1人でも会派認定しているが、交渉権のある会派は3人以上	議員控室は、会派代表者において協議のうえ、各会派等に割り当てる。
44	西	宫	市	6	6	所属議員3人以上	会派に独立した専用控室を設置(無所属議員は3人で1室を利用)
45	奈	良	井	3	3	2人以上で会派は構成する。ただし、交渉会派は3人以上で構成する会派と している。	会派に独立した専用控室を設置、無所属議員14人のうち7人と2人が共用で各1室を利用、残り5人はそれぞれ個室を利用(うち1人がバリアフリー化された専用の1室を利用)
46	和	歌山	市	6	_	2人以上	会派に独立した専用控室を設置
47	鳥	取	市	5	4	2人以上。交渉会派は、4人以上で構成する会派としている。	基準はないが、会派ごとに専用控室を設置。無所属議員(2人)は、全員で1室を使用。
48	松	江	井	6	5	会派は2人以上をもって構成する。ただし交渉会派は3人以上をもって構成する。	会派に独立した専用控室を設置
49	倉	敷	市	7	7	会派を組織する場合には、議員3人以上でなければならないとしている(倉敷市議会内会派に関する内規)	会派に独立した専用控室を設置(無会派は全員で1室を利用)
50	県		市	5	5	3人以上	会派に独立した専用控室を設置、諸派は全員で1室を使用
51	福	Щ	井	6	-	3人以上	会派に専用控室を設置 (無所属は1人で1室を使用)
52	۲	関	市	5	5	3人以上	会派ごとに控室を設置。無所属議員(3人)も1室を使用。
53	帼	松	市	6	4	2人以上で会派を結成できる。ただし、交渉会派は3人以上の会派としている。	設置基準は特になし
54	松	Щ	市	10	5	1人でも会派として認めている。ただし、交渉会派は3人以上の会派としている。	設置基準は特になし
55	高	知	市	7	5	1人でも会派と認めている。ただし、交渉団体は3人以上の会派としている	基本的に会派に独立した専用控室を設置 (現在、1人会派(2会派)用を1室設置)
56	久	留米	市	4	4	所属議員3人以上を会派としており、交渉会派の要件も同じく3人以上(2人以下は団体として整理)	基本的に会派ごとに独立した専用控室を設置 2人以下の団体は原則全員で1 室を使用 (現在は会派・団体数の関係により、団体も1室ずつ使用している)
57	長	崎	市	6	5	なし(ただし、所属議員4人以上の会派を交渉団体としている)	基本的に会派単位で専用控室を利用
58	佐	世保	市	5	-	1人でも会派と認めている。	会派ごとに控室を設置
59	大	分	市	7	4	2人以上(ただし、所属議員4人以上の会派を交渉団体としている)	設置基準は特になし 現状は会派に独立した専用控室を設置(無所属については、現在6名であり2室を使用している)
60	宮	崎	市	11	10	1人でも会派と認めているが、議運2人以上、代表者会は3人以上の会派で 構成	控室総面積を議員数で割り人数に乗じた面積を基準(基本面積は、一人7.8㎡)
61	鹿.	児島	市	6	-	2人以上	基準なし、その都度議運にて協議
62	那	覇	市	8	8	2人以上	会派に独立した専用控室を設置

14 各派代表者会議

	_			14	台州 代衣有云藏	1	市和3年4月
		<u> </u>		人数	体 制	公開 非公開	諸派(小会派) の出席及び発言
1	涵	館	市	7	正副議長、各会派代表者	非	全会派の代表者が出席
2	旭	Ш	市	7	正副議長、各会派の会長	非	全会派の会長が出席。無所属議員の出席はなし
3	青	森	市	7	正副議長、各派代表者	公開	議長の許可を得た者が傍聴することができる。
4	八	戸	市	10	正副議長、各派代表者等	非	無
5	盛	岡	市	7	正副議長、各会派代表者	非	任期最初の会議で出席について諮り、認められれば出席可能
6	秋	田	市	8	正副議長、各会派の代表	非	全会派の代表者が出席
7	Щ	形	市	10	正副議長、各会派の代表	非	オブザーバーとして出席できる
8	福	島	市	8	正副議長、各会派の代表	公開	オブザーバーとして出席できる
9	郡	山	市	7	正副議長、議運委員長、交渉会派の代表	非	オブザーバーとして出席できる。原則、発言はできない。
10	い	わき	市	8	正副議長、交渉団体の代表者	※公開	無 ※ 傍聴の申し出があった際に会議に諮って判断
11	水	戸	市	10	正副議長、議会運営委員長及び副委員長、各会派の代表者	公開	有 ※議長の許可を得て発言することができる
12	宇	都宮	市	9	正副議長、議運委員長、3人以上の会派の代表者、最大会派の幹事長	公開	傍聴委員として出席できる。 議長の許可を得て発言できる。
13	前	橋	市	11	正副議長、各会派代表者	公開(市政 記者のみ)	オブザーバーとして出席できる
14	高	崎	市	12	正副議長、各会派代表者	公開(市政 記者のみ)	有。ただし傍聴のみ
15	Ш	越	市	8	正副議長、各会派代表者	非	全会派の代表者が出席
16	Ш	П	市	7	正副議長、各会派の代表者(所属議員3人以上の会派)	原則公開 (規定なし)	無
17	越	谷	市	8	正副議長、各会派を代表する議員	公開	全会派の代表者が出席
18	船	橋	市	8	正副議長、各会派代表者(所属議員3人以上の会派)	原則公開	オブザーバーとして出席できる
19	柏		市	8	正副議長、各会派代表者	※非	全会派の代表者が出席。無所属議員の出席はなし。 ※参加者全員の同意が得られたときは例外とする。
20	八	王子	市	9	正副議長、各会派代表者、議運委員長(オブザーバー)	非	オブザーバーとして交渉団体でない会派の議員から1名が出席
21	横:	須賀	市	4	各交涉会派代表者、年長議員	公開	有(申し出があった場合、3人以上の会派はオブザーバーとして出 席の可否を会議冒頭確認している)
22	富	山	市	18	正副議長、各交渉団体の所属議員数に応じて選出	原則公開 (市政記者 のみ)	オブザーバーとして出席できる
	金	沢	市	8	正副議長及び各派代表	非	
24	福	井	市	9	各会派代表者又は各会派役員等を会派構成員数に応じて選出	公開	全会派の代表者等が出席
25	甲	府	市	8	正副議長、会派代表者及び政党に属する議員	原則公開(規定なし)	協議事項について必要があると認めるときは、会派及び政党に 所属しない議員の出席を求めて説明又は意見を聞くことができ る。 会派及び政党に所属しない議員からの発言の申し出があったと きは、代表者会議で許否を決める。
26	長	野	市	8	正副議長、各会派の代表(会派代表者会議)	非	無
27	松	本	市	7	正副議長、各会派の代表者(会派代表者会議)	非	議長が必要と認めた場合は出席している。
28	岐	阜	市	8	正副議長、各交渉団体の幹事長(最大会派のみ、幹事長のほか1名がオブザーバーとして出席)	非	組織に関する協議を行う場合等の際は、出席している。
29	豊	橋	市	11	正副議長、所属議員数に応じて選出された各会派の議員と議会運営委員会の正副委員長	非	無
30	岡	崎	市	6	正副議長及び各会派の代表	非	協議事項について必要があると認めるときは、会派に所属しない 議員の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。 会派に所属しない議員からの発言の申し出があったときは、代表 者会議で許否を決める。
31	_	宮	市		正副議長及び各会派の代表	非	
32	豊	田	市	9	正副議長、所属議員数に応じて選出された各会派の議員と議会運営委員会の委員長	非	無
33	大	津	市	8	正副議長、全会派の代表	非	全会派の代表者が出席
34	豊	中	市	9	正副議長、各会派の代表者(幹事長)	非	無
35	吹	田	市	_	-		
36	高	槻	市	9	正副議長、各会派代表者	非	全会派の代表者が出席
37	枚	方	市	6	正副議長、各会派代表者	非	全会派の代表者が出席
38	八	尾	市	10	正副議長、各会派の代表者	非	全会派の代表者が出席(会議が必要と認めるときは会派に所属しない議員の出席を求め発言を許すことができる)
	L					l	O.9^ MX名公田市で小公元日で町1日にN. CC.の/

14				14	谷派代表 有会議		令和3年4月
		\	/	人数	体制	公開 非公開	諸派(小会派) の出席及び発言
39	寝』	屋川	市	6	正副議長、各会派幹事長	非	会派に属さない議員は、議長が認めた場合に限り出席可能
40	東:	大阪	市	6	正副議長、交渉会派の各会派の代表者	非(庁内の み公開)	オブザーバーとして出席できる
41	姫	路	市	11	正副議長、各派代表者	非	有
42	尼	崎	市	8	正副議長、交渉団体の各会派の幹事長(代表者)	公開	必要があると認めるときは、交渉団体でない 幹事長を出席させ、意見を聴くことができる。
43	明	石	市	5	正副議長、交渉会派の各会派の代表者	非	議長が必要と認めたとき、代表者会にはかりオブザーバーの出席の可否を決定する
44	西	宮	市	ı	_	_	_
45	奈	良	市	6	正副議長、各会派幹事長(代表者)、議会運営委員長	非	無
46	和	歌 山	市	9	正副議長、各会派代表者(幹事長)	非	出席可
47	鳥	取	市	7	正副議長、会派の代表者	非	無所属議員はオブザーバーとして出席できる (許可を得れば発言可能)
48	松	江	市	_	_	_	-
49	倉	敷	市	9	正副議長、会派の代表者	非	無
50	呉		市	7	正副議長、各会派代表者	非	オブザーバーとして出席できる (許可を得れば発言可能)
51	福	山	市	10	正副議長、各会派代表者、議運正副委員長	非	無
52	下	関	市	7	正副議長、各会派代表者	非	無
53	高	松	市	7	正副議長、各会派の会長(最大会派は副会長を含む)	非	無
54	松	山	市	7	正副議長、各会派の代表者	非	傍聴のみ(許可を得れば発言可能)
55	高	知	市	7	正副議長、3人以上の会派の代表1人	公開	無
56	久十	留米	市	8	正副議長、3人以上の会派代表者、オブザーバーとして議運正副委員長	非	無(事務局が後日説明)
57	長	崎	市	9	正副議長、2人以上の会派の代表者1人(ただし、16人以上の会派は2 人)、議運の委員長	公開	1人会派については傍聴可能
58	佐:	世保	市	_	必要に応じ、議長が召集する。召集メンバーは案件に応じて、議長が決 定する。	非公開	_
59	大	分	市	8	正副議長、2人以上の議員が所属する会派の代表者	公開	無所属議員はオブザーバーとして出席できる(許可を得れば発言可能)
60	宮	崎	市	10	正副議長、3人以上の議員が所属する会派の代表者	非	オブザーバーとして出席できる。発言できない。
61	鹿!	児島	市	8	正副議長、各会派代表者	非	無所属議員は必要に応じ出席
62	那	覇	市	12	正副議長、議会運営委員長及び副委員長、各会派を代表する議員	公開	全会派の代表者が出席

				10 励機又は前金で1.フためが多	で作るサイカ
		\	/	地方自治法第100条第12項の規定による協議又は調整を行うための場(協議等の場)	費用弁償
1	拯	館	井	-	_
2	旭	Ш	市	_	_
3	青	森	市	各派代表者会議、全員協議会、常任委員協議会、議会改革推進協議会、議会広報紙編集会議、議会広報広聴推進会議	なし
4	八	戸	市	議員全員協議会、常任委員会協議会	なし
5	盛	岡	市	全員協議会、議会広報委員会	支給
6	秋	田	市	全員協議会、各派会長会議	なし
7	王	形	市	各派代表者会、各派責任者会、全員協議会、正副委員長会議、議会図書室運営委員会、議会報委員会、議 会運営協議会、議員初会合、議会改革検討委員会	なし
8	福	島	市	全員協議会、議会委員協議会、代表者会、政務活動費検討会、広報委員会、政策討論会、改革検討会、ICT 活用検討会	支給
9	郡	Щ	市	-	_
10	い:	わき	市	全員協議会、各派代表者会議、議会改革推進検討委員会、政策提案検討委員会、議会報編集委員会	支給
11	水	戸	市	全員協議会、代表者会議、議会報編集委員会	支給停止中
12	宇	都宮	市	各会派代表者会議、議員協議会、常任委員会正副委員長会議、広報広聴委員会	なし
13	前	橋	市	_	_
14	高	崎	市	全員協議会、各派代表者会議、広報委員会	なし
15	Ш	越	市	市議会議員協議会、図書室委員会、広報紙編集委員会、政務活動費経理責任者会議、常任委員会正副委員長会議、議員倫理条例策定会議、災害対策支援会議	支給
16	Ξ	П	市	各会派代表者会議、正副委員長会議、全員協議会	支給
17	越	谷	市	全員協議会、代表者会、正副常任委員長会、議会報専門協議会、図書室協議会	なし
18	욅	橋	市	全員協議会、会派代表者会議、委員会協議会	なし
19	桕		市	各派代表者会議、議員全員協議会、議会広報委員会	なし
20	く	王子	市		_
21	横:	須賀	中	議員総会、全員協議会、 (各派代表者会議、議会ICT化運営協議会、議会制度検討会議、広報広聴会議、災害対策会議は「特定の目的について検討を行うための場」として、新型コロナウイルス感染症対策検討協議会は「臨時に設けられた検討の場」として、委員会規則に別途定めている)	なし
22	富	Щ	市	各派代表者会議、正副委員長会議、委員長会議、議員協議会、議会報編集委員会、議会改革検討調査会	なし
23	金	沢	市	議会広報委員会	支給
24	福	井	市	議員全員協議会、各派代表者会議、委員会事前協議、図書選定委員会、福井市議会だより編集委員会	-
25	甲	府	市	全員協議会、会派代表者会議、正副委員長会議、広報委員会、調査研究会	_
26	長	野	市	全員協議会、会派代表者会議、各派代表者会議、正副委員長会議、所信表明会世話人会、委員会協議会、議会報編集委員会、議会活性化検討委員会2019	支給
27	松	本	市	議員協議会、常任委員協議会、当初予算説明会、政策部会、広報部会、交流部会、政策討論会	支給
28	岐	阜	市	_	_
29	豊	橋	市	_	
					·

15 協議又は調整を行うための場

令和3年4月

	_			13 協議又は調金を行うにめの場	市和3年4
		<u>\</u>	_	地方自治法第100条第12項の規定による協議又は調整を行うための場(協議等の場)	費用弁償
30	岡	崎	市	全員協議会、各派代表者会議、議会運営委員会理事会、正副委員長会議、議会広報委員会	なし
31	_	宮	市	-	_
2	豊	田	市	全員協議会、常任・特別委員長会議	支給
33	大	津	市	全員協議会、議会広報広聴委員会	支給
34	豊	中	市	各派代表者会、幹事長会、議会改革等検討委員会、議会報編集委員会、全員協議会、委員懇談会、予算内示会、委員長会議、正副委員長会議	なし
35	吹	田	市	議会広報委員会、全員協議会、常任委員協議会、予算常任委員会理事会、決算常任委員会理事会、特別委員協議会、代表者会議、役選代表者会議、政務活動費経理責任者会議、議会運営委員会小協議会	なし
86	高	槻	市	_	_
7	枚	方	市	_	_
8	八	尾	市	委員協議会、正副委員長事前協議、予算決算常任委員会理事会、議会運営委員協議会、提出議案事前協議、各派代表者会議、幹事長会議、意見書調整会議、全員協議会、臨時会運営会議、議会だより編集委員会、八尾市議会災害対策会議	なし
9	寝	屋川	市	_	なし
0	東	大阪	市	_	
1	姫	路	- 1	議員総会、正副委員長研修会、決算説明会、予算大綱説明会	なし
2	尼	崎	市	会派代表者会、議員総会、各常任委員協議会、正副委員長会、尼崎市議会だより編集委員会、議会改革検 討委員会	なし
3	明	石	市		なし
4	西	宮	市	議員総会、広報委員会	なし
5	奈	良	市	全員協議会、議員総会	なし
6	和	歌山	市	全員協議会、広報委員会	なし
7	鳥	取	市	全員協議会、議会広報委員会、議会改革検討委員会	なし
8	松	江	市	全員協議会、議会広報等委員会	支給
9	倉	敷	市	全員協議会	支給
0	呉		市	議会協議会、議案説明会、正副委員長会議、政策研究会、広報委員会	支給
1	福	山	市	全員協議会	なし
2	下	関	市	議会広報部会、議会災害対策会議	支給
3	高	松	市	議員全員協議会	なし
4	松	Щ	市	_	
5	高	知	市	_	
6	久	留米	市	議会広報委員会	なし
7	長	崎	市	全員協議会、各派代表者会議、世話人会、常任委員会正副委員長会議、特別委員会正副委員長会議	なし
8	佐	世保	市	全員協議会、常任委員会協議会	支給
9	大	分	市	会派代表者会議、全員協議会、広報委員会、議会活性化推進会議	支給
0	宮	崎	市	全員協議会、代表者会、議会活性化検討委員会、広報広聴委員会、災害対策連絡会議、感染症対策連絡会議議	支給
1	鹿	児島	市	-	_
2	那	覇	市	全員協議会、各派代表者会議、正副委員長会議、災害対策連絡本部	なし

16 当初予算の審査方法

ſ	_		- 1		三 会員会	自创予昇の番笡万法 「ニュー・ニュー・ニュー・ニュー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー
		\geq		特別	常任	審査様態
1	逖	館	市	0		各会計当初予算は予算特別委員会を設置し付託(議長を除く全議員をもって構成する特別委員会を設置し、請願、意見書を除く全議案を付託。特別委員会に3分科会(既存の3常任委員会を活用)を設置し、付託議案を分担し、3分科会で分担部分に対する審査を行い、その後、特別委員会において採決を行っている。)
2	旭	JII	市	0		議長を除く全議員をもって構成される予算等審査特別委員会を設置し付託。総務経済文教及び民生建設公営企業の2分科会を設置し、 付託議案を分担し、両分科会で分担部分に対する質疑を行い、委員会において総括質疑の後に討論・採決を行う。
3	青	森	市	0		第1回定例会において25人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し付託、審査
		戸				すべての予算を正副議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し付託、審査
		岡		0		議長を除く全議員をもって構成される予算審査特別委員会を設置し、各会計予算を付託、審査
6	<u>秋</u>	田	市		0	予算決算委員会へ付託、分科会で審査
7	Щ	形	市	0		議長を除く全議員で構成する予算委員会を設置し、当初予算に関する議案付託。その後、常任委員会を単位とする分科会を設置し議案付託。
		島		0		議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、当初予算に関する議案付託。その後、行政部門別常任委員会や特別委員会ごとに予算決算常任委員会の分科会を設置し、付託議案を分割付託。原則、分科会にて審査を行った後、委員会において自由討議、討論を経て採決を行う。
		<u>山</u>				歳入歳出とも各常任委員会へ分割付託
		っき				歳入歳出とも各常任委員会へ分割付託 一般会計予算のうち歳出、継続費、債務負担行為は、所管の常任委員会に分割して付託し、歳入、地方債、繰越明許費、一時借入金等
ŀ		戸			0	版芸計予算のうる版出、経域長、関切負担刊得は、所管の出て要員会に分割していました。 は、総務環境委員会に付託する。また、特別会計及び公営企業会計予算は、所管の常任委員会に付託する。 一般会計予算について、歳入は全款を総務常任委員会、歳出は所管の常任委員会へ分割付託。特別会計、企業会計は所管の常任委員会へ付
L		7字			O	託。
13	前	橋	市		0	一般会計歳入歳出とも各所管の常任委員会に分割付託、特別会計・企業会計は所管の常任委員会に付託
14	高	崎	市	0	0	一般会計は歳入歳出とも所管の常任委員会、環境施設建設特別委員会、都市集客施設整備特別委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管 の常任委員会に付託
15	Ш	越	市		0	一般会計歳入歳出とも各所管の常任委員会へ分割付託、特別会計・企業会計は、所管の常任委員会へ付託
		П			0	一般会計歳入歳出とも各所管の常任委員会へ分割付託、特別会計・企業会計は、所管の常任委員会へ付託
17	越	谷	市	0		予算特別委員会を設置し付託、審査
L		橋			O	議長を除く全議員で構成する予算決算委員会へ付託。(行政部門別常任委員会に対応した5つの分科会を設置し、各分科会で質疑を行った後、予算決算委員会の全体会において、総括質疑・討論・採決を行う)
19	_		市	_	0	一般、特別会計、歳入歳出とも各常任委員会へ分割付託
20	<u>八</u> 3	E 子	币	0		一般・特別会計予算と関連する議案について予算等審査特別委員会を設置し付託。同特別委員会、分科会で審査。
21	横彡	質	市		0	予算決算常任委員会へ付託。(予算決算常任委員会での審査方法:行政部門別常任委員会や特別委員会ごとに予算決算常任委員会の分科会を設置し、付託議案を分割してそれぞれの分科会へ送付する。送付をうけた各分科会で質疑を行った後、予算決算常任委員会の全体会において各分科会の報告を経て、総括質疑・討論・採決を行う。)
22	富	山	市		0	予算決算委員会へ付託。(部門別常任委員会に対応した4つの分科会を設置し、各分科会で質疑・審査を行う。予算決算委員会の全体会において、分科会長が審査報告を行い、その報告に対する質疑・採決を行う)
23	金	沢	市		0	歳入は総務常任委員会へ付託、歳出は各常任委員会へ分割付託。各常任委員会の部門別審査後、5つの常任委員会の連合審査会を 開催し、審議を行っている。
L		井				すべての予算を予算特別委員会に付託、予算特別委員会から各常任委員会へ調査依頼し、各常任委員会での調査結果を受け、予算特 別委員会にて総括質疑、採決
25	甲	府	市	0		予算特別委員会を設置し付託、審査
ŀ		野			0	原則として所管の常任委員会に分割付託。ただし、具体的、直接的に当該特別委員会と結び付きがある議案で、議会運営委員会が必要 と認めるものは、特別委員会に付託する。
27	松	本	市	0	0	原則として所管の委員会に分割付託。ただし、令和3年度当初予算については特別委員会を設置して付託。
ļ		阜	_	_	0	一般会計歳入、地方債、一時借入金、歳出予算の流用は総務委員会へ、一般会計予算歳出、債務負担行為、特別会計、企業会計は所管の常任委員会へ付託
		橋		U	_	すべての予算を正副議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し付託、審査
		崎	_		0	
		<u>宮</u>	-		0	一般会計は歳入歳出とも所管委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管委員会に付託
	_	田油	_			議長を除く全議員で構成する予算決算委員会に付託、審査。
		<u>津</u> 中			00	予算決算常任委員会(議長を除く全議員で構成)に付託、分科会等で審査。 一般会計は歳入歳出とも所管委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管委員会に付託
		苦			0	一般会計・特別会計・企業会計予算を予算常任委員会に付託。分科会で審査を行い、全体会で総括質疑の後、討論・採決。
		槻			0	一般会計は歳入歳出とも所管委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管委員会に付託
37	枚	方	市	0		一般会計・特別会計・企業会計とも予算特別委員会へ付託。
ŀ	_	尾			0	議長を除く全議員で構成する予算決算常任委員会に付託、部門別常任委員会と同様の委員で構成する4つの分科会に分割送付し審査。
		量川				予算決算常任委員会へ付託、分科会で審査
		<u>阪</u>		_	0	一般会計予算歳入・歳出とも所管の常任委員会へ分割付託
Ī		路			O	正副議長を含む全議員で構成する予算決算委員会へ付託、分科会で審査 議員全員で構成される予算特別委員会を設置し、付託。特別委員会に常任委員会と同じ所管、委員構成の5分科会を設置し、付託議案
ļ		崎				を分担し、5分科会で分担部分に対する審査を行い、その後、特別委員会において総括質疑の後、採決を行う。
Ī		_			O	歳入歳出ともに各常任委員会、特別委員会へ分割付託、審査 一般・特別・企業会計予算とも、議長を除く全議員で構成する特別委員会に付託し、審査は各常任委員会と同じ構成員・所管で設置する
44	西	宫	市	0		一般・特別・企業会計で昇とも、議長を除く主議員で構成する特別会員会に付託し、番貸は合常任会員会と同じ構成員・所官で設直する 分科会で審査する。
45	奈	良	市	0	0	各会計予算は議長を除く全議員で構成する予算決算委員会に付託し、審査を行う。
		火山				一般会計歳入は総務委員会へ、一般会計歳出及び特別会計は各常任委員会へ分割付託
47	鳥	取	市	0		一般・特別・企業会計予算とも、全議員で構成する特別委員会に付託し、審査は各常任委員会と同じ構成員・所管で設置する分科会で審査する。
48	松	江	市		0	各会計予算及び関連する議案は、議長を除く議員全員の委員をもって構成する予算委員会で審査する。なお細部審査は、予算委員会を 除く各常任委員会を分科会とし、その所管別に分担して行う。
Ĺ		•	-			你Nロ市上女兄女でルヤ女にし、ていからかにカルとルだし、117。

16 当初予算の審査方法

				10	_	1例プ昇の毎重万広 ニューニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニー
		\		付託 勢		審 査 様 態
49	倉	敷	市		0	予算委員会に付託。各分科会で質疑、 賛否等の確認を行った後、予算委員会全体会において、各分科会長の報告を経て、質疑・討論・採 決を行う。
50	呉		市	0		全議員で構成される予算特別委員会を設置し付託
	•••		市	0		議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し付託
52	下	関	市		0	一般会計歳入は総務委員会、一般会計歳出、特別会計、企業会計は所管の常任委員会へ付託(分割あり)。
53	高	松	市	0	0	歳入歳出とも関係常任・特別委員会へ分割付託する。一般会計予算歳入のうち、繰越金、地方交付税等一般財源は総務消防常任委員 会へ付託する。
54	松	山	市	0	0	一般会計歳入は総務理財委員会へ。一般会計歳出、特別・企業会計は所管の委員会へ分割付託。
55	高	知	市		0	予算決算常任委員会に付託。部門別常任委員会と同様の委員で構成する4つの分科会に送付し、各分科会で質疑を行った後、予算決算 常任委員会の全体会において各分科会長の報告を経て、質疑・討論・採決を行う。
56	久	留米	市	0		予算審査特別委員会を設置し付託
57	長	崎	市		0	一般会計歳出部分、継続費、繰越明許費、債務負担行為は各常任委員会に分割付託。特別会計、公営企業会計予算は所管する各常任 委員会へ付託。一般会計歳入部分、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用は総務委員会へ付託。
58	佐	世保	市		0	一般会計予算歳入は総務委員会、歳出は所管の常任委員会へ分割付託。特別会計、企業会計は所管の常任委員会へ付託。
59	大	分	市		0	一般会計歳入は総務常任委員会へ、一般会計歳出は各所管の常任委員会へ分割付託。特別·企業会計は各所管の常任委員会へ付 託。
60	宮	崎	市		0	一般会計歳入は総務財政委員会へ、一般会計歳出は各所管の常任委員会へ分割付託。特別·企業会計は各所管の常任委員会へ付 託。
61	鹿.	児島	市		0	一般会計については、歳入歳出ともに所管の常任委員会へ分割付託、但し、予算総額は総務環境委員会にて確認。特別会計·企業特別 会計は、所管の常任委員会へ付託。
62	那	覇	市		0	予算決算常任委員会へ付託、分科会等で審査

17 補正予算の審査方法

					<u>」ユー 」</u> 託委員会		<u>拿了力法</u>
		<u> </u>		特別	常任	その他	審査様態
1	<u> </u>	館	市	0			各会計補正予算は予算特別委員会を設置し付託(議長を除く全議員をもって構成する特別委員会を設置 し、請願、意見書を除く全議案を付託。特別委員会に3分科会(既存の3常任委員会を活用)を設置し、付託 議案を分担し、3分科会で分担部分に対する審査を行い、その後、特別委員会において採決を行ってい る。)
2	旭	Ш	市	0			補正予算等審査特別委員会(委員数15名程度)を設置し、各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独 議案を付託し審査するか、又は付託せず本会議で審議する。
3	青	森	市	0			第1回、第2回、第4回は25人、第3回は20人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し付託、審査
4	八	戸	中		0		歳入は総務常任委員会へ付託、歳出は各常任委員会へ分割付託
5	盛	岡	市		0		一般会計補正予算の歳入は総務常任委員会に付託、歳出は所管常任委員会に分割付託、その他の会計の補正 予算は、所管常任委員会に付託、審査(ただし、補正予算審査特別委員会を設置し、付託・審査する場合もある)
6	秋	田	市		0		当初予算に同じ
7	Щ	形	市	0			当初予算に同じ
8	福	島	市		0		歳入歳出とも各常任委員会及び特別委員会へ分割付託
9	郡	山	市		0		歳入歳出とも各常任委員会へ分割付託
10	いっ	わき	市		0		歳入歳出とも各常任委員会へ分割付託
11	水	戸	규		0		当初予算に同じ
12	宇	都宮	규		0		当初予算に同じ
13	前	橋	市			〇 (本会議で審 議)	補正予算については、各所管委員会に分割付託せず、本会議での審議を例としている。
14	高	崎	中	0	0		当初予算に同じ
15	Ш	越	井		0		当初予算に同じ
16	Ш	П	井		0		当初予算に同じ
17	越	谷	市		0		各常任委員会へ分割付託、審査
18	船	橋	井		0		当初予算に同じ
19	柏		中		0		一般、特別会計、歳入歳出とも各常任委員会へ分割付託
20	八	王子	中		0		歳入歳出とも所管の各常任委員会へ分割付託。
21	横3	須賀	市		0		予算決算常任委員会へ付託。(予算決算常任委員会での審査方法:行政部門別常任委員会や特別委員会ごとに予算 決算常任委員会の分科会を設置し、付託護案を分割してそれぞれの分科会へ送付する。送付をうけた各分科会で質疑を 行った後、予算決算常任委員会の全体会において各分科会の報告を経て、総括質疑・討論・採決を行う。)
22	富	山	市		0		当初予算に同じ
23	金	沢	市		0		歳入は総務常任委員会へ付託、歳出は各常任委員会へ分割付託
24	福	井	市	0	0		予算算特別委員会を開催する定例会(9月、3月)は、当初予算に同じ 予算特別委員会を開催しない定例会(6月、12月)は、所管する常任委員会に分割付託
25	甲	府	市		0		所管の常任委員会に分割付託し審査
26	長	野	市		0		原則として所管の常任委員会に分割付託。ただし、具体的、直接的に当該特別委員会と結び付きがある議案で、 議会運営委員会が必要と認めるものは、特別委員会に付託する。
27	松	本	市	0	0		歳入歳出ともに所管の委員会に分割付託。
28	岐	阜	市		0		歳入、地方債の補正は総務委員会へ、一般会計補正予算の歳出、債務負担行為の補正、特別会計、企業会計は 所管の常任委員会へ付託
29	豊	橋	市	0	0		一般会計分については正副議長を除く全議員で構成する一般会計予算特別委員会に付託、審査。その他のもの
		崎		_	0		は所管の常任委員会に付託、審査(3月定例会は、すべて予算特別委員会に付託、審査) 当初予算に同じ
	<u> </u>	宮	_		0		当初予算に同じ
		田田	_		0		当初予算に同じ
		津	_		0		当初予算に同じ
		中	_		0		当初予算に同じ
		田田			0	<u> </u>	当初予算に同じ。 当初予算に同じ。ただし、2月定例会以外では総括質疑は行わない。
	-	槻	_		0		
		方			U	〇 (本会議で審 議)	当初予算に同じ 補正予算については、常任委員会や特別委員会に付託せず、本会議での審議を例としている。
38	八	尾	市		0	WAR. 7	当初予算に同じ
39	寝』	量川	市		0		当初予算に同じ
40	東:	大阪	市		0		各常任委員会へ分割付託、審査
41	加	路	市		0		
71	ᅏ	叫	ulı)	į	ᆿᇄᆠᅔᅮᆫᄜᅝ

17 補正予算の審査方法

				1/ 作	<u>; 111</u>	昇り1	6宜刀法
				f	計長員会		審 査 様 態
		_		特別	常任	その他	
42	尼	崎	市		0		一般会計(歳出)、特別会計はそれぞれ所管委員会へ分割付託。一般会計歳入は総務委員会、企業会計は経済 環境企業委員会へそれぞれ付託。
43	明	石	市	0	0		歳入歳出ともに各常任委員会、特別委員会への分割付託、審査
44	西	宮	市		0		所管に従い各常任委員会に分割付託
45	奈	良	市	0	0	0	各会計予算は議長を除く全議員で構成する予算決算委員会に付託し、審査を行う。 ※令和2年6月及び12月定例会においては補正予算等特別委員会に、7月臨時会においては補正予算特別委員会 に各会計予算を試行的に付託し、審査を行った。なお、5月臨時会においては、上程し、質疑を行った後、委員会付 託を省略して採決を行った。
46	和	歌 山	市		0		当初予算に同じ
47	鳥	取	市		0		所管に従い各常任委員会に分割付託、審査
48	松	江	市	0	0		一般会計は当初予算に同じ。特別会計、公営企業会計は所管の常任委員会に付託。
49	倉	敷	市		0		当初予算に同じ
50	呉		市	0			当初予算に同じ
51	福	山	市	0			当初予算と同じく、議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、付託
52	下	関	市		0		当初予算に同じであるが、歳出予算の内容が一常任委員会に属するもののみの場合は、歳入も当該常任委員会へ付託
53	高	松	市	0	0		当初予算に同じ
54	松	山	市	0	0		当初予算に同じ
55	高	知	市		0		当初予算に同じ
56	久	留米	市		0		一般会計歳入は総務常任委員会へ、一般会計歳出及び特別・企業会計は所管の常任委員会へ分割付託
		崎	-		0		当初予算に同じ
		世保			0		当初予算に同じ
	-	分	-		0		当初予算に同じ
	_	崎	-		0		当初予算に同じ
		児島			0		当初予算に同じ
62	那	覇	市		0		当初予算に同じ

18 決算の審査方法

Г	_			18 付託領		・ 第の番査万法 「 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		<u> </u>	\setminus	特別		審査様態
1	凼	館	市	0		特別委員会を設置し付託、審査
2	旭	Ш	市	0		議長を除く全議員をもって構成される決算審査特別委員会を設置し付託。総務経済文教及び民生建設公営企業の2分科会を設置し、付託議案を分担し、 両分科会で分担部分に対する質疑を行い、委員会において総括質疑の後、討論・採決を行う。
3	青	森	市	0		第3回定例会で20人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し付託、審査
4	八	戸	市	0		議員の半数(正副議長及び議会選出監査委員を除く)をもって構成される決算特別委員会を設置し付託、審査
5	盛	岡	市		0	一般会計は所管の常任委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管の常任委員会に付託
6	秋	田	市		0	当初予算に同じ
7	Щ	形	市	0		議長を除く全議員で構成する決算委員会を設置し、決算に関する議案付託。その後、常任委員会を単位とする分科会を設置し議案付託。
8	福	島	市	0		議長及び監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、決算に関する議案付託。その後、行政部門別常任委員会や特別委員会ごとに予算決算常任委員会の分科会を設置し、付託議案を分割付託。原則、分科会にて審査を行った後、委員会において自由討議、討論を経て採決を行う。
9	郡	Щ	市	0		議長・議会選出の監査委員を除く全議員(35人)で構成する決算特別委員会に付託、審査
10	いね	b き	市	0		一般会計決算特別委員会、特別会計・企業会計決算特別委員会に付託審査(定数各10人)
11	水	戸	市	0		9月定例会の初日に決算に関する事項を付託して特別委員会(決算特別委員会と公営企業会計決算特別委員会)を設置し、正副委員長の互選等を行った 後、各決算認定議案等を付託し、それぞれの委員会で審査する。
12	宇	都 宮	市	0		決算審査特別委員会、企業会計決算審査特別委員会に付託、審査
13	前	橋	市		0	一般会計は歳入歳出とも各所管の常任委員会に分割付託、特別会計・企業会計は所管の常任委員会に付託
14	高	崎	市	0	0	一般会計は歳入歳出とも所管の常任委員会、環境施設建設特別委員会、都市集客施設整備特別委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管の常任委員会に付託
15	JII	越	市		0	一般会計決算歳入は総務財政常任委員会、歳出は所管の常任委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管の常任委員会に付託、審査。
16	Ш	П	市	0		一般会計及び各種特別会計決算審査特別委員会、企業会計決算審査特別委員会を設置し付託、審査
17	越	谷	市	0		決算特別委員会を設置し付託、審査
18	船	橋	市		0	当初予算に同じ
19	柏		市	0		決算審査特別委員会に付託、審査
20	八日	王子	市	0		一般会計・特別会計決算とも決算審査特別委員会を設置し付託。同特別委員会、分科会で審査。
21	横彡	須賀	市		0	予算決算常任委員会へ付託。(予算決算常任委員会での審査方法 : 行政部門別常任委員会や特別委員会ごとに予算決算常任委員会の分科会を設置し、付託議案を分割してそれぞれの分科会へ送付する。送付をうけた各分科会で質疑を行った後、予算決算常任委員会の全体会において各分科会の報告を経て、総括質疑・討論・採決を行う。)
22	富	Щ	市		0	当初予算に同じ
23	金	沢	市	0		一般会計等決算審査特別委員会・企業会計決算審査特別委員会に付託、審査(その際に正副議長・議会運営委員長・常任委員長・監査委員は委員から除く)
24	福	井	市	0		決算特別委員会を設置し付託、審査
25	甲	府	市	0		決算審査特別委員会を設置し付託、審査
26	長	野	市	0		決算特別委員会を設置して一括付託する。決算特別委員会において、常任委員会に対応した4つの分科会を設置し、審査する(分科会では採決という形は とらないが、方針は明らかにする)。決算特別委員会で分科会審査報告、質疑、討論、採決を行う。本会議で決算特別委員会委員長報告、質疑、討論、採 決を行う。 なお、改選期の公営企業会計決算は、各常任委員会に分割付託。
27	松	本	市	0		決算特別委員会を設置し付託、審査
28	岐	阜	市		0	当初、補正予算と同様、一般会計の歳入全般については総務委員会へ、一般会計の歳出、特別会計、企業会計は所管の常任委員会へ付託。
29	豊	橋	市	0		決算特別委員会(正副議長及び議会選出監査委員を除く32人)に付託、審査
30	岡	崎	市	0		議長、議選監査委員を除く全委員で構成する決算特別委員会を設置し、説明、総括質疑を行い、その後、各常任委員をメンバーとする分科会に分担し、款 別・会計別質疑を行う。全分科会終了後に全委員参加の決算特別委員会を開き、意見表明及び採決を行う。
31	_	宫	市		0	一般会計は歳入歳出とも所管委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管委員会に付託
L						

18 決算の審査方法

	_					算の番査万法
		/	_	付託委 特別		審 査 様 態
32	豊	田	市		0	当初予算に同じ
33	大	津	市		0	予算決算常任委員会(議長を除く全議員で構成)に付託、審査。
34	豊	中	市		0	一般会計は歳入歳出とも所管委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管委員会に付託
35	吹	田	市		0	一般会計・特別会計・企業会計決算を決算常任委員会に付託。分科会で審査を行い、全体会で総括質疑の後、討論・採決。
36	高	槻	市	0		決算審査特別委員会を設置し、付託のうえ閉会中の継続審査としている。委員は、各会派の所属議員3人に1人の割合(端数は四捨五入)で選任
37	枚	方	市	0		一般会計・特別会計・企業会計とも決算特別委員会へ付託。
38	八	尾	市		0	当初予算に同じ
39	寝』	屋川	市		0	当初予算に同じ
40	東:	大阪	市	0		決算審査特別委員会に一括して付託
41	姫	路	市		0	当初予算に同じ
42	尼	崎	市	0		9月定例会において、監査委員を除く議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、付託。特別委員会に常任委員会と同じ所管、委員構成の5分科会を設置し、付託議案を分担し、5分科会で分担部分に対する審査を行い、その後、特別委員会において総括質疑の後、採決を行う。
43	明	石	市	0	0	歳入歳出ともに、議長を除く全議員で構成する特別委員会に付託し、審査は各常任委員会と同じ構成員・所管で設置する分科会で審査する。
44	西	宫	市	0		一般・特別・企業会計決算とも、議長及び議選監査委員を除く全議員で構成する特別委員会に付託し、審査は各常任委員会と同じ構成員・所管で設置する 分科会で審査する。
45	奈	良	市		0	各会計決算は議長を除く全議員で構成する予算決算委員会に付託し、審査を行う。
46	和	歌山	市	0		決算特別委員会、公営企業決算特別委員会に付託、審査
47	鳥	取	市	0		一般・特別・企業会計決算とも、議会選出監査委員を除く全議員で構成する特別委員会に付託し、審査は各常任委員会と同じ構成員・所管で設置する分科 会で審査する。
48	松	江	市	0		議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し審査する。なお細部審査は、予算委員会を除く各常任委員会を分科会とし、一般会計はその所管別に分担して行い、特別会計・企業会計はこれに委託して行う。
49	倉	敷	市	0		決算特別委員会に一括付託
50	呉		市	0		決算特別委員会を設置し付託
51	福	Щ	市	0		議長、議会選出監査委員を除く、議員数を概ね1/2ずつに分けて構成する企業会計決算特別委員会及び一般・特別会計決算特別委員会を設置し付託
52	下	関	市	0	0	一般・特別会計は特別委員会を設置し付託、企業会計は所管の常任委員会に付託し審査を行う。
53	高	松	市	0		決算審査特別委員会に付託し、各常任委員会による分科会において、各会計決算を審査する分科会方式で審査
54	松	Щ	市	0		議長及び議会選出監査委員を除く議員全員で構成する決算特別委員会に付託。委員会は付託事件の審査の進捗を図るため6分科会(常任委員会に準ずる)を設ける。
55	高	知	市		0	当初予算に同じ
56	久	留米	市	0		決算審査特別委員会を設置し付託
57	長	崎	市		0	一般会計の歳出部分は各常任委員会に分割付託。特別会計、公営企業会計決算は所管する各常任委員会へ付託。一般会計の歳入部分は総務委員会へ 付託。
58	佐	世保	市		0	一般会計は所管の常任委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管の常任委員会に付託
59	大	分	市	0		第3回定例会において正副議長及び議会選出の監査委員(2名)を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、付託する。全体会、分科会の審査 を経て、定例会最終日に採決する(現在、決算審査の一環として事務事業評価を行っている)。
60	宫	崎	市	0		議長、監査委員(2名)を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、常任委員会を基本とした4つの分科会において、所管の議案を審査。なお、 一般会計の歳入については、節まで区分、歳出については目まで区分し、それぞれの分科会で審査。
61	鹿!	児島	市	0	0	一般会計、特別会計については、決算特別委員会を設置のうえ付託、審査。企業特別会計については、所管の常任委員会へ付託、審査
62	那	覇	市		0	予算決算常任委員会へ付託、分科会等で審査

_	_			<u> 19</u>	事	<u> </u>	<u> </u>				令和3年4月
	\	\		定數	現員	局長	局長 補佐	主に議事を担当 名称:人数	主に調査を担当 名称:人数	主に庶務を担当 名称:人数	その他の業務を担当 及び 備考 名称:人数(業務内容)
1	<u> </u>	館	市	15	14	1	次長 1]査課:9	庶務課:3	次長は庶務課長事務取扱 左記以外に議事調査課: 再任用職員1人、庶務課: 再任 用職員1人、会計年度任用職員2人
2	旭	Ш	市	20	20	1	次長 2		査課:10 補佐2名を含む。)	議会総務課:9 (課長, 主幹を含む。)	次長は議会総務課長事務取扱及び議事調査課長事務 取扱 左記以外に会計年度任用職員が議事調査課に1人、議 会総務課に2人
3	青	森	市	22	16	1	★ 1		事・調査・広報を兼務) 度任用職員1名)	総務課:5 (ほか 会計年度任用職員2名)	★次長は総務課長事務取扱
4	八	戸	규	16	15	1	次長1		議事課5、庶務課8(技能技師1		次長は庶務課長を兼務
ľ	盛_	岡	市	14	14	1	次長 1		13(課長・課長補佐2・議事係3 議事課:5 (広報担当を兼		次長は議事総務課長事務取扱 左記以外に総務課:再任用職員2人、会計年度任用職
6	秋	田	市	20	19	1	次長 1	議事課:5	務)	総務課:6	是2人
7	Щ	形	市	17	16	1	-	議事課議事係:5 (課長を含む)	議事課調査係:4	総務課:6(庶務係・議員厚生係) (課長・運転手を含む)	
8	福	島	市	18	17	1	次長1	議事調査課議事係:6 (課長・課長補佐含む)	議事調査課調査係:4 (課長・課長補佐を含む)	総務課:7 (課長・運転手を含む)	★次長兼議事調査課長
9	郡	山	市	17	17	1	★ 1	議事係:4	政務調査係:4 (広報も担当)	総務管理係:4	課長補佐2、総務管理係:1(再任用運転士) ★次長兼総務議事課長
10	い	わき	市	18	18	1	次長 1	議事運営係:3	政策調査係:4 (広報も担当)	総務秘書係:6 (運転手2名を含む)	総務議事課長、主幹兼課長補佐、主任主査
11	水	戸	市	16	16	1	★ 1	議事課議事係:6 (課長,課長補佐を含む)	議事課法制調査係:3	総務課:5 (課長、課長補佐を含む)	総務課:1(運転手) ★次長兼総務課長
12	宇	都宮	市	25	23	1	次長 1	議事課:8	政策調査課:6	総務課:6	総務課:1(運転手)
13		橋	市	17	14	1	_	(課長,課長補佐を含む) 議事課:5	(課長を含む) 議事課:4	(課長を含む) 総務課:4	
ŀ	_		-	20	17	1	_	(課長を含む) 議事課議事担当:6	議事課調査広報担当:3	(課長を含む) 庶務課:7	
14		崎地	市士				<u></u> 1	(課長含む) 議事課:5	議事課:3	(課長,運転技師1人含む) 庶務課:4	★副事務局長兼議事課長
15	Ш	越	市	15	13	1	★1	(課長を含む)	護争訴:3		★副争物局女术践争诛女
16			市	24	22	1		議事課議事係:4 (課長補佐を含む)	議事課調査係: 6	議会総務課主幹:1 議会総務課秘書係:3 議会総務課秘書係:5 (総務係は課長補佐を含む) 調査担当:9	★局次長兼議会総務課長、議事課長
17	_	谷	市	14	14	1	次長★1	議事担当:3 議事課:11		4、運転員1名含む)	★次長は議事課長を兼務
18		橋	<u>+</u>	23	23	1	次長1	(課長、補佐を含む)	(広報も担当)	庶務課:6 (課長・補佐を含む) 庶務課:7	左記以外に議事課に会計年度任用職員1人 次長は議事課長を兼務 ★庶務課長
19	柏		市	18	17	1	★ 1	義	事課:7 	(運転員1名を含む)	次長は職争訴長と状例 ■ 風伤訴長 28年度より課全員が議事と調査の業務を行う
20	八	王子	市	18	17	1	-	議事課:8 (課長含む)	庶務調査課 調査担当:4(課長除く) 広報も担当	庶務調査課 庶務担当:4(課長含む)(★)	★左記以外に庶務担当として、会計年度任用職員1人
21	横:	須賀	市	17	17	1	★1	議事課:10(課長含む) (広報も併任)	総務調査課:1 (調査担当)	総務調査課:2 (総務担当)	★副議会局長兼総務調査課長 総務調査課: 2(議長・副議長秘書) 総務調査課会計年度任用職員(フル): 1、議事課会計 年度任用職員(バート): 1
22	富	山	市	24	21	1	次長 1	議事調査課:8 (課長、補佐を含む)	議事調査課:5 (広報業務も含む)	庶務課:6 (課長、補佐を含む)	左記以外に庶務課に会計年度任用職員(運転手)1人
23	金	沢	市	19	19	1	★ 2	議事調査課:5	議事調査課:4	総務課:5	総務課:2(運転手) ★総務課長、議事調査課長
24	福	井	市	20	19	1	次長1		■査課:8 構佐を含む)	庶務課:9 (課長、副課長、再任用職員1人含む)	左記以外に会計年度任用職員2人
25	甲	府	규	12	12	1	総室長1	議事課:5(課長を含む)	政策調査課長:1	総務課:4	議会総室長は総務課長を兼任
26	長	野	市	☆	16	1	★ 1	議事担当:5 (主幹を含む)	調査担当:4 (主幹は議事担当に含めている)	総務担当:5 (補佐2名を含む)	総務担当:1(議長車運転手)、☆定数は市職員の定数に含まれる、★総務議事調査課長、左記以外に非常勤職員1
27	松	本	市	11	11	1	次長1	議会担当議事グループ:4	議会担当庶	(簡単2月2月37) 	左記以外に会計年度任用職員1人(育休代替)
28	岐	阜	市	17	17	1	次長★ 1	(別途 会計 ^位 (★次長兼議事	調査課:8 F度任用職員1) 調査課長は含まず)	議会総務課:7	議会総務課:人事課付再任用職員1(議長車運転手)
29	豊	橋	市	15	15	1	_	議事課:9(議事・	調査・広報を兼務)	庶務課:5	主任専門員(調整担当):1、総務課:2(渉外担当)、総
30	岡	崎	市	18	18	1	★2	議事課:4	議事課:2 (広報も担当)	総務課: 2 (総務担当) 庶務課: 6	務課:2(議長車運転手)、総務課副課長、議事課副課長 ★次長兼議事課長、総務課長
31		宫	市	20	14	1	次長★1	議事記	問査課:6	無務課: 6 (運転士1名を含む) (★次長兼庶務課長は含まず)	
32	豊	田	市	20	17	1	副局長 1	議事担当:5	政務調査担当∶5	庶務担当:7 (再任用職員1、運転手2含む)	
33	大	津	市	18	17	1	次長1	議事課:5 (課長補佐含む)	議会総務課:2 (法制を含む)	議会総務課:2	次長は議会総務課長を兼務 議事課長:1、議事課(広報広聴係):4(左記以外に会計 年度任用職員:1)、議長車運転手:1
34	豊	中	市	13	13	1	次長 1	(課長、神	≣課:7 捕佐を含む)	総務課:5 (課長・補佐を含む)	★次長兼議事課長 左記以外に会計年度任用職員2人
35	吹	田	市	18	18	1	次長 1	議事グループ:5 (議事・調査担当課長級含む)	調査グループ:4	庶務・広報グループ:7 (課長級含む)	会計年度任用職員:2
36	高	槻	市	15	12	1	次長 1	主幹 1	議事調査チーム:5	庶務チーム:4	左記以外に庶務Tに臨時職員1人
37	枚	方	市	20	19	1	次長 1		広報グループ:12 長代理を含む)	総務グループ:5 (課長、課長代理を含む)	左記以外に総務グループに会計年度任用職員1人
38	八	尾	市	15	15	1	次長1 ★		T政策係(議事担当3·調査担当3		左記以外に任期付正規職員1 ★次長兼議事政策課長1
39	寝	屋川	市	10	8	1	_	次長	議会事務局 兼課長1、係長1、担当者5(再		現員数については再任用職員を含まない
1		大阪		23	16	1	次長 2		査課:8	庶務課:5	
41	姫	路	市	25	25	1	次長 1	議事課:6	調査課:6 (広報紙も担当)	総務課:11 (運転手1名含む)	MATERIA (TV. A. VI. L. I. T. VI.
42	尼	崎	市	18	18	1	次長 1	議事課:9	政策調査担当:3 (政務活動費も担当)	総務課:3 (総務担当)	総務課:2(秘書・渉外担当) ★次長政策調査担当課長事務取扱 ★左記以外に行政事務員3人、事務補助員1人

				19	争	務局 睛	戦員				令和3年4月
		_		定數	現員	局長	局長	主に議事を担当	主に調査を担当	主に庶務を担当	その他の業務を担当 及び 備考
		_		正數	祝貝	同技	補佐	名称:人數	名称:人數	名称:人數	名称:人数(業務内容)
43	明	石	市	16	15	1	次長1		課:6	総務課:7	左記以外に総務課任期付短時間勤務職員:2 総務課臨時職員:1
44	西	宮	市	18	18	1	次長 1		査課:9 [業務を含む)	総務課:7 (うち係長1名は運転業務)	左記以外に会計年度任用職員:7
45	奈	良	市	20	19	1	次長 1	議事調査課:7 (課長、課長補佐を含む)	議事調査課:4	議会総務課:6	議事を担当する職員のうち管理職として1名、庶務を担当する職員のうち係員として1名、再任用職員を配置している。
46	和	歌山	市	26	23	1	副局長 1	議事調査課:8 (課長,副課長を含む)	議事調査課:5 (広報業務も含む)	議会総務課:7	議会総務課:1(運転手)(他に再任用短時間職員:2) 広報は議事調査課で担当
47	鳥	取	市	12	12	1	次長1 補佐1	議事係:4	調査係:3	庶務係:3 (補佐が係長兼)	左記に、会計年度任用職員2名を含む。(庶務係1名、 調査係1名)
48	松	江	市	12	11	1	次長1	議事調査課:6(議事	事・調査・広報を兼務)	議会総務課:4 (次長が課長兼務)	議事調査課人数には短時間再任用1人を含む
49	倉	敷	市	22	20	1	★1	議事調査課:5 (課長代理を含む)	議事調査課:3 (広報も担当)	議会総務課:8 (会計年度任用職員3名を含む)	議事調査課長:1 議会総務課:1(運転技師) ★参事1(兼議会総務課長)
50	呉		市	19	19	1	次長 1	議事課議事運営グループ5 (次長が課長兼務)	議事課調査広報グループ3	議会総務課6 (課長含む)	左記以外に会計年度任用職員(運転手2·議会図書室 司書1)
51	福	山	市	20	17	1	-	議事調査課:9(議事	事・調査・広報を兼務)	庶務課:7	
52	下	関	市	16	14	1	-	議事課 : 4 (課長、補佐を含む)	議事課:3 (広報も担当)	庶務課:6 (運転手2名含む)	左記以外に会計年度任用職員2人
53	高	松	市	25	19	1	次長 1	議事課:7 (課長及び補佐を含む)		調査課:10 佐を含む)	※次長は総務調査課長事務取扱 左記以外に会計年度任用職員5人
54	嵙	Щ	市	24	21	1	次長1	議事調査課:5	議事調査課:4	総務課:5	左記の他、1(総務課長)・1(議事調査課長)・1(議長秘書)・1(運転手)・1(再任用運転手)
55	高	知	市	20	18	1	次長1	議事調査課:7 (課長、補佐を含む)	議事調査課:3	庶務課:5 (運転手1名含む)	次長は議事調査課課長事務取扱, 左記以外に再任用職員1名(議会庶務担当調整官)
56	久	留米	市	17	13	1	次長 1	議事調査課:4(課長含む)	議事調査課:3 (広報も担 当)	総務課:4 (次長兼総務課長は含まず)	次長は総務課長兼務 左記以外に 総務課:会計年度任用職員3名(うち2名は 運転手) 議事調査課:任期付短時間勤務職員2名(調査・広報担 当)
57	長	崎	市	24	22	1	-	議事調査課:7 (課長を含む)	議事調査課:6 (広報担当も含む)	総務課:8	左記の他、短時間再任用(運転士1、受付1)及び会計 年度任用職員9
58	佐	世保	市	14	14	1	次長 1	議会運営課 議事調査係:5 (補佐を含む)	議会運営課 議事調査係:2	議会運営課 総務係:5 (補佐、運転手1名を含む)	左記以外に総務係:会計年度任用職員1人、議事調査係:会計年度任用職員1人
59	大	分	市	24	24	1	_	議事課:5 (政策監を含む)	政策調査室:7 (室長を含む。広報も担当)	総務課:4	総務課:4(秘書業務·運転)、1(議会事務局総務課長) 議事課:1(議会事務局議事課長)
60	宮	崎	市	18	17	1	次長 1	議事調査課議事係:5	議事調査課政策調査室:4	総務課:2 (総務担当)	次長は総務課長兼務 総務課:2(秘書担当)、1(議長公用車運転手) 議事調査課:1 議事調査課長
61	鹿	児島	市	29	29	1	_	議事課:11	政務調査課:7(広報も担当)	総務課:10	左記以外に会計年度任用職員2名
62	那	覇	市	21	19	1	次長 1	議事管理課:6	調査法制課:6(広報も担当)	庶務課:6(次長が課長兼務)	左記以外に会計年度任用職員7人(会派5人、運転士2 人)

20 議会報 令和3年4月

				20 議会報				令和3年4月
	_	<u> </u>		編集体 6 名 称	議員数	担当職員数	発行状況	配布方法
1	函	館	市	広報委員会	5	2	年4回および改選時	市の広報紙に折り込み、全戸配布、i広報紙(スマートフォンアプリ)に掲載
2	旭	Ш	市	広聴広報委員会	8	2	年4回(改選, 委員会構成替え後に臨時号 を発行)	市の広報紙に折り込み、全戸配布
3	青	森	市	議会広報紙編集会議	7	2	4定例会	全戸配布
4	八	戸	市	事務局で編集	0	2	4定例会(改選後に臨時号発行)	市の広報紙に折り込み、全戸配布
5	盛	岡	市	議会広報委員会	議員若干人	4	4定例会(改選後に臨時号発行)	市の広報紙に折り込み、全戸配布
6	秋	田	市	あきた市議会だより編集委員会	5	4	4定例会	配布業者による全戸配布
7	山	形	市	議会報委員会	6	4	4定例会議(改選後に臨時号発行)	市広報紙とあわせて町内会組織を通じて全戸 配布
8	福	島	市	広報委員会	7	3	4定例会議(改選後に臨時号発行)	市の広報紙に折り込み、全戸配布
9	郡	山	市	広聴広報委員会	11	4	4定例会	市広報紙とあわせて町内会を通じて全戸配布
10	い	わき	市	議会報編集委員会	5	4	4定例会(改選時、委員会構成替え年は 臨時号を発行)	行政嘱託員を通じ全戸配布
11	水	戸	市	議会報編集委員会	12	3	4定例会(改選後に臨時号発行)	市広報紙とあわせて自治会等を通して各世帯に 配布しているほか、出張所や市民センターなどの 公共施設、市内の学校等にも送付している
12	宇	都官	市	広報広聴委員会	11	5	4定例会議(改選後に臨時号発行) ほか必要に応じて発行	新聞折り込み。新聞未購読世帯には、申出により、市広報紙と同封で郵送。
13	前	橋	市	議会広報紙編集委員会	11	4	年4回	市の広報紙に折り込み、全戸配布
14	髙	崎	市	広報委員会	7	3	年5回(4定例会、臨時会)	市広報紙とあわせて町内会組織を通じて全戸配 布
15	Ш	越	市	広報紙編集委員会	7	3	4定例会と改選直後の臨時会ほか必要に 応じて発行	市の広報紙に綴じ込み、全戸配布
16	Ш		市	議員の編集組織なし	0	3	4定例会と改選直後の臨時会ほか必要に 応じて発行	市広報紙に掲載。約600箇所へ拠点配布
17	越	谷	市	議会報専門協議会	8	7	4定例会と改選期	市広報紙に折り込んで配送業者に委託し自治会 等に配布。 自治会等から各世帯に配布。
18	船	橋	규	広報委員会	12	5	年4回、及び改選時等は臨時会号を発行	1 市内の希望する障害福祉施設、高齢者団体などの協力及び一般事業者への委託による市内全戸配布 2 公共施設(図書館、船橋駅前総合窓口センター・公民館・出張所・連絡所等)、駅スタンド(24駅)、コンビニエンスストア(セブン-イレブンのみ)、公衆浴場(船橋浴場組合加盟)への設置
19	柏		市	議会広報委員会	10	4	4定例会と改選時	新聞折込。希望する未購読世帯への宅配。マチィロ(スマートフォンアプリ)による配信。
20	八	王子	市	正副議長および議会運営委員会における 編集会議の決定に沿って、事務局で編集	14	4	4定例会、臨時会	シルバー人材センターとの委託契約により、市の 広報と同時に各戸配付(公共施設・市内各駅・郵 便局・大学等)。そのほか、ワークセンターとの委 託契約によりコンビニ等へも配付。
21	横	須賀	市	広報広聴会議	11	3	定例議会毎(年4回)	新聞折込。市の施設に配架。市議会公式ツイッターで配信。
22	富	Щ	市	議会報編集委員会	10	5	4定例会と改選時	市の広報紙と同時に配布
23	金	沢	市	議会広報委員会	7	4	4定例月議会と改選時	業者委託による全戸配布
24	福	井	市	福井市議会だより編集委員会	8	2	年4回	自治会を通じ全戸配布
25	甲	府	市	広報委員会	8	3	定例議会毎(年4回)	市広報とあわせて配送業者に委託し各自治会及び公民館等の市の施設に配布。自治会から各世帯に配布。
26	長	野	市	議会報編集委員会	8	3	4定例会	各地区住民自治協議会に依頼し、市の広報と同 時に全戸配布
27	松	本	市	広報部会 松本市議会だより編集班	6	3	年4回	市広報とあわせて町会を通じて全戸配布、市の 施設・一部コンビニへの設置、スマートフォンアプ リを利用した配信
28	岐	阜	市	・議会広報紙として独立して発行はしておらず、編集組織なし	-	1	4定例会、臨時会、常任委員会行政視察 終了後	市広報紙の一部に掲載していることから、市広報 紙として自治会等を通じて各世帯に配布
29	豊	橋	市	豊橋市議会だより編集委員会	5	9	4定例会と臨時会	町自治会を通じ全戸配布
30	岡			議会広報委員会	9	3	4定例会と臨時会	町自治会を通じ全戸配布
31	_	宫	市	議会だより編集委員会	8	6	4定例会	市の広報紙に折り込み、全戸配布
32	豊	田	市	議会だより編集委員会	4	2	4定例会と臨時会(5月)ほか必要に応じて発行	市の広報紙に折り込み、全戸配布
33	大	津	市	議会広報広聴委員会	12	4	各通常会議(2/1、5/1、8/1、11/15)及び 臨時号(6/15) 年5回発行	市の広報紙と同時に自治会を通じて、各戸配布
34	豊	中	市	議会報編集委員会	8	9 (会計年度任用 職員1名含む)	年5回	全戸配布(市広報誌と同時配布)
35	吹	田	市	議会広報委員会	8	7	定例会(4回)、役員改選号、新年号	市広報紙と合冊 全戸配布
36	高	槻	市	議会だより編集委員会	9	5	4定例会と臨時会(5月)、正月号(1月)	宅配業者に委託し全戸配布(市広報誌と同時配 布)
37	枚	方	市	議会報編集委員会	6	5	年6回	業者委託による全戸配布(市の広報紙と同時配 布)

20 議会報 令和3年4月

	_			20 議会報				令和3年4月
	`	\	/	編集体 (名称	議員数	担当職員数	発行状況	配布方法
38	八	尾	市	議会だより編集委員会	7	4	4定例会と臨時会(5月)	市広報誌合冊になっており、自治会を通じて全戸 配布
39	寝	屋川	市	議会広報委員会	6	1	年5回(改選時は年6回)	市広報誌と併せて全戸配布
40	東	大阪	市	議会だより編集委員会	6	10	原則4定例会	市広報誌とあわせて自治会を通じて全戸配布
41	姫	路	市	(2月の議運にて年間編集方針を決定)	0	6	4定例会と臨時会	自治会を通じて全戸配布
42	尼	崎	市	尼崎市議会だより編集委員会	6	1	4定例会、臨時会	全戸配布(シルバー人材センターに委託して全戸配布している市の広報紙に挟み込み)
43	明	石	市	市議会だより編集委員会	5	4	年5回	新聞折り込み。希望する未購読世帯へは市広報 紙と一緒に配布。
44	西	宫	市	広報委員会	6	6	4定例会	シルバー人材センターによる全戸配布
45	奈	良	市	広報広聴委員会	10	7	年4回(毎定例会後に発行。ただし、必要があると認めるときは、臨時に発行し、又は休刊することができる。)	市の広報紙とともに業者委託により全戸配布
46	和	歌山	市	広報委員会	11	3	4定例会	自治会を通じて全戸配布 自治会未加入世帯は戸別配布
47	鳥	取	市	議会広報委員会	7	2	4定例会	市の広報紙に折り込み、全戸配布
48	松	江	市	議会広報等委員会	7	1	4定例会	市の広報紙とともに自治会を通じて、全戸配布
49	倉	敷	市	議員の編集組織なし	0	3	4定例会、改選後に臨時号発行	市の広報紙に折り込み、全戸配布
50	呉		井	広報委員会	6	1	4定例会	市の広報紙とともに自治会を通じて、全戸配布
51	福	Щ	市	ふくやま市議会だより編集委員会	7	3(兼務)	年4回(5/1, 8/1, 11/1, 2/1)と改選時に 臨時号	新聞折込, 宅配(新聞未購読者)
52	F	関	市	議会広報部会	5	3	代表質問、一般質問に関する記事を年4 回発行。(議員による編集)	3.6.9.12月の市広報紙に差し込む形で発行。 (A4/4ページ) ※なお、毎月の市広報紙に議会からのお知らせと して、職員による編集により掲載している。(A4半 ページ)
53	高	松	市	市議会広報紙編集委員会	7	3	4定例会、臨時会	業者及び地域コミュニティ協議会への委託による 全戸配布(市の広報紙に折り込み)。HP上にPDF 形式で掲載。マチマチ(SNS)及び市議会フェイス ブックによる配信。
54	松	Ц	井	事務局で責任編集	0	4	年4回(4定例会)	市の広報紙と同時に全戸配布
55	高	知	市	広報委員会	5	9	年4回、毎定例会後	市広報紙に折込み、社会福祉協議会等を通じて 全戸配布
56	久	留米	市	議会広報委員会	4	5 (任期付短時間勤 務職員2名含む)	4定例会と改選直後の臨時会	自治会を通じ、市広報紙と同時に各戸配布している。自治会への配布をシルバー人材センターへ委託している
57	長	崎	市	議員の編集組織なし	0	3	4定例会、改選直後の臨時会	市の広報紙に折り込み、自治会等を通じて各世 帯へ配布
58	佐	世保	市	事務局で編集	0	2	年4回(4定例会)、 改選直後の臨時会	市の広報紙と同時に全戸配布
59	大	分	市	広報委員会	6	2	年4回	印刷業者が自治区別に梱包し、配送業者を通じて各自治委員に届け、自治委員が組、班等の当番に渡し各家庭へ配布。
60	宮	崎	市	広報広聴委員会	11	2	年4回	紙発行なし。HP上にPDF形式で掲載。
61	鹿	児島	市	かごしま市議会だより編集委員会(代 表質疑のみ)	第1回定例会:6 第3回定例会:4	6	4定例会	業者委託による全戸配布(市の広報紙と同時配 布)
62	那	覇	市	なは市議会だより編集委員会	8	6	年4回、毎定例会後、改選後に臨時号発 行	シルバー人材センターとの委託契約による全戸 配布(市の広報誌とは別)

				21 議会情報			令和3年4月
		\	_	生中継の有無	スページ(インターネット)による 録画中継の有無	る議会情報 会議録検索システムの有無	HP、広報紙以外での議会情報の発信
1	<u>*</u>	館	市		有	有(本会議、予算·決算特別 委員会)	地元FM局による本会議前日の案内放送、定例会の日程等の新聞掲載、ケーブルテレビによる本会議生中継
2	旭	Ш	市	有(本会議のみ)	有(本会議のみ)	有(本会議, 予算·決算特別 委員会, 補正予算等審査特 別委員会)	市庁舎1階の市民課ロビー及び議会委員会室で本会議のモニター中継を実施。CD版(デイジー形式)議会広報紙を発行。議会中継のスマートフォン対応。
3	青	森	市	有(本会議のみ)	有(平成20年6月開始、 本会議のみ)	有(本会議録のみ)	点字版、テープ版、CD版(デイジー形式)議会広報紙を発行 ケーブルテレビによる本会議生中継
4	八	戸	市	有(19年6月定例会から、本会議のみ)	有(19年6月定例会から、本会議のみ)	有(本会議、常任委員会、特別委員会、全員協議会、常任委員会協議会)	ケーブルテレビによる定例会本会議の生中継及び録画放送 声の市議会だより発行
5	盛	岡	市	有(23年6月定例会から) 本会議のみ	有(23年6月定例会から)本会議のみ	有(本会議・議案審査に関わ る委員会)	・市民ホール(本庁舎、都南総合支所、玉山総合事務所)・議会フロア内のモニター中継 ・職員PC端末への議会映像配信・点字市議会だより・声の市議会だより
6	秋	田	市	有(24年6月定例会から) 本会議のみ	有(H19.6月定例会から) 本会議のみ	有(本会議録及び常任委員 会の記録)	・秋田ケーブルテレビ、インターネットでの本会議生中継 ・地元紙に常任委員会の開催案内 ・声の市議会だより ・市役所分館・階の行政資料閲覧コーナーにおいて、本会議録、議会だより等の閲覧 ・LINEによるお知らせ
7	Щ	形		有 本会議(22年6月定例会 から) 全員協議会・予算・決算 委員会 (24年6月定例会から)	有 本会議(22年6月定例会 から) 全員協議会・予算・決算 委員会 (24年6月定例会から)	有(本会議·常任委員会·特別委員会·全員協議会)	・点字版、CD版、音声コード版(全てダイジェスト版)議会広報紙を発行 ・庁舎内モニターでの中継
8	福	島	市	有(本会議のみ)	有(本会議のみ)	有(本会議·常任委員会·特 別委員会·議会運営委員会)	・市役所本庁舎内モニターテレビ(1・9階ロビーの2ヶ所)で本会議を放映 ・点字版及び音声版の市議会だよりの発行 ・ラジオによる定例会議の開催案内
9	郡	Щ	市	有(H19.6月定例会から) 本会議のみ	有(H19.6月定例会から) 本会議のみ	有(本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会)	点字市議会だより・声の市議会だより、市庁舎内ロビー及び行政センターで本会議の モニター中継
10	い	わき	市	有(H14.9月から)	有 (H15.8月から)	有(本会議、常任委員会)	点字だより・声のたより
11	水	戸	市	有(H21.9月定例会から 本会議のみ)	有(本会議はH21.9月定 例会から、常任委員会 はH23.6月定例会から)	有(本会議録のみ)	・市庁舎1階のモニターでのライブ映像の放映(本会議、常任委員会、特別委員会) ・議会中継のスマートフォン対応(R1.6~) ・声の議会報(市議会のホームページに掲載) ・議会事務局及び情報公開センターでの会議録の閲覧
12	宇	都官	市	有(H19.6月定例会から, 本会議のみ)	有(H19.5月臨時会から,本会議のみ)	有(本会議, 常任委員会)	CATVでの本会議生中継・録画放送。インターネットでの本会議生中継・録画配信。 市庁舎内でのモニター中継。点字版、音声版の議会報を発行。地元テレビ局による データ放送及び市民広場内の大型映像装置における議会情報の配信。フェイスブッ クによる議会情報の発信。 地元テレビ局による「データ放送」に加え「議会広報番組の制作・放送。
13	前	橋	市	有(H22.12月定例会から 本会議のみ)	有(H22.12月定例会から 本会議のみ)	有(本会議、常任委員会、特別委員会)	市庁舎2階の情報公開コーナー・各支所・市立図書館で議会刊行物の閲覧、声の議会だより
14	高	崎	市	有(H24.6月定例会から 本会議のみ)	有(H24.6月定例会から 本会議のみ)	有(本会議、常任委員会、特別委員会)	・点字版市議会だよりの発行、音声版市議会だよりの発行(朗読奉仕会による) ・市庁舎1階大型モニターでの放映 ・市庁舎内市民情報センター・市立図書館にて議会刊行物の閲覧 ・議会中継のスマートフォン対応(H28.4.18~)
15	Ш	越	市	有(H24.3定例会から本 会議(定例会初日・質 疑・最終日及び臨時会) のみ、H31.3定例会から 一般質問も開始)	有(H24.3定例会から本 会議(定例会初日・質 疑・最終日及び臨時会) のみ、H31.3定例会から 一般質問も開始)	有(本会議、常任委員会、特 別委員会、H31.3定例会から 一般質問も開始)	市庁舎内での本会議モニター中継、市役所東庁舎1階情報公開コーナーにおいて議会刊行物の閲覧、川越市議会公式ツイッター及びフェイスブックによる議会情報の発信、点字版、音声版議会だよりの発行
16	Л	П	市	有(H23.5月臨時会から 本会議のみ)	有(H23.5月臨時会から 本会議のみ)	有(平成元年から本会議録 のみ)	・議会中継のスマートフォン対応(平成30年6月定例会から) ・第1本庁舎4階の情報公開コーナー・市立図書館で議会刊行物の閲覧 ・第1本庁舎2階ロビーに会議案内のモニターを設置(お知らせは会議当日のみ)
17	越	谷	市	有(H16.12月定例会から 本会議のみ中継)	有(本会議はH16.12月 定例会から、常任委員 会・特別委員会はH29.6 月定例会から)	有(本会議録のみ)	市庁舎1階の市民課ロビーで本会議のモニター中継を実施。 点字・声の議会だより発行。情報公開センターでの会議録及び議長交際費の閲覧。
18	船	橋	市	有(本会議・委員会)	有(本会議はH16.3月定 例会以降、委員会は H26.2月以降)	有	点字版市議会だより、声の市議会だより、公式ツイッター、公式LINE、庁内モニターによる広告、来庁者駐車場への横断幕の設置、スマートフォンアプリ「マチイロ」への市議会だよりの掲載、市議会ガイドブック、議会周知ポスター本会議の生中継に対し、UDトーク(音声認識アプリ)を使用した字幕表示を開始(市議会HPから外部リンクへアクセス)(令和3年3月定例会から)
19	柏		市	有(H17.12月定例会か ら)	有(H17.12月定例会か ら)	有(本会議録のみ)	本庁舎1階の行政資料室及び沼南庁舎の情報公開コーナーに本会議及び委員会の 会議録及び議会報を備え置き、閲覧に供している。 ツイッターにより情報発信を行っている。
20	八	王子	市	有(H23.5月臨時会から 本会議、R2.2月定例会 から予算等審査特別委 員会及び決算審査特別 委員会)	有(H23.5月臨時会から 本会議、R2.2月定例会 から予算等審査特別委 員会及び決算審査特別 委員会)	有(本会議·常任委員会·特 別委員会·分科会)	点字版市議会だより、声の市議会だよりの発行。インターネットによる生中継。議会中継のスマートフォン対応(H29.6.8~)。図書館等における議事録の閲覧。
21	横:	須賀	市	有(本会議:15年3定 ~、委員会:20年4定 ~)	有(本会議·委員会)	有(本会議、常任委員会(分 科会)、特別委員会)	市議会ガイド(=「議会でゲンキ!」)を発行・配布。市議会公式ツイッターによる情報 発信
22	富	Щ	市	有(本会議のみ)	有(本会議のみ)	有(本会議録のみ)	・市庁舎及び各地区センターにおいて定例会日程を掲示 ・市内電車(路面電車)の車内液晶モニターによる定例会日程の広告 ・市庁舎3階の市政情報コーナー、市立図書館などにおいて、本会議録、市政概要、 議会報等の閲覧 ・ケーブルテレビでの本会議の生放送

				21 議会情報			令和3年4月	
		\	_	生中継の有無	ムページ(インターネット)による 録画中継の有無	る議会情報 会議録検索システムの有無	HP、広報紙以外での議会情報の発信	
23	金	沢	市	有(H26.12月定例月議 会から)本会議のみ	有(H17.3月定例会から)本会議のみ	有(本会議録、常任委員会 及び特別委員会、議会広報 委員会の記録)	CATVでの議会生中継・翌日再放送、点字版議会だより、音声版(CD)議会だより、 市議会ガイドブック	
24	福	井	市	無	有(H26.6月定例会から) 本会議、各常任委員会 及び各特別委員会	有 本会議、議会運営委員会、 各常任委員会及び各特別委 員会、全員協議会	・本会議、各常任委員会及び各特別委員会のケーブルテレビ生・録画放映 ・本会議、各常任委員会及び各特別委員会の録画中継をyoutubeで発信(H26年6月 定例会から) ・本会議一般質問の映像に、手話通訳の映像を挿入し、youtubeで発信(令和元年6 月定例会から)	
25	甲	府	市	有(H25.6月定例会から /本会議の開会日及び 市政一般質問日のみ)	有(H25.6月定例会から /本会議の開会日及び 市政一般質問日のみ)	有(本会議、常任委員会及 び特別委員会)	・CATVでの本会議生中継(開会日及び市政一般質問日のみ) ・甲府市議会フェイスブックによる議会情報発信	
26	長	野	市	有(H17.9月定例会から) ※本会議のみ	有(本会議:H17.9月定 例会から、常任委員会: H30.6月定例会から)	有(本会議、委員会)	・本会議ケーブルテレビ中継(H7.6月定例会から)、本会議インターネット生中継・録画中継(H7.9月定例会から) ・常任委員会録画中継をyoutubeで発信(H30.6月定例会から) ・行政資料コーナー(市庁舎3階)において、会議録(本会議及び委員会)、市議会だより等の閲覧 ・ホームページの更新と同時にTwitterで発信	
27	松	本	市	有(H25.5月定例会から・ 本会議のみ)	有(本会議及び当初予 算説明会、決算特別委 員会のみ)	有	・本会議をケーブルテレビで中継、市庁舎1階大型モニターでの放映・ケーブルテレビで番組「松本市議会委員会レポート」の放送(年4回)・小学生向けに「まつもと市議会こどもだより」を発行・理事者のツイッター、フェイスブック、ラインにて、定例会等の情報を周知・「まつもと市議会だより」の点字版・音声版を作成	
28	岐	阜	市	有(H19.11月定例会か ら)	有(H19.11月定例会から)	有(本会議録のみ)	庁舎内行政資料コーナーにおいて本会議録、市政概要、市議会小史の閲覧。 地元テレビ局による地上波テレビ放映(定例会の質問(質疑)の初日及び2日目、3月 定例会開会日の市長提案説明を生放送) 岐阜市議会事務局Facebookによる議会情報の発信	
29	豊	橋	市	有(本会議H23.6月定例 会から、委員会(議会運 営委員会を除く)H29.9か ら)	有(本会議H23.6月定例 会から、委員会(議会運 営委員会を除く)H29.9 から)	有	市庁舎1階のじょうほうひろば、中央図書館、市民センターにおいて本会議録、委員 会会議録、議会報等の閲覧	
30	岡	崎	市	有(H26.6月定例会から・ 本会議のみ)	有(H21.12月定例会から 本会議、R1.6から議会 開会中の常任及び特別 委員会)	及び決算特別委員会及び議	市役所西庁舎1階市政情報コーナーにおいて議会刊行物等の閲覧 CATVでの本会議生中継(議案付託日を除く)	
31	_	宮	市	有(本会議、常任委員 会)	有(本会議のみ)	有(本会議、常任委員会)	・ケーブルテレビによる定例会本会議の生中継 ・地元FM局で本会議(一般質問のみ)録音放送 ・本庁舎14階、尾西庁舎、木曽川庁舎でモニター放映(本会議、常任委員会) ・声の議会だより発行	
32	豊	田	市	無	有(H18.6月定例会から)	有(H20年度までは本会議録 のみ。H20年度から委員会 会議録も実施済み)	・CATVでの本会議生中継(代表・一般質問のみ) ・市庁舎1階の市政情報コーナー内に議会コーナーを設け、議会刊行物の閲覧。	
33	大	津	市	有(本会議のみ)	有(本会議のみ)	有(本会議·常任、特別委員 会)	メール配信サービス・声の市議会だより、Facebook、YouTube、テレビのデータ放送	
34	豊	中	市	有(本会議·常任委員 会·議会運営委員会)	有(本会議·常任委員 会·議会運営委員会)	有	・議会中継のスマートフォン対応 ・市庁舎4階の市政情報コーナーで議会報等の 閲覧	
35	吹	田	市	有(本会議、予算·決算 常任委員会【総括質疑、 討論·採決】)	有(本会議のみ)	有(本会議、常任·特別委員 会)	・本会議インターネット生中継・録画配信(スマートフォン対応可) ・点字版、CD版及びデイジー版議会だより ・公共施設、提携商業施設、市内2大学にポスターを掲示 ・本庁舎内のデジタルサイネージに議会日程を表示	
36	高	槻	市	無	有(本会議のみ)	有(本会議、常任委員会·協議会、特別委員会)	市庁舎1階の行政資料コーナーにて本会議録、委員会会議録、議会報等の閲覧	
37	枚	方	市	有(本会議のみ)	有(H23.6月定例会から 本会議のみ)	有(本会議,議会運営委員 会、常任委員会,予算·決算	市役所本庁舎内モニターテレビ(待合ロビー2ヶ所)で本会議の様子を放映。点字・声の議会報の発行。 議会を紹介するパンフレットを議会事務局の窓口に配架。 市政情報モニター(市政情報や企業広告を放映する大型モニター。市役所庁舎内待合ロビーに設置)で議会の開催日程・傍聴のお知らせ等を放映。 ツイッターで情報発信を行っている。	
38	八	尾	市	無	有(本会議・委員会)	有(本会議、委員会)	市庁舎1階のモニター及び議員ロビーで本会議・委員会のモニター中継を実施。声の市議会だより・点字版の市議会だよりを発行。 市庁舎3階の情報公開コーナー、市立図書館などで会議録の閲覧	
39	寝』	屋川	市	無	有(本会議のみ)	有(本会議、常任委員会及 び分科会、議会運営委員 会)	市役所本庁舎内テレビ(待合ロビー1ヶ所)で本会議の様子を放映。 議会だよりのデイジー化CD及び点字版。	
40	東	大阪	市	有(本会議・委員会)	有(本会議・委員会)	有(本会議·委員会)	CATVにて代表・個人質問を1時間に編集したものを放送	
41	姫	路	市	有(本会議のみ)	有(本会議のみ)	有	CATV本会議生中継、地域コミュニティFM局にて主な質問事項放送、通告事項の新聞広告掲載 執行部のFacebookにて定例会の日程情報を発信、市議会PRビデオの製作(H30年度) 点字及び声の議会報を発行	
42	尼	崎	市	有(本会議H17.9月定例会から、予算特別委員会H21.2月 定例会から、決算特別委員 会H29.9月定例会から)	有(本会議H17.9月定例会から、予算特別委員会H21.2月定例会から、決算特別委員 会H29.9月定例会から)	有(本会議・委員会) 庁内:H14.1月から 一般:H14.11月から	広報紙の点字版・音声版・録音テープの閲覧、発行	
43	明	石	市	無	有(平成20年9月定例会 から) ※公開は過去5年分	有(本会議は平成15年12月1日から、委員会は平成19年12月20日から)	ケーブルテレビによる本会議生中継、市役所本庁舎内のモニターテレビで本会議の様子を放映、市議会だより音声版を発行、本会議開会のお知らせポスターを市内に掲示、インターネット録画中継のスマートフォン対応、本会議録画DVD貸し出し	
44	西	宮	市	有(本会議はH27.9月定 例会から、予算決算特 別委員会(全体会)はH 28.3月定例会から)	有 ※公開は過去4年分	有(本会議・委員会)	地元FM局で本会議生中継 点字・声の議会だより、議会のしおりを発行 フェイスブックやツイッターで各定例会の前後に情報を配信	
45	奈	良	市	有(本会議·委員会)	有(本会議·委員会)	有(本会議・委員会)	本会議、委員会の中継をモニターテレビ(理事者控室)にて放映している。	

				21 議会情報			令和3年4月
	\	/		生中継の有無	ムページ(インターネット)による 録画中継の有無	る議会情報 会議録検索システムの有無	HP、広報紙以外での議会情報の発信
46	和	歌山	1市	有(本会議・委員会)	有(本会議·委員会)	有(本会議・委員会)	・市内全42地区の各支所・連絡所において、テレビモニターによる本会議及び各委員会映像のインターネット中継を放送 ・2月定例会の代表質問ダイジェストなどを地元テレビ局で録画放送 ・定例会、臨時会及び決算特別委員会の議会日程を地元ラジオ局(AM・FM)で告知・声の市議会だより(市議会だよりの音声版)を作成 ・公式フェイスブックページ(H30、6、1開設)で最新情報を発信 ・広報委員会で制作した市議会PR動画をフェイスブックで発信、本会議及び各委員会インターネット中継の休憩中動画として配信 ・フェイスブック広告を活用し、定例会及び臨時会の議会日程等を配信 ・庁舎内のデジタルサイネージで議会日程やお知らせを配信
47	鳥	取	市	有(本会議のみ)	有(本会議のみ)	有(本会議録のみ)	ケーブルテレビによる本会議の生中継及び録画放送(当日夜) 鳥取市議会公式Facebookを開設(R2年12月から)
48	松	江	市	無	有(本会議のうち一般質 問のみ) ※H30年度から	有(本会議録のみ)	・ケーブルテレビでの本会議(一般質問のみ)生中継及び再放送・本庁舎1階ロビーでの本会議(一般質問のみ)モニター放映・議会図書室及び情報公開室での本会議録・委員会記録・政務活動費の閲覧・ケーブルテレビ網を利用した屋内告知端末の告知放送による議会日程の周知(本会議初日前日、一般質問1日目前日の放送)
49	倉	敷	市	有(本会議のみ) ※H27.6定例会から	有(本会議のみ) ※H25.9定例会から	有(本会議・委員会記録) ※委員会記録はH28.4.1から	フェイスブックで議会情報の発信、 ケーブルテレビ局が自主的に本会議を録画放送
50	呉		市	有(H23.3定例会から本 格稼働)	有(H23.3定例会から本 格稼働)	有(本会議、議会協議会、常任·特別委員会)	・本庁舎1階ロビー・4階市民スペースでの本会議・委員会のモニター放映 ・議会事務局フェイスブックを開設(H28.4から)
51	福	Щ	市	有(H17.3月定例会から)	有(H17.3月定例会分から) ※公開は過去5年分	有(本会議、委員会、全員協議会)	・本庁舎・支所等ロビーでの本会議中継 ・ケーブルテレビ局が、自主的に本会議の初日の情報を中心に編集して放送 ・音訳版・点訳版 市議会だよりの発行
52	下	関	市	有(本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全協(議場実施時))	有(本会議、常任委員会、議会運営委員会、 特別委員会)	有	議会図書室での会議録及び政務活動費の閲覧、本庁舎ロビーでの議長交際費の閲覧、本会議・委員会のモニター放映、市内に設置の電光掲示板及び支所に設置の広報モニターにおいて議会日程を掲示
53	高	松	市	有(H20.6月定例会から)	有(H20.6月定例会から)	有(本会議・委員会)	高松市議会事務局Facebookによる議会情報の発信、本会議ケーブルテレビ生放映、 議会報告会の開催
54	松	Щ	市	有(H19.6月定例会から)	有(H25.6月から)	有(本会議・委員会)	ケーブルテレビ、点字・録音版議会だより
55	高	知	市	有(R2年3月定例会か ら)	有(H25年6月定例会から/定例会本会議のみ)	有	ケーブルテレビ、点字・録音版議会だより 議会だよりを視覚障害を持つ希望者にメール配信、議会広報誌のアプリ配信
56	久	留爿	・市	有(本会議のみ)	有(本会議のみ)	有(本会議録のみ)	ケーブルテレビ、コミュニティFM、点字・音訳版市議会だより、行政資料閲覧コーナー及び市立図書館などにおいて議会刊行物の閲覧、スマートフォンアプリ「マチイロ」への市議会だよりの掲載、市庁舎1階ロビーでの本会議放送
57	長	崎	市	有(本会議のみ) (H17年6月定例会から)	有(本会議のみ) (H18年6月定例会から)	有(本会議·常任委員会·特別委員会·議会運営委員会・世話人会・全員協議会·各派代表者会議)	・本会議ケーブルテレビ生放映(H13.3月定例会から) ・定例会周知ポスターの掲示開始(H18.6月定例会から) ・YouTubeで本会議の録画中継を配信(H25.9定例会から) ・議会事務局フェイスブックを開設(H26年6月から) ・定例会周知等看板の設置(H26年6月から) ・定例会での手話通訳の実施(招集日及び委員長報告を行う日(通常は閉会日)のみ)(H30.6月定例会から) ・市庁舎1階の市政資料閲覧コーナー、市立図書館などにおける会議録(本会議及び委員会)、市議会だより等の閲覧 ・本会議の中継をモニターテレビ(市民ロビー)で放映 ・声の市議会だより
58	佐	世仔	市	有(本会議のみ)	有(本会議のみ)	有(本会議·委員会)	本会議ケーブルテレビ生放映(平成5年12月から)一般質問のみ
59	大	分	市	有(H16.12月定例会から)	有(H19.6月定例会から)	有(本会議・委員会)	CATVでの議会生中継、点字版市議会だより、モニターテレビ(市民課ロビー)、公式ツイッターによる情報発信
60	宮	崎	市	有(H20.6月定例会から)	有(H20.6月定例会から)	有(本会議録のみ)	・市議会だよりの音声版、点字版の発行 ・本会議の中継をモニターテレビ(市民ロビー、各支所)にて放映している。
61	鹿	児息	市	有(H20.6月定例会から)	有(H20.6月定例会から) ※現在公開中はH21.2・ 3月定例会から	有(本会議録のみ)	・市議会だよりの音声版、点字版の発行 ・本会議の中継をモニターテレビ(市民ロビー、各支所)にて放映している。
62	那	覇	市	有(H25.2月定例会から 本会議中継開始、 H26.12月定例会から予 算決算常任委員会の中 継開始)	有(本会議:H25.2月定例 会から、予算決算常任 委員会:H26.12月定例 会から)	有(本会議録・委員会) ※委員会記録は、平成28年 4月臨時会分からホーム ページで公開	ケーブルテレビ、市役所本庁舎内モニター

特集2

ヤングケアラーに関する取組について

本特集は、長崎市を除く中核市 61 市のうち、同規模人口の中核市 14 市及び先進都市7市のヤングケアラーに関する取組について調査照会し、その結果を取りまとめたものです。

○調査の背景と目的

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことを指し、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、自らの育ちや教育に影響を及ぼすことがあるとされている。

厚生労働省が学校、要保護児童対策地域協議会(要対協)、全国の中学2年生・高校2年生を対象に実施した実態調査では、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%であり、このうち、家族への世話を「ほぼ毎日」している子どもが5割弱に達しており、平日1日あたりの世話に費やす時間が「7時間以上」と回答した子どもが1割であると報告されている。

また、家族の世話をしている場合、学校の欠席や早退等が「ある・たまにある」、健康状態が「よくない・あまりよくない」と回答した者の割合が高くなっており、家族の世話をしていない場合に比べ、学業への支障や健康状態の悪化をまねく可能性があるとの報告がなされている。

このようなことから、ヤングケアラーが適切な養育を受け、健やかな成長と教育の機会を得られ、子どもが介護・世話をしている家族に必要な福祉サービスを届けられるような支援が必要であると考えられており、今後の長崎市における支援の在り方や具体的な取組の参考とするため、中核市や先進都市の調査を行うものである。

・ヤングケアラーに関する取組についての取りまとめ結果

【集計結果】

	中核市	先進都市	合計
照会市数	14	7	21
回答市数	14	7	21
回答率	100%	100%	

項目	回答	都市数	構成比
ヤングケアラーに関する取組を明記した計画につ	策定済み	0	0%
いて	策定予定	0	0%
	検討中	4	19%
	予定なし	17	81%
ヤングケアラーに関する 条例の制定について	制定済み	1	5%
	制定予定	0	0%
	検討中	1	5%
	予定なし	19	90%
ヤングケアラーを把握するための実態調査につい	実施している	6	29%
て	検討中	7	33%
	実施予定なし	8	38%
ヤングケアラーと思われる子どもやヤングケアラーに対して、パンフレット作成、研修、講演会開	実施している	6	29%
催などの普及啓発の取組 について	実施していない	15	71%
ヤングケアラーと思われる子どもやヤングケアラーに対して、早期発見・早期対応のため、関係機	実施している	12	57%
関のネットワーク強化などの取組について	実施していない	9	43%

問1 ヤングケアラーに関する取組を明記した計画がありますか。 (既存の計画等に、ヤングケアラーに関する取組を追加した場合も含む。)

(中核市)

番号	都市名					回答
号	部中石	策定済み	策定予定	検討中	予定なし	計画の名称(年月)等
1	柏市				0	-
2	富山市				0	_
3	金沢市				0	_
4	岐阜市				0	_
5	豊田市				0	_
6	豊中市				0	-
7	東大阪市			0		-
8	尼崎市				0	-
9	西宮市				0	-
10	倉敷市				0	-
11	福山市				0	_
12	高松市				0	_
13	大分市				0	_
14	宮崎市				0	-
	(先進都市)					
15	さいたま市			0		-
16	三島市				0	-
	>- 1×					

 17
 浜松市
 〇

 18
 大府市
 〇

 19
 名張市
 〇

 20
 大阪市
 〇

 21
 神戸市
 〇

問2 ヤングケアラーに関する条例を制定していますか。 (既存の条例の一部に、ヤングケアラーに関する条文を追加した場合も盛り込んでいる(盛り込む)ものも含む。)

(中核市)

	(中後川)					
番号	都市名					回答
号	ם נוויום	制定済み	制定予定	検討中	予定なし	計画の名称(年月)等
1	柏市				0	-
2	富山市				0	-
3	金沢市				0	-
4	岐阜市				0	_
5	豊田市				0	_
6	豊中市				0	_
7	東大阪市				0	-
8	尼崎市				0	-
9	西宮市				0	-
10	倉敷市				0	-
11	福山市				0	-
12	高松市				0	_
13	大分市				0	_
14	宮崎市				0	_

15	さいたま市		0		-
16	三島市			0	-
17	浜松市			0	_
18	大府市			0	_
19	名張市	0			・制定年月:令和3年6月 ・名称:名張市ケアラー支援の推進に関する条例
20	大阪市			0	-
21	神戸市			0	-

問3-1 ヤングケアラーを把握するために実態調査を実施していますか。

(中核市)

番号	都市名		回答		
号	部印石	実施している	検討中	予定なし	実施方法等
1	柏市		0		-
2	富山市			0	-
3	金沢市			0	-
4	岐阜市	0			・昨年度、岐阜県からの依頼により、各市町村の要保護児童対策協議会で把握している要支援児童等のケースのうち、ヤングケアラーに当てはまる児童の実態調査が行われた。また、この調査に合わせ、市立小中学校が把握しているヤングケアラーについて、市教委を通じ各学校から情報提供を受けた。・令和2年度6月と8月に学校に照会をかけ、学校が疑わしいものを挙げた。
5	豊田市			0	_
6	豊中市		0		-
7	東大阪市		0		-
8	尼崎市		0		-
9	西宮市		0		-
10	倉敷市			0	-
11	福山市			0	-
12	高松市	0			・令和3年7月に市立小・中学校・高校の教員とSSW (スクールソーシャルワーカー)に対して実態調査を依頼 している。
13	大分市			0	-
14	宮崎市	0			・令和3年5月実施。調査を学校職員に実施。学校職員 がヤングケアラーと思われる児童生徒について回答。

15	さいたま市	0			・6月下旬に、市立中・高等・中等教育学校の全生徒を対象に1人1台端末を活用してアンケート調査を実施した。
16	三島市		0		-
17	浜松市			0	-
18	大府市			0	-
19	名張市	0			・令和2年8月に要保護児対策及びDV対策地域協議会、市内小中学校等と連携し実施。小学校低学年から高校生まで28人をヤングケアラーとして把握。
20	大阪市		0		-
21	神戸市	0			・令和3年9月に小学5年生及び中学2年生に対し、生活実態調査を実施。その調査項目の1つに「現在、家族のケアを行っているかどうか」の項目を入れて調査を行う。

問3-2 ヤングケアラーを把握するための実態調査における課題はありますか。

(中核市)

番号	都市名	課題
1	柏市	・実態把握した後、どんな支援ができるのか関係する部署との共通理解が必要。
2	富山市	_
3	金沢市	・ヤングケアラーの問題が福祉や教育など複数の分野にまたがるため、調整が困難である。・ヤングケアラーという認識が本人及び家族にも認識がなく、把握が極めて困難である。
4	岐阜市	・ヤングケアラーに該当するかしないかの判断が難しい。 ・ヤングケアラーそのものの周知が不十分。 ・現場にとって「ヤングケアラー」は、新しい言葉(概念)であり、学校はもちろん、本人及び家族にも認識がないことから、明確に「この子がヤングケアラーです」と言い切ることには、抵抗と困難さを感じる。
5	豊田市	・実態調査としては行っていないが、スクールソーシャルワーカーが学校を訪問し、小・中学校と情報交換をする中で、ヤングケアラーと思われる家庭の把握に努め、対応につながるように努力している。しかし、家族内のことで、問題が表出しにくいため、正確な実態把握が難しい。
6	豊中市	・ヤングケアラーという認識が本人及び家族にも認識がないことが多いため工夫が必要。・高校生世代については、学校が市町・府県をまたぎ学校を通じての調査が難しい。
7	東大阪市	・ヤングケアラーという認識が本人及び家族にも認識がなく、また、ヤングケアラーの定義も明確ではないので、把握が極めて困難である。 ・調査の対象や手法は検討が必要。
8	尼崎市	・個人を特定した悉皆調査を検討中。小中学生に配付済みのクロムブックを使用予定だが、 低学年などでうまく使用できるか調整が必要。また、高校生はクロムブックの配付がなく、別 途検討が必要。
9	西宮市	-
10	倉敷市	_
11	福山市	・実態調査の必要性について、庁内の関係各課で協議し、コンセンサスを得る必要がある。 ・本人が「ケアラー」であることを認識していなかったり、困り感を感じていなかったりする場合 があり、把握が困難である。
12	高松市	・ヤングケアラーの捉え方が一様でない。 ・ヤングケアラーの問題が福祉や教育など複数の分野にまたがるため、調整が困難である。
13	大分市	・大分県において実態調査を予定しており、大分市としては調査協力、調査結果の共有を行いたい。 ・地域包括支援センターから高齢者福祉担当課に月1回の報告を依頼しており、事例として 挙がってきた場合は、子ども家庭支援センターと情報共有をすることとなっている。
14	宮崎市	・調査を学校職員に実施。学校職員がヤングケアラーと思われる児童生徒について回答しており、ヤングケアラーの定義にあてはまる児童生徒の全てを認知することはできていないと考えられる。

15	さいたま市	_
16	三島市	・ヤングケアラーの問題は福祉や教育など複数の分野にまたがるが、教育委員会の協力を 得て調査の準備を進めている。
17	浜松市	_
18	大府市	・中学校卒業後の者(高校生及び就職等により進学していない者)に対する効率的な調査実施方法
19	名張市	・ヤングケアラーという認識が本人・家族にないケースや、今後、市民への周知を改めて実施していく必要もある中で、広くアンケート調査を実施しても正確な実態把握が困難な状況があると思われる。 ・広報・啓発等とあわせて取組を進める必要がある。
20	大阪市	_
21	神戸市	・自身がヤングケアラーという認識をもって、回答ができるかどうか課題がある。・調査を実施しても匿名の調査であり、ヤングケアラーの対象者を実際に把握することや支援に結びつけていくことに課題がある。

問4-1 ヤングケアラーと思われる子どもやヤングケアラーに対して、パンフレット 作成、研修、講演会開催などの普及啓発の取組を行っていますか。

(中核市)

番号	都市名	回答				
万		実施している	実施していない	計画の名称(年月)等		
1	柏市		0	-		
2	富山市		0	-		
3	金沢市		0	_		
4	岐阜市	0		・教職員、幼稚園や保育所職員向けの児童虐待防止に係る研修などにおいて周知している。 ・岐阜市介護支援専門員連絡協議会の全体研修会(Zoomを利用して実施)及び集団指導講習会(市HPに資料及び動画を掲載することにより実施)においてヤングケアラーについて普及啓発を行った。		
5	豊田市		0	_		
6	豊中市		0	-		
7	東大阪市		0	-		
8	尼崎市	0		・研修、講演、事例検討会、シンポジウムの実施。		
9	西宮市		0	-		
10	倉敷市		0	-		
11	福山市		0	_		
12	高松市	0		教育委員会において、管理職研修や生徒指導担当者研修等で ヤングケアラーについての認知を高めている。		
13	大分市		0	_		
14	宮崎市		0	-		

15	さいたま市	0		・要保護児童対策地域協議会に関わる職員を対象に、ヤングケアラー支援についての研修を実施。
16	三島市		0	_
17	浜松市		0	_
18	大府市		0	_
19	名張市	0		・市広報による啓発、教職員・まちの保健室職員等を対象とした 研修会の開催など。
20	大阪市		0	-
21	神戸市	0		・小中高校及び、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、区役所等に相談窓口のチラシ・ポスターを配布している。 また、民生委員やケアマネジャー、福祉関係者等に研修を行っている。

問4-2 ヤングケアラーと思われる子どもやヤングケアラーに対して、早期発見・早期対応のため、関係機関のネットワーク強化などの取組を行っていますか。

(中核市)

	(中核印)			
回答 番 号 都市名		回答		
号	HIII- H	実施している	実施していない	計画の名称(年月)等
1	柏市	0		要保護児童対策地域協議会での情報共有
2	富山市		0	_
3	金沢市		0	-
4	岐阜市	0		・各学校にヤングケアラーに係る情報提供の依頼を行っている。 また、市内医療機関にも情報提供を依頼する予定。 ・ヤングケアラーだけのためではないが、岐阜市子ども若者総合 支援センターは、学校と連携して家庭の問題全般に対応してい る。
5	豊田市		0	-
6	豊中市	0		・学校と福祉の連携プロジェクト会議を実施し、早期発見・支援の ためのネットワークを構築している。
7	東大阪市	0		・要保護児童対策地域協議会(要対協)の中で、ヤングケアラー の視点でのアセスメントを行うこととした。
8	尼崎市		0	-
9	西宮市	0		・ヤングケアラーに限らず、支援が必要な児童や家庭について、 四半期ごとに関係機関と情報共有をしているほか、必要に応じ て随時連携を図っている。
10	倉敷市	0		・ヤングケアラーを児童虐待の一つであるネグレクトや心理的虐待と捉えて支援している。よって、ヤングケアラーに限ったことではなく、虐待の早期発見・早期対応のため、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、学校園や警察、地域の児童委員等と連携して子どもの困り感やSOSをもらさないよう努めている。学校においては、スクールソーシャルワーカーを配置して、ヤングケアラーに関する問題を抱える児童生徒を把握したときに適切な対応ができるように体制を整えている。
11	福山市		0	-
12	高松市	0		・健康福祉局こども女性相談課主催の情報交換会を月1回行 い、情報を共有している。
13	大分市	0		・年1回中学校区ごとに関係者会議を実施し顔の見える関係づく りを行い早期発見、対応に努めている。
14	宮崎市		0	-
	(生准拟古)			

15	さいたま市		0	・実態調査等を踏まえて今後検討予定。
16	三島市		0	-
17	浜松市		0	-
18	大府市	0		·今年6月に庁内関係課で構成する連絡会議を立ち上げたが、 現在会議の開催実績はなし。
19	名張市	0		・「名張市地域福祉教育総合支援ネットワーク」により、庁内の関係部署や関係機関等と情報を共有。
20	大阪市	0		・大阪市こどもサポートネットの実施。
21	神戸市	0		・庁内のネットワーク会議(年3回)、教育委員会(SSW:スクールソーシャルワーカー)との定期的な連絡会などを通じて情報共有している。

問5 ヤングケアラーが抱える問題にどのような事例がありますか。 また、その問題を解消するための具体的な取組はありますか。

(中核市)

番号	都市名	事例及び取組
号	HI TITLE	
1	柏市	【取組】 ・保護者が精神疾患や障害があり、支援ニーズがある場合は、障害福祉サービスや保育園 等の公的サービスの利用支援を行うことで、家庭や児童の負担軽減を図る取組を行ってい る。
2	富山市	【事例】 ・関係機関(学校など)の把握体制が整っていない。例えば、保護者や子どもから、「兄弟の面倒を見るので欠席(遅刻)する」などの情報を得ていても、定例報告に挙げるに留まっている。 ・学校のヤングケアラーについての認識が薄いため対応がなされていない。 ・本人がヤングケアラーであることを相談しにくい。相談先がわからない。 ・ヤングケアラーであることを本人が自覚していない可能性がある。 ・ヤングケアラーの定義や解釈が社会的に浸透していない。 ・義務教育が終了しているケアラーを把握しづらい。
3	金沢市	【取組】 ・金沢市は児童相談所を設置する中核市であり、児童相談所の機能に加え、福祉、保健、教育等の各部局や民生委員児童委員協議会やPTA協議会等で構成される金沢こども見守りネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を活用し、まずはヤングケアラーに関する講演等で周知を図る予定としている。
4	岐阜市	【事例】 ・親に代わりきょうだいの世話をしているため、学校に登校できていない。 ・祖母の介護のため、兄は高校を休学、弟たちも欠席が続いている。 【取組】 ・ケース会議により、役割分担を実施している。
5	豊田市	【事例】 子どもが母親の受診同行、子どもが母親の服薬管理、母親が精神不安定時の欠席 【取組】 関係機関でケース会議を開催し、母親の障がい支援サービスで、登校前の本人の送り出しのためのヘルパーを派遣できるようにしたことで本人の登校につながった。 〈福祉部回答〉 【事例及び取組】 ・ヤングケアラーの当事者自身が、その状況に困っていない。または困っているという自覚がない。 ⇒ヤングケアラーであるその状況が「当たり前」ではないことに、当事者が気づけるような情報を与える機会が必要。アウトリーチ型による個別支援。 ・家庭内のことが見えにくい。生まれた環境の中で、当たり前に家族のケアを役割づけられて育った環境であるため、SOSも発信することがない。周りが困った状況に気づくことができない。 ⇒地域のキーマンが(民生委員・児童委員・主任児童委員・子ども食堂等子どもに関わっている大人)地域で気になっている世帯に気づき、見守りや把握を行う中で相談支援先につなぐ。ヤングケアラー・が学習の機会が得られないことによる学習能力の低下や遅れ ⇒生活困窮者自立支援事業の子どもの学習支援・生活支援等の事業によるサポート・ヤングケアラーが親からの十分な養育を受けることができないために、生活能力の低下がみられる。 ⇒生活困窮者自立支援事業の子どもの学習支援・生活支援等の事業によるサポート・SOSを出したいと思っても相談先がない。例え、相談に繋がり、家族についての相談をした場合でも、支援者にヤングケアラーという視点がなく解決策もない。積極的に踏み込んで支援することができていない。 ⇒フォーマルだけではなくインフォーマルな相談支援体制が必要。重層的支援体制整備事業の活用等。・・ヤングケアラーに陥ってるケースは、経済的な生活困窮の場合が多く、公的サービスを利用する金銭的な余裕がない。家庭内で介護やケアをせざるを得ない。 ⇒子ども食堂、学習支援、居場所の活用等の見守りの場へケースをつなぎ、支援者がどんなことに困っているのかを把握し、社会資源や地域資源を使っていち早く対応策を講じること。

問5 ヤングケアラーが抱える問題にどのような事例がありますか。 また、その問題を解消するための具体的な取組はありますか。

(中核市)

番号	都市名	事例及び取組
6	豊中市	【事例】 ・保護者の精神疾患等様々な要因にて児童が下のきょうだいの面倒をみるため学校へ登校しづらい。 【取組】 ・保護者の支援サービスを導入すること、きょうだいの保育所入所を進める等
7	東大阪市	【事例】 ・ヤングケアラーであることを相談しにくい。 ・自分がヤングケアラーだとカミングアウトすることの恥ずかしさから相談できない。 ・学校に相談しても「手伝いをしてえらい」と返されるなど理解されない。 【取組】 ・同じヤングケアラーの立場の仲間の集まりがあれば、自分のしんどさを吐き出す場が出来る。 ・まずヤングケアラーについて、相談員の認識が深められていないため研修や啓発が必要と感じ、研修等の実施を予定している。
8	尼崎市	【事例及び取組】 ・保護者・祖父母等の疾病、障害、介護、一人親家庭での弟、妹の世話等の家事負担、きょうだいの障害、疾病。 ・アセスメントシートの開発、対応マニュアル・フローチャートの整備、相談窓口の明示と周知(すべて検討中で未実装)
9	西宮市	【事例及び取組】 ・ヤングケアラーに関する専門相談窓口がない。取組については現在検討中。
10	倉敷市	【事例】 ・ヤングケアラーであることを相談しにくい。 【事例及び取組】 ・子どもが相談しやすい環境作りとして、子ども本人からの悩み相談を受ける「こどもあいカード電話相談事業」を実施している。フリーダイヤル8:30~22:00。この窓口の啓発に努め、子ども達に相談先として認識してもらうことが重要だと考える。他に考えられる案として、毎日、子どもと接する身近な存在である学校の先生に、本人との信頼関係を築いていただき、日頃から相談しやすい状況を作っていただくことも有効と考える。
11	福山市	【事例】 ① 親に精神疾患があり、子どもが親のケアをしている事例。精神状態が悪化すると子のケア負担が増える。 ② 中学2年男子のケース。母が幼い妹の育児のしんどさから虐待(身体)するため、生徒は朝5時に起きて朝食を作り、母、妹に食べさせるなどしている。生徒自身は家族のためによいことをしていると思っており、困り感もない。 【取組】 ① 親の精神状態を安定させるため、医療機関への受診勧奨や障がいサービスの利用等を検討する。 ② 行政、保育所、学校等が連携して母に関わり、妹への虐待を止めたが、生徒の生活状況や意識の変革には至っていない。
12	高松市	【事例及び取組】 ・家事や介護が負担になって、朝起きられず遅刻した際などに、あえて理由を聞かない、とがめないなど、個々の児童・生徒が抱えている問題に配慮した対応をする。 ・本人も難病がありながら、家族の介護や通院付き添いなどで学校を休みがちだった生徒に対して、中学卒業前に、地域での見守り活動を行っている相談支援包括化推進員につなぎ、支援が途切れないようにした。

問5 ヤングケアラーが抱える問題にどのような事例がありますか。 また、その問題を解消するための具体的な取組はありますか。

(中核市)

番号	都市名	事例及び取組
13	大分市	【事例】 ・保護者の精神疾患等により弟妹の世話等をしている事例等では、保護者の病状改善等が進展しないためになかなか解決に至らないことが多い。 ・手帳取得や介護認定を受けている場合等はサービス導入等により改善がみられることも多いので、障害福祉、高齢者福祉部門との連携が不可欠と考えている。
14	宮崎市	【事例】 ・ヤングケアラーが抱える問題は、家庭内で起きていることが多く、詳細な実態を学校職員は、把握しにくい。 【取組】 ・学校は、児童生徒や保護者と相談しやすい関係、状況を把握しやすい関係作りを日々行っている。

	(儿)连部川/	
15	さいたま市	【取組】 ・ヤングケアラーについては現在実態調査中。調査結果等を踏まえて、どのように対応すべきか、庁内プロジェクトチーム等において今後検討する。
16	三島市	【事例】 ・児童や保護者、また、教職員など子どもと接する職員の間にもヤングケアラーの概念が浸透していない。 ・アンケート調査は児童と保護者への周知の意味合いも兼ねており、また、教職員や福祉部局の職員にも研修などを通じて周知する必要性を感じている。
17	浜松市	【取組】 ・浜松市では、ヤングケアラーについて、庁内会議において問題提起し、現在所管課を調整中であり、支援策等については所管課が決まり次第検討していく予定。
18	大府市	【事例】 ・ヤングケアラーである子ども自身に、ヤングケアラーであることの認識が乏しかったり、体面を気にして自分から言い出せなかったりすることで発見が遅れてしまうことがある。 ・支援する側も、新たな課題であるヤングケアラーについての認識が乏しい。
19	名張市	【事例及び取組】 ・幼いきょうだいの世話をしているケースのほか、保護者が病気で家事全般を担っているケース、内職を手伝っているケース、多子世帯で育児・家事を共同で行っているケースなどがあり、複合的な課題を抱えるケースもある。生活を送る上で日常となっており、ヤングケアラーであることを家族も子どもも自認していない状況があり、まずは状況把握を行い、把握したケースに対し、学校の教育相談や要対協での情報共有などを行い、必要な窓口や事業を紹介している。
20	大阪市	【取組】 ・具体的な取組を検討するため、副市長をリーダとするプロジェクトチームを令和3年5月に 設置。
21	神戸市	【事例及び取組】 ・ヤングケアラーに関する相談窓口が明確でない。 ⇒こども・若者ケアラー相談・支援窓口の設置(令和3年6月より) ・ヤングケアラーは自身にケアラーであるという認識が乏しい。 ⇒周囲の大人が気づく必要がある。そのために啓発や研修を実施(令和3年4月以降) ・ヤングケアラーの当事者の立場で交流や情報交換する場がない。 ⇒当事者による交流・情報交換の場づくりを行う(秋頃)。

問6 ヤングケアラーと思われる子どもを発見した後、支援を行う際の留意点はありますか。

(中核市)

1 17	(甲核巾)	
番号	都市名	課題
1	柏市	・問3-1の実態調査は、教育委員会で検討している。ヤングケアラーは学校やスクールソーシャルワーカーからの情報提供で把握することがほとんどで、要保護児童対策地域協議会の要支援(又は要保護)ケースに該当する事例が多いため、協議会を軸に今後ヤングケアラーを支援することは教育委員会と確認している。今後は、協議会の他機関に対してもその周知・啓発を行っていくことが必要と考えている。保健福祉部においては、該当があった場合、速やかにこども部へ情報提供を行う予定。
2	富山市	・子どもの生活環境をしっかりと把握すること。・生活環境や保護者のアセスメント、信頼関係の構築、支援へのつなぎ。・子どもの人権を守る、正確なニーズの把握 など
3	金沢市	・家族のケアや介護等を手伝うことは自体は本来素晴らしい行為であり、「ヤングケアラー= 悪いこと」というメッセージにならないように留意する必要があると考える。
4	岐阜市	・家庭内の問題であるため、関わり方に難しさがある。 ・子ども自身がどのように現状をとらえているか、正しく聴き取ったり、利用できる福祉サービス等があるかどうか検討したりする必要があるが、そのような視点や知識を持った関係者が 少ない。
5	豊田市	< 教育部回答> ・世話をしていることを否定されていると本人に感じさせない言葉がけや配慮。 ・家事や育児について、社会資源を利用すること。 <福祉部回答>
		・子どもに係る関係機関同士の連携および継続的な話し合いの場 ・地域から孤立しているケースなど、地域性を考慮し配慮する必要がある(地域の目から守る)。 ・親との関係性への配慮。親への指導というよりも親への支援的な視点で関わること。
6	豊中市	・子どもの権利を認識しこれが侵害されていないか、子どもの意向に寄り添った対応ができ ているか。
7	東大阪市	・子どもの人権を守る、正確なニーズの把握、相談しやすい体制づくり。 ・家族の中で、自分の役割りとして介護等のケアを担ってきた子ども本人から支援の結果としてその役割りを取ってしまった後の子どもの依るべきところは守れるのかという点。
8	尼崎市	・家庭内のことを外部に話したくない、話さないように保護者等に言われている場合がある。 ・自分がヤングケアラーだという認識がない場合がある。 ・家事をほめられ、家族のために自分を犠牲にすることを肯定的に捉えている場合がある。 ・過去に外部に相談した際に支援につながらず、あきらめている場合がある。 ・介護や障害の認定の際に、国からは児童生徒を「介護力」として認定しないよう指導しているものの、「家族による介護力がある」と認定している場合がある。 ・保護者等が家庭内のことだから、と介入を拒否する場合がある。
9	西宮市	・家庭の背景の把握、子供の意思の把握、相談しやすい関係づくり。
10	倉敷市	・現状に耐え切れず悩んでいる子どももいれば、自分の置かれている状況に違和感を覚えながらも、家族の一員としての役割を大切に考えている子どももいる。その子どもの考えや思いを尊重しながら、見守り、声掛け、必要なときに必要な支援につなぐことが重要だと考える。
11	福山市	・子どもに寄り添いながら、いつでも相談ができる教育相談体制を構築する。 ・個別ケース検討会議等を開催するなどして情報共有を行いながら、ケースの実情(ヤングケアラーとなった原因、家庭や地域の抱える問題等)に応じた必要な支援を行う。
12	高松市	(学校教育課) ・福祉部局につないでいく体制づくり ・個に応じた支援 (健康福祉総務課) ・子どもの人権はもとより、家庭内での立場(介入後の家族関係など)を守るためにもより慎重に支援を進める必要がある。

問6 ヤングケアラーと思われる子どもを発見した後、支援を行う際の留意点はありますか。

(中核市)

番号	都市名	課題
13	大分市	・子どもの人権を守る、正確なニーズの把握、相談しやすい体制づくりなどの留意点が重要と考える。
14	宮崎市	・保護者からSOSが出ている場合は、関係機関への情報提供・共有は比較的しやすいと考える。しかし、保護者からSOSが出ていない場合、情報源の取扱いが難しいので、関係機関に情報提供をする際に配慮を要すると考える。

15	さいたま市	・ヤングケアラーについては現在実態調査中。調査結果等を踏まえて、どのように対応すべきか、庁内プロジェクトチーム等において今後検討する。
16	三島市	・家族の状況を知られることが恥ずかしい、家族のケアが生きがいになっている、福祉サービスの利用に罪悪感を抱くなどの場合も想定されるため、感情面への特段の配慮が重要と考える。
17	浜松市	
18	大府市	・多感な年齢の子ども達が対象者であることを踏まえ、その尊厳を傷付けることが無いように配慮し、聞き取り及び支援を行う必要があると思います。 ・学校等でヤングケアラー事案を確認した際の連絡体制について、ヤングケアラー専門の連絡先を設けず、既存の子どもの問題に関する連絡先である家庭児童相談室に一本化させることで、現場で連絡先を判断する負担を軽減しています。
19	名張市	・家族の一員としての手伝い・世話と、ヤングケアラーの線引きが難しい状況もあり、正確なニーズ把握を行いながら、本人の意向を尊重しつつ、支援につなげる必要がある。また、継続的な支援を行うための相談体制づくりが必要である。
20	大阪市	・各ヤングケアラーの課題を丁寧に解きほぐし、関係機関につなぐため、伴走的・継続的な支援やケースワークが必要と考える。
21	神戸市	・ヤングケアラーの気持ちに寄り添うこと(伴走的な支援) ・相談から具体的な支援に結び付けていくこと(ケアの軽減や解消) ・「ケア=悪いこと」ではなく、ケアの中にあるプラス面も評価すること ・ヤングケアラー自身の語りに耳を傾けること(自分自身でケアのことを理解し、整理する過程を大切にする)

問7 ヤングケアラーへの支援が難しいと思われた事例はありますか。

(中核市)

番号	都市名	課題
1	柏市	・保護者が自分でできるのに上の子に下の子の世話を任せている事例は、保護者が支援機関の関わりを拒否することも多く、支援のきっかけを作るのに苦慮している。生活費に困りがちな家庭には、寄付やフードバンクの食料を持参して訪問することで,受け入れのきっかけを作るなど模索している。
2	富山市	・本人が「ケアラー」であることを認識していない可能性がある。 ・保護者等への指導が必要な場合でも、児童相談所で取り扱ってもらいにくい。 ・ケアラーの状況に応じた指導対象者の見極めや指導方法が確立されていない。 ・「ケアラー」に対する支援方法の事例や実例がほとんどない。
3	金沢市	_
4	岐阜市	・外国人の親の場合、母国の文化による根強い考えがあり、ヤングケアラーを理解してもらいにくい。 ・保護者自身がヤングケアラーとして育っていた可能性が高く、ヤングケアラーについて、理解してもらうことが難しい。
5	豊田市	〈教育部回答〉・ヤングケアラーと思われることに加えて、多子、貧困、教育への無関心、虐待の疑い、育児への意識の低さといった様々な問題が絡み合っている事例 〈福祉部回答〉・親の考え方に偏りがあり、親からの理解を得ることが困難な事例がある。・本人が現在の環境に困っていないため、支援を求めていない。兄弟児のケアのために学校に行けないこと⇒普通と感じている。困っていない。・ヤングケアラーという問題を、各関係機関が我が事として捉えておらず、ケース会議を行っても、支援策を提案する機関が少ない。各関係機関もヤングケアラーを救う手立てを持っていない。策がない場合が多い。・ヤングケアラーを把握した学校側が、その生徒に対し親身に困りごとを精一杯支援している。関係機関が学校の負担を減らすよう、みんなで支援策を出し合い連携することが必要であるが、支援策が不足しており、十分な支援が行えていない。
6	豊中市	_
7	東大阪市	・本人が「ケアラー」であることを認識していない。
8	尼崎市	・複合的な要因(親だけでなく、きょうだいにも障害や疾病があるなど)の場合、課題は複数になる。 ・保護者が介入を拒否する場合がある。
9	西宮市	・本人に「現状に問題がある」との認識がない。
10	倉敷市	・家族が精神的にも物理的にも子どもへ依存しており、子どもへの支援に同意しない。 ・家族や周囲の大人に、子どもがヤングケアラーである認識がない。
11	福山市	・中学3年女子のケース。母子家庭。母は仕事を終えても帰宅せず、生徒が小学生と3歳の妹の世話をしている。行政から種々の環境整備を提案するが、母の意欲、行動につながらない。
12	高松市	・本人が「ケアラー」であることを問題ととらえていないケース
13	大分市	・家族にも「ケアラー」としての認識がなく、保護者等に注意指導を行っても改善がみられないことが多く、対応に苦慮しています。
14	宮崎市	_

問7 ヤングケアラーへの支援が難しいと思われた事例はありますか。

_	(北海和川)	
番号	都市名	課題
15	さいたま市	・ヤングケアラーについては現在実態調査中。
16	三島市	
17	浜松市	
18	大府市	
19	名張市	・支援につないでも、家庭(主に親権者)から断られるケースもあるなど、一時的な対応では 支援が困難であるため、専門職による伴走型支援や社会とのつながり・参加の支援(社会 的処方)、地域での見守り支援など、支援機能の拡充に向けた取組が重要である。
20	大阪市	
21	神戸市	・ケアが必要な家族自身が精神的な病気などを抱え、外部からの接触やケアを拒否する場合、家族への介入が難しい。 ・ヤングケアラーの支援について法的な整備がないため、支援を拒否された場合や関係者における個人情報の共有ができない場合がある。 ・ヤングケアラー自身から外部に対し、SOSを出すことが難しい。

議長金等の動き

(令和3年6月~令和3年8月)

会 議 名 全国市議会議長会第224回理事会

開催月日・場所 6月29日 東京都・砂防会館

概 要 役員補欠選任を行い、副会長2人を選任した後、各委員会の本年 度の活動方針について了承したほか、副会長・監事・部会長の補欠 選任に関する申合せについて協議し、原案のとおり決定した。

> また、当日は、馬場竹次郎総務省大臣官房審議官(財政制度・ 財務担当)から「地方財政の現状と課題」について説明があった。

会 議 名 全国市議会議長会特定第三種漁港協議会定期総会

開催月日・場所 7月8日 境港市・SANKO夢みなとタワー

概 要 事務報告、令和2年度歳入歳出決算、令和3年度事業計画(案)、 令和3年度歳入歳出予算(案)、令和4年度定期総会の開催地 (案)について協議し、原案のとおり了承した。また、国に対する 要望書(案)について協議し、一部文言を修正するよう、後日調整 することとなった。

会 議 名 全国水産都市三団体連絡協議会総会

開催月日・場所 7月20日 書面会議による開催

概 要 令和2年度事業報告、令和2年度歳入歳出決算、令和3年度事業 計画(案)、令和3年度歳入歳出予算(案)、令和3年度国に対す る要望書(案)について、原案のとおり決定した。

会 議 名 長崎県市議会議長会臨時総会

開催月日・場所 8月19日 書面会議による開催

概 要 令和3年度事務報告(前期)、令和4年度各市負担金、令和4年 度役員の改選及び推薦、令和4年度長崎県市議会議長会等の会議の 開催計画、令和3年度長崎県市議会議長会の行政視察について了承 されるとともに、下記のとおり、各市からの提出議案24件について 審議し、異議なく採択した。

なお、採択された各議案を集約した「西九州地域の交通網の整備 促進について」及び「離島振興について」の2件を、10月27日に書 面会議で開催される九州市議会議長会第3回理事会(臨時総会代 行)への長崎県13市共同提出議案とすることに決定した。

記

(議案)

(諸	(秦)	
1	都市財政の充実強化について	(長崎市)
2	交通網の整備促進について	(長崎市)
3	環大村湾道路網の整備促進について	(長崎市)
4	西九州自動車道の整備促進について	(佐世保市)
5	国道205号の整備促進について	(佐世保市)
6	九州新幹線西九州ルートの着実な整備及びJR佐世代	呆線等の
輎	送改善について	(佐世保市)
7	高規格道路「島原道路」の早期整備について	(島原市)
8	災害に強いまちづくりの推進について	(島原市)
9	一般国道 (34号・57号・207号) の早期整備について	(諌早市)
10	九州新幹線西九州ルートの着実な整備について	(諌早市)
11	幹線道路等の早期整備について	(大村市)
12	九州新幹線西九州ルートの全線フル規格による整備	等について
		(大村市)
13	地域医療における医師確保対策について	(平戸市)
14	鷹島神埼遺跡の保存と活用について	(松浦市)
15	西九州自動車道の整備促進について (平戸市	ī、松浦市)
16	離島海上高速交通体系の維持について	(対馬市)
17	空港の整備等について	(壱岐市)
18	離島航路における海上高速交通体系の維持について	(壱岐市)
19	道路交通網の整備促進について	(西海市)
20	道路交通網の整備促進について	(雲仙市)
21	高規格道路「島原天草長島連絡道路」(南島原市深	[江町~口)

津港間)と「愛野小浜バイパス」の早期事業化及び「一般国道57

号」「一般国道251号」の雲仙市愛野町から南島原市ロノ津港ま

での機能強化について

(南島原市)

- 22 九州西岸軸構想とその中核となる島原・天草・長島架橋構想の 推進について (島原市、南島原市)
- 23 海洋再生可能エネルギーによる島づくりの支援について (五島市)
- 24 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金(航路・航空路運賃 の低廉化)の対象者拡大について (五島市)

委員会だより

(令和3年6月下旬~8月下旬) ※定例会・臨時会中の常任委員会は除く。

【議会運営委員会】

開催日 8月25日

事 件 1 令和3年第4回長崎市議会定例会について

2 令和3年第4回長崎市議会定例会の運営について

3 意見書の取扱いについて

概 要 1について説明を受け、了承した。

2について協議し、決定した。

3については、各会派に持ち帰り、9月6日開催の議会運営委員会 で取扱いを決定することになった。

【総務委員会】

開催日 7月2日、5日

事 件 所管事務調査(企画財政部)

長崎市第五次総合計画「前期基本計画」について

概 要 上記事項について、調査を行った。

【長崎駅周辺整備·交通結節対策特別委員会】

開 催 日 6月23日

事 件 長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画における長崎駅周辺整備の 方向性について(現地調査を含む。)

概 要 上記事項について、理事者から説明を受け、質疑を行った。

その後、長崎駅にて長崎駅周辺整備の方向性に係る現地調査を行い、 関係者から説明を受け、質疑を行った。

開催日 7月29日

事 件 長崎スタジアムシティ周辺の整備計画及び長崎駅、浦上駅への動線 について(現地調査を含む。)

概 要 上記事項について、株式会社リージョナルクリエーション長崎から 参考人をお招きし、長崎スタジアムシティ建設現場の隣接地である長 崎市中部下水処理場管理棟にて現地調査を行い、参考人及び理事者か ら説明を受けた。

> その後、同項目について参考人と意見交換を行い、理事者に対して 質疑を行った。

開催日 8月26日

事 件 長崎駅及び新駅ビルの整備計画について

概 要 上記事項について、委員の質問に対するJR九州の見解について理 事者から説明を受けた。

【ポストコロナ経済対策特別委員会】

開催日 6月23日

事 件 本市の生活困窮世帯、子育て世帯への経済支援について

概 要 上記事項について、理事者から説明を受け、質疑を行った。

開催日 7月29日

事 件 本市経済への影響について有識者との意見交換

概 要 上記事項について、日本銀行長崎支店から参考人をお招きし、意見 交換を行った。

開催日 8月23日

事 件 今後の調査項目及び開催計画について

概 要 上記事項について、それぞれ協議し、決定した。

【ポストコロナ交流人口拡大対策特別委員会】

開催日 6月23日

事 件 新規開館施設や既存の施設を活用した観光振興の在り方について

概 要 上記事項について、理事者から説明を受け、質疑を行った。

開催日 7月30日

事 件 交流人口拡大に向けたプロモーションの手法について

概 要 上記事項について、一般社団法人長崎国際コンベンション協会から 参考人をお招きし、意見交換を行った。

開催日 8月27日

事 件 長崎スタジアムシティプロジェクト関係者との意見交換(協議会)

概 要 上記事項について、オンラインを活用した協議会を開き、株式会社 リージョナルクリエーション長崎から識者をお招きし、意見交換を行った。

図書室だより

(令和3年8月)

新 刊 図 書

図書名	編著者名	発 行 所
広報で差がつく議会力 -市町村議会広報クリニックー	芳野政明 吉村 潔	中央文化社
1人から始める議会改革 -市民フリースピーチが議会を変えた!-	ビアンキ・アンソニー	学陽書房
自治体議員が知っておくべき 政策財務の基礎知識	江藤俊昭 新川達郎	第一法規
子どもの未来図 -子ども期の危機と貧困化に抗する政策的課題-	浅井春夫	自治体研究社
誰ひとり取り残さない 住民に伝わる自治体情報の届け方	佐久間智之	学陽書房
生活不安定層のニーズと支援 ーシングル・ペアレント、単身女性、 非正規就業者の実態-	西村幸満	勁草書房
コミュニティ自治の未来図 -共創に向けた地域人財づくりへ-	大杉 覚	ぎょうせい
仕事がうまく回り出す! 公務員の突破力	安部浩成	ぎょうせい

= MEMO =	

調査資料報

〔令和3年9月〕

編集·発行 長崎市議会事務局議事調査課

〒850-8685 長崎市桜町2番35号

TEL (095) 829-1200

FAX (095) 829-1199